

令和元年9月定例会

横芝光町議会会議録

令和元年	9月3日	開会
令和元年	9月17日	閉会

横芝光町議会

令和元年9月横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月3日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第21号、報告第1号ないし報告第4号の上程、説明	11
一般質問	59
宮 菌 博 香 君	59
休会の件	72
散会の宣告	72

第 2 号 (9月17日)

議事日程	73
本日の会議に付した事件	74
出席議員	74
欠席議員	75
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	75
職務のため出席した者の職氏名	75
開議の宣告	76
諸般の報告	76
一般質問	76

小 倉 弘 業 君	76
森 川 貴 恵 君	86
鈴 木 輝 男 君	100
川 島 富 士 子 君	101
山 崎 義 貞 君	112
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	125
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	126
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	126
議案第4号審議（質疑・討論・採決）	127
議案第5号審議（質疑・討論・採決）	127
議案第6号審議（質疑・討論・採決）	129
議案第7号審議（質疑・討論・採決）	129
議案第8号審議（質疑・討論・採決）	130
議案第9号審議（質疑・討論・採決）	131
議案第10号審議（質疑・討論・採決）	136
議案第11号審議（質疑・討論・採決）	136
議案第12号審議（質疑・討論・採決）	137
議案第13号審議（質疑・討論・採決）	137
議案第14号審議（質疑・討論・採決）	138
議案第15号審議（質疑・討論・採決）	145
議案第16号審議（質疑・討論・採決）	148
議案第17号審議（質疑・討論・採決）	148
議案第18号審議（質疑・討論・採決）	149
議案第19号審議（質疑・討論・採決）	149
議案第20号審議（質疑・討論・採決）	150
議案第21号審議（質疑・討論・採決）	150
議員派遣の件	151
陳情の件	151
委員会の閉会中の継続審査の件	153
閉会の宣告	154

9 月 定 例 会

(第 1 号)

令和元年9月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年9月3日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号ないし議案第21号、報告第1号ないし報告第4号について(町長政務報告・提案理由説明)
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮菌博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君
11番	川島仁君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課	長	林雅弘君	企画空港課長	平山貴之君
財政課	長	椎名富士男君	環境防災課長	萩原浩己君
税務課	長	鈴木正広君	住民課長	大木敏江君
産業課	長	熱田雅之君	都市建設課長	川島敏彦君
福祉課	長	及川雅一君	健康こども長	椎名淳君
食肉センター	長	向後和彦君	健康こども長	渡邊奨君
会計管理者		秋葉義臣君	東陽病院長	押尾良晴君
教育課	長	椎名雄一君	教育長	川嶋修君
監査委員		椎名重基君	社会文化課長	

職務のため出席した者の職氏名

局	長	市原通雄	書	記	齋藤美紀
---	---	------	---	---	------

◎開会の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより令和元年9月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前 9時59分）

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

3番 印 東 彦 治 議員

14番 鈴 木 唯 夫 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を、本日から9月17日までの15日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月17日までの15日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、本定例会は各会計の平成30年度決算認定について審議することから、椎名重基代表監査委員に出席をいただいております。

次に、陳情の付託について報告いたします。

今期定例会に受理しました陳情2件及び継続審査の陳情1件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したので報告します。

次に、議員派遣結果報告について、鈴木副議長から報告書の提出がありましたので、報告します。

次に、教育委員会の点検・評価について、教育委員会から報告書の提出があり、これを受理したのでご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告いたします。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、6月18日に開催された令和元年東総衛生組合議会第1回臨時会について、鈴木輝男議員。

〔10番議員 鈴木輝男君登壇〕

○10番（鈴木輝男君） それでは、報告させていただきます。

去る6月18日に開催されました令和元年東総衛生組合議会第1回臨時会の概要を報告させていただきます。

議案第1号は、工事請負契約の締結についてであります。

本案は、規定により議会の議決に付すべき案件であるため提案するもので、案件は、東総衛生組合クリーンパーク大規模改修工事で、施設の長寿命化等を図るため、改修工事を2カ年で実施するものであります。

議案第2号は、千葉県市町村総合事務組規約の変更に関する協議についてであります。

本案は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である香取市東庄町病院組合が、令和元年8月31日をもって解散することに伴い、組合の組織団体数が減少することから、当該組規約の改正を行いたい旨、協議があったものであります。

議案第3号は、専決処分の承認についてであります。

本案は、東総衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、働き方改革関連法が本年4月1日から順次施行され、時間外労働の上限規制を設定する必要があるとあり、当組合条例の改正について急施を要するものと認め、専決処分させていただきましたので、本議会に報告し、承認を求めるとしております。

提案されました3議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、令和元年東総衛生組合議会第1回臨時会の概要報告とさせていただきます。

[10番議員 鈴木輝男君降壇]

○議長（鈴木克征君） 次に、7月4日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年7月臨時会について、庄内賢一議員。

[8番議員 庄内賢一君登壇]

○8番（庄内賢一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ご報告させていただきます。

去る7月4日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年7月臨時会の概要を報告させていただきます。

本臨時会は、副議長の選挙並びに議案4件が提案され、副議長には、私、庄内賢一が選出されました。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、労働基準法の一部改正及び国家公務員における人事院規則の一部改正等を踏まえ、時間外勤務の上限を定めるに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものです。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについては、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、総務省消防庁の通知に基づき、避雷設備及び住宅用防災機器等の設置に関する事項を改正するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものです。

議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合の規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

本案は、令和元年8月31日をもって、香取市東庄町病院組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正について、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法の規定により提案するものです。

議案第4号 匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任についてであります。

本案は、議員選任の匝瑳市横芝光町消防組合監査委員であります川島仁氏が、平成31年4

月30日をもって任期満了となりましたので、新たに秋鹿幹夫氏を匝瑳市横芝光町消防組合監査委員に選任したく、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものです。

提案された4議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和元年7月臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 庄内賢一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、7月30日に開催された令和元年山武郡市環境衛生組合議会第1回臨時会について、鈴木和彦議員。

〔9番議員 鈴木和彦君登壇〕

○9番（鈴木和彦君） 改めて、おはようございます。

去る7月30日に開催された令和元年山武郡市環境衛生組合議会第1回臨時会の概要報告をさせていただきます。

本臨時会には、議長及び副議長の選挙並びに2議案が提案され、議長には、山武市の高知尾正義氏、また、副議長には、私、鈴木和彦が選出されました。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

本案は、千葉県市町村総合事務組合から、組織団体である香取市東庄町病院組合が、令和元年8月31日をもって解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議がございました。議会にお諮りする時間的余裕がないため、地方自治法の規定により、専決処分をいたしましたので、本会議に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第2号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案の改正点は2点ございます。

初めに、1点目でございます。これは、働き方改革の一環として、長時間労働を是正するための措置でございます。超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど、所要の措置を講じる必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、2点目でございます。これは、福利厚生の一つであります、看護休暇の期間及び時間につきまして、本条例と実際の運用を行う規則の整合性がとれていない部分があるため、本条例の一部を改正し整合性を図るため、承認を求めるものであります。

提案されました2議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、令和元年山武郡市環境衛生組合議会第1回臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔9番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、8月5日に開催された令和元年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会について、川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） おはようございます。

去る8月5日に開催されました令和元年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の概要を報告させていただきます。

本臨時会に提案された案件は3議案であります。

議案第1号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、組合の組織団体である香取市東庄町病院組合が令和元年8月31日をもって解散することにより、組織団体の数が減少するため、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を制定するものであります。

議案第2号及び議案第3号は、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでありまして、それぞれ任期満了に伴う改選です。

議案第2号は、千葉県税理士会より推薦のあった茂木浩氏を、議案第3号は、市議会議長会より推薦のあった飯生喜正氏を、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員に選任するものであります。

提案されました3議案は、議決の結果、いずれも同意されました。

以上、令和元年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、8月9日に開催された八匠水道企業団議会令和元年8月定例会について、越川一雄議員。

〔7番議員 越川一雄君登壇〕

○7番（越川一雄君） 去る8月9日に開催されました八匠水道企業団令和元年8月の定例会概要を報告させていただきます。

本定例会には、報告1件と議案5件が提案されました。

報告第1号は、平成30年度八匠水道企業団水道事業会計資金不足比率についてであります。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法の規定により、議会に報告し、公表するもので、資金不足は生じず、資金不足比率も発生しないなど、経営状態が良好である旨の報告がありました。

議案第1号は、八匠水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、指定給水装置工事事業者の指定更新制度導入による水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新にかかわる手数料の額を定めたく、提案したものです。

議案第2号は、八匠水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、水道法施行令の一部改正に伴い、水道技術管理者及び布設工事監督者の資格要件について、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等に扱うこととするともに、字句の整理をいたしたく提案したものです。

議案第3号は、平成30年度八匠水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

本案は、地方公営企業法の規定により、平成30年度八匠水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金2億1,711万9,973円を自己資本金に組み入れることについて、議会の議決を求め、あわせて決算について議会の認定を求めため提案したものです。

議案第4号は、令和元年度八匠水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、令和元年度八匠水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を次のとおりといたしたく提案したものです。

初めに、収益的収入及び支出のうち、支出について、1款水道事業費用100万円を増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入について、1款資本的収入1,076万4,000円を増額し、支出について、1款資本的支出8,588万7,000円を増額するものであります。

議案第5号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

本案は、令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法の規定により、関係

地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

提案された5議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、八匠水道企業団令和元年8月定例会の概要報告といたします。

〔7番議員 越川一雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、8月26日に開催された令和元年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会について、宮菌博香議員。

〔5番議員 宮菌博香君登壇〕

○5番（宮菌博香君） 改めまして、おはようございます。

去る8月26日に開催されました令和元年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要を報告いたします。

本定例会には、議長の選挙並びに議案5件と報告2件が提案され、議長には、東金市の石崎公一氏が選出されました。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、千葉県市町村総合事務組合から組織団体である香取市東庄町病院組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議がございました。議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分をしたことから、本会議に報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例第38条第1項中、第5条を第6条に改め、別表第4法第16条の2第1項の指定を受けようとする者の項の次に、「法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けようとする者」を加える条例改正を議会に提案されたものであります。

議案第3号は、平成30年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

本案は、平成30年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金4億7,781万9,214円を資本金へ組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるとともに、平成30年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入は50億1,222万9,812円で、支出は45億3,441万598円でした。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入2億346万9,946円に対し、支出は14億5,527万1,657円となりました。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12億5,180万1,711円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

議案第4号は、令和元年山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、消費税額の改正に伴うべく、債務負担行為の限度額を変更するために提案されたものであります。

議案第5号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

本案は、監査委員の任期満了により、山武市の能勢秋吉氏を選任すべく、議会の同意を得るため、提案されたものであります。

報告第1号は、平成30年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額4億7,574万円を、令和元年度に繰り越した旨の報告でありました。

報告第2号は、平成30年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計資金不足比率についてであります。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により議会に報告し、公表するもので、資金不足比率の発生はなく、経営状況は良好な状態である旨の報告でありました。

提案されました5議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、令和元年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要報告といたします。

〔5番議員 宮蘭博香君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 最後に、8月19日に開催された令和元年第2回山武郡市広域行政組合議会定例会については、お手元に配付の資料をもって報告といたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第21号、報告第1号ないし報告第4号の上程、

説明

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第1号ないし議案第21号、報告第1号ないし報告第4号を一括議題とします。

町長から、政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速、政務報告並びに提案理由説明を申し上げさせていただきます。

本日ここに、令和元年9月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集いただきまことにありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般の議会全員協議会でご報告させていただいたとおり、7月に3名の職員に対し、懲戒処分を行いました。

3名もの職員に対し懲戒処分を行うという、異常事態に際し、被害者を初め町民の皆様には深くおわび申し上げます。

全体の奉仕者であるべき公務員として恥ずべき行為であり、町の信頼を著しく低下させてしまったことを大変重く受けとめて、町長、副町長、教育長を減給、上司を文書訓告としました。

再発防止に向け、職員一人一人が常に法令遵守の意識を持つこと、高い倫理観で仕事に臨むことが必要であります。

さらにはより一層の綱紀の粛正を図り、信頼回復に向け職員一丸となって、全力で取り組んでまいります。

9月に入ったものの、まだまだ暑い日も多く、昼夜の温度差から、体調を崩しやすい時期でもありますので、議員各位には、体調管理に十分ご留意くださるようお願い申し上げます。

それでは、9月議会定例会に当たり、町政の状況等諸般の報告を申し上げます。

初めに、企画空港課関係についてであります。本年10月27日からの成田国際空港A滑走路の夜間飛行制限変更に伴い交付されることとなったA滑走路特別加算金であります。7月12日の議会議員全員協議会でご説明させていただいたとおり、今年度は騒防法第1種区域

を対象とした航空機騒音地域補助金の拡充と、大総地区の幹線道路である町道 I - 1 号線、大総新道の舗装修繕事業に充てたいと考え、所要の収入、経費を今議会定例会に提案しております一般会計補正予算案に計上したところであります。

この特別加算金は新しく建設予定の C 滑走路供用開始までの間、交付されますので、来年度以降も航空機騒音の影響を受ける地域のために使用したいと考えております。

また、同じく議会議員全員協議会でご説明させていただいた、横芝駅・成田国際空港間の新シャトルバス運行事業についてであります。成田国際空港株式会社から、特段のご高配により当町地域振興策へのより一層の協力として空港周辺地域振興支援金の申し出をいただいたことから、このバス運行事業に活用すべく所要の収入、経費を一般会計補正予算案に計上いたしました。

当町中心部と成田国際空港を結ぶバス運行により、町民の皆さんが優れた社会資本である国際空港をもっと身近に感じていただけるようになること、町内から空港周辺への通勤通学者がふえることで定住の促進、これから増加が見込まれる空港周辺企業従業員の取り込み、さらにはインバウンドを取り込む観光振興機運の醸成に資すると期待しているところであります。

続いて、財政課関係についてであります。閉校施設の活用事業計画の募集につきまして、令和 2 年 3 月をもって閉校する大総小学校及び南条小学校について、5 月 9 日の議会議員全員協議会でご説明させていただきましたとおり、町や千葉県のホームページ、新聞掲載等を通じ両校の活用事業計画の募集を公募しましたが、残念ながら 7 月 26 日の申し込み期限までに、両校とも申し込みがありませんでした。

しかしながら、問い合わせや校舎見学などを通じ施設に関心を持っていただいた事業者もあることから、ここで募集を打ち切るのではなく、引き続き、事業者からの問い合わせや申し込みなどに対応してまいります。

また、活用事業者がより多く参加していただけるよう、今回の応募条件や募集方法を検証、見直ししたいと考えております。

続いて、産業課関係についてであります。夏季観光事業につきまして、7 月 13 日土曜日から 8 月 18 日の日曜日までの 37 日間、屋形海水浴場を開設いたしました。梅雨明けがおくれた影響もあり、来客数は 8,150 人で、昨年の 9,300 人より 1 割ほどの減少となりました。

開設期間中は、ライフセーバーによる監視、観光まちづくり協会による場内整理、交通安全協会や防犯協会の皆様によるパトロール等、多くの皆様にご協力いただき、無事に終了す

ることができましたことに改めて感謝申し上げます。

次に10月から販売を開始するプレミアム付き商品券につきまして、消費税率の引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするため、住民税が非課税の世帯と2016年4月2日以降に生まれたお子様がいる子育て世帯を対象に、10月1日から来年2月29日まで、登録のあった町内店舗で利用することができるプレミアム付き商品券の発行準備を進めております。

非課税世帯には申請のあった方に、子育て世帯には対象者全員に、商品券の購入引換券を9月下旬に発送いたします。10月1日以降、町内7カ所の郵便局で最大2万5,000円分の商品券を2万円で購入することができる大変お得な商品券ですので、対象となった多くの方にご利用いただけるよう、しっかりと周知を進めてまいります。

続いて、健康こども課関係についてであります。子育て世代包括支援センターにつきまして、健康づくりセンター「プラム」1階プレイルームの改修工事を本年8月に着工し、10月に工事が終了する予定で進捗しております。改修工事終了後は令和2年4月のセンター開設に向け、備品購入、事業内容の調整及び実施要綱の制定等の諸準備を進める予定です。利用される方には、工事期間中ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて、教育課関係についてであります。今年度の中学校部活動の状況につきまして、光中学校陸上部から1年女子800メートルで関東大会へ出場し、5位に入賞いたしました。また、横芝中学校ソフトテニス部から男女団体戦と男女個人戦で関東大会へ、さらに女子個人1組が全国大会に出場し、健闘いたしました。大会に出場した生徒はもちろんですが、熱心に指導に当たられた顧問の先生、そして日々生徒を励まし、支えていただいた保護者の皆様に対し改めて敬意を表します。

次に、小学校統合準備の進捗状況につきまして、小学校統合を円滑に行うために必要な準備、検討及び調整を図るため「横芝光町立小学校統合準備委員会」を設置し、第1回会議を7月に開催いたしました。「大総小・横芝小」及び「南条小・東陽小」それぞれの統合準備委員会に対し、統合準備スケジュールや校章、校旗、校歌、スクールバス運行、移転準備等について説明し、協議、意見交換を行いました。委員会において協議し、決定した内容を今後のスケジュールに反映し、円滑に統合準備を進めてまいりたいと考えております。

続いて社会文化課関係についてであります。「第70回山武郡市民体育大会」が6月16日から8月18日にわたり開催されました。当町も17種目に参加し、381名の選手・関係者が参

加されました。

ソフトテニス男女、野球、バスケットボール男子の優勝を初め、各種目で優秀な成績をおさめられ、総合成績では、第4位という結果でありました。

暑い中での大会となりましたが、選手、体育協会の役員を初め、大会運営にご尽力いただいた関係各位に深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

なお、野球の部については郡大会で優勝したため、8月3日、4日に長生村で行われた千葉県民体育大会第6ブロック代表決定戦に出場いたしました。

代表決定戦では2試合に勝利し、10月26日、27日に市川市国府台球場ほか2会場で行われる千葉県民体育大会軟式野球競技の部に出場が決定いたしました。

続いて、東陽食肉センター関係についてであります。7月末現在のと畜頭数は、豚が3万6,043頭、牛は1,115頭で、昨年同時期と比較して、豚が2,485頭の減、牛は96頭の減となっています。

と畜頭数減少に伴う食肉センター使用料の減収により、非常に厳しい経営状況となっておりますが、関係者と連携を密にし、と畜頭数の確保に努めてまいります。

最後に病院事業会計の運営状況についてであります。外来患者につきましては、非常勤医師を確保し外来枠をふやしたこともあり増加傾向にあります。

しかしながら、入院患者につきましては、この5月から着手しております3階病棟等改修工事に伴いまして、ある程度の入院制限をせざるを得ない状況もあり、減少傾向にあります。

改修工事の影響による入院収益の減少はありますが、10月には訪問看護ステーションを開設することによる増収が見込まれ、加えて育児休暇中の内科医が職場復帰することもあり、改修工事の進捗にも影響されますが、下半期から年度末にかけては医業収益の増収を見込んでいるところであります。

いずれにしましても、地域住民にはなくてはならない病院でありますので、さらなる患者サービス向上を図るとともに、病院の安定運営に努めてまいり所存でありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、現在の各種事業の進捗状況等について、申し述べさせていただきました。

議員各位には、今後ともさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。諸般の報告といたします。

それでは、引き続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を、ご説明申し上げます。

お手元の「令和元年9月横芝光町議会定例会提案理由説明書」をごらんください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定）であります。本案は、令和元年5月17日午後1時30分ごろ、千葉市美浜区の路上で発生した、横芝光町職員と相手方との車両物損事故に関し、損害賠償額147万1,936円を支払うことにより相手方と示談することについて、相手方が早期の示談を望んでおり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものであります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町長等の給料の特例に関する条例の制定）であります。本案は、7月に職員3名の不祥事に対し、懲戒免職を含む懲戒処分をした事案を重く受けとめ、町長、副町長及び教育委員会教育長の給料を減額すべく、横芝光町長等の給料の特例に関する条例を緊急に制定する必要があると、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものであります。

議案第3号 横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、国家公務員の超過勤務命令の上限設定等が行われたことに伴い、横芝光町職員についても同様の措置を講ずるため、横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第4号 横芝光町ふるさとまちづくり基金条例の制定についてであります。本案は、町の活性化及び活力あるまちづくりを推進する事業の財源確保を図るため、横芝光町ふるさとまちづくり基金条例を制定すべく提案したものであります。

議案第5号 横芝光町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、消防団員の定数見直し及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布等に伴い、消防団員の欠格事項の一部を改正する必要があるため、横芝光町消防団条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第6号 横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されることにより所要の改正が必要となったため、横芝光町印鑑条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第7号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、東陽病院内に設置する横芝光町訪問看護ステーション事業にお

いて業務に従事する看護師等の特殊勤務手当を改定する必要があることから、横芝光町職員の特務手当に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第8号 町道路線の認定についてであります。本案は、駅前広場駐車場用地の賃貸区域の確定に伴い、道路を整備したことにより、町道路線の認定をする必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第9号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、財政調整基金及びふるさとまちづくり基金積立金のほか、人事異動等に伴う人件費、生活路線バス運行事業、町単土地改良補助事業、舗装修繕事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3億8,986万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億3,492万8,000円とすべく提案したものであります。

議案第10号 令和元年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、人事異動に伴う人件費等の減額及び保険税還付金の増額により所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ309万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,890万2,000円とすべく提案したものであります。

議案第11号 令和元年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、人事異動に伴う人件費の増額により所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ221万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,321万6,000円とすべく提案したものであります。

議案第12号 令和元年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率の合計が10%に引き上げられることに伴い、低所得者への保険料の軽減の実施のほか人事異動に伴う人件費及び前年度における保険給付費等に対する国、県、社会保険診療報酬支払基金並びに一般会計からの定率による義務的負担金の精算に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3,747万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,947万1,000円とすべく提案したものであります。

議案第13号 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、慢性疾患患者の状態変化を早期発見するための管理機器の導入と所有する車両1台が使用不能となったことによる新たな車両の購入に要する経費に補正の必要が生じたため、収益的収支予算の支出を268万7,000円増額し、支出総額を16億5,648万7,000円とし、資本的収支予算の支出を80万円増額し、支出総額を3億8,237万4,000円とすべく提案したものであ

ります。

議案第14号ないし議案第19号並びに議案第20号についてであります。各会計の平成30年度歳入歳出決算について、議会の認定を求めるべく、監査委員の意見をつけて提案したものであります。

議案第21号 財産の取得についてであります。本案は、スクールバス購入に係る契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

報告第1号 平成30年度健全化判断比率の報告についてであります。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度における健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第2号 平成30年度資金不足比率の報告についてであります。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度における資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）であります。本件は、令和元年6月22日午前10時45分ごろ、横芝光町横芝2157番地1付近、国道126号路上で発生した横芝光町職員と相手方との車両物損事故に関し、損害賠償額40万1,800円を支払うことにより相手方と示談することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第4号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）であります。本件は、令和元年6月22日午前10時45分ごろ、横芝光町横芝2157番地1付近、国道126号路上で発生した横芝光町職員と相手方との車両物損事故に関し、損害賠償額68万744円を支払うことにより相手方と示談することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上で、令和元年度9月議会定例会政務報告及び提案理由説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきたいと存じます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、教育課長。

〔教育課長 椎名雄一君登壇〕

○教育課長（椎名雄一君） それでは、ピンク色の議案つづり1ページをごらんください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定）につきまして、補足説明をさせていただきます。

なお、提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

1枚めくっていただきまして、3ページをごらんください。

こちらが専決処分書でありまして、令和元年6月21日付で専決処分をしたものでございます。

また1枚めくっていただきまして、5ページ、こちらが和解及び損害賠償額の決定についての内容であります。

1、和解及び損害賠償の相手方につきましては、千葉県千葉市在住の男性の方であります。

2、和解の要旨でございますが、令和元年5月17日、千葉市へ公務のため公用車で出張中に、運転者の横芝光町職員が右折しようとして停車していた前方車両に追突し、相手方車両後方が損壊したという物損事故につきまして、町はその損害を賠償するというものでございます。

3、損害賠償額につきましては、車両修理代相当額等で147万1,936円でありました。

以上、雑駁でございますが、議案第1号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔教育課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第2号及び議案第3号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） それでは、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町長等の給料の特例に関する条例の制定）についてを補足説明させていただきます。

ピンクの議案つづり7ページとなりますので、よろしく願いをいたします。

本案は、7月に職員3名の不祥事に対し、懲戒免職処分を含む懲戒処分をした事案を重く受けとめ、町長、副町長及び教育委員会教育長の給料を減額すべく、横芝光町長等の給料の特例に関する条例を緊急に制定する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

ピンクの議案つづり13ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条では、趣旨を定めております。

第2条では、町長の給料額を、令和元年8月1日から令和元年10月31日まで、3カ月間となります、100分の10を乗じて得た額を減じるといたしまして、第3条では、副町長及び教

育委員会教育長の給料月額を、令和元年8月1日から令和元年8月31日までの間、1カ月でございませう、100分の10を乗じて得た額を減額することとしてございませう。

附則といたしまして、この条例は、令和元年8月1日から施行することとしてございませう。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第3号 横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづり15ページとなります。あわせて黄色の議案関係資料つづり1ページとなりますので、ごらんをいただきたいと存じます。

本案は、国家公務員の超過勤務命令の上限設定等が行われたことに伴い、横芝光町職員についても同様の措置を講ずるため、横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正すべく、提案したものであります。

議案つづり17ページをごらんください。

条例といたしましては、第8条に次の1項を加えらるとし、4項「前2項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める」といたしまして、附則において、令和元年10月1日から施行しようとするものでございませう。

黄色の議案関係資料つづり1ページに、条例改正案の概要を添付してございませうので、ご確認をお願いいたします。

第2の改正内容をごらんください。

区分1で、一般的な職員については、時間外勤務命令の上限を月45時間以下、年360時間以下とするものであります。

区分2に該当する職員は、当町では想定されてございませう。

区分3に該当する職員は、災害対応時の職員、環境防災課、消防関係担当職員及び選挙管理委員会事務局職員が想定されてございませう。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時15分とします。

（午前11時05分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 15 分）

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第 4 号について、財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） 議案第 4 号 横芝光町ふるさとまちづくり基金条例の制定についてご説明申し上げます。

ピンク色の表紙の議案つづり 19 ページからになります。お願いをいたします。

本案は、提案理由で町長が申しあげましたように、横芝光町の活性化及び活力あるまちづくりを推進する事業の財源を確保するため、横芝光町ふるさとまちづくり基金を創設しようとするものでございます。

現在、町には地域づくりやまちづくりに関する基金といたしまして、地域振興基金と地方創生基金がございます。地域振興基金は新町建設計画に計上された事業、地方創生基金はまち・ひと・しごと創生総合戦略に計上された事業と、それぞれ基金活用できる事業が限定をされております。

そこで、今回のふるさとまちづくり基金は、これら基金の対象とならない事業を補完すべく、広く町の活性化、まちづくりに資する事業に活用しようとするものでございます。

それでは、条文の構成について説明をさせていただきます。

21 ページをお願いいたします。

第 1 条は、町の活性化及び活力あるまちづくりを推進するために、当該基金を設置するものでございます。

第 2 条では、後段で、基金の財源は寄附金とその他の財源を充てるとしております。基金の創設に当たりましては、町内企業からの寄附金と N A A からの空港周辺地域振興支援金を充てるべく、今議会に補正予算案を提案させていただいております。また、ふるさと納税で寄せられました資金でございますが、今までは全額を単に一般財源として処理してございましたが、今後は一部を当該基金に積み立てて、町の活性化、まちづくり施策に活用すべく、特定財源化したいと考えております。

第 3 条では、基金は確実かつ有利な方法により管理することとし、第 4 条では、基金から

生じる利子は基金に元加するとするものです。

第5条は、繰替運用の規定です。町の支払い資金等に不足が生じたときは、当該基金を一時的に流用できるとするものです。

第6条では、基金の設置目的以外の事業には活用できないとするものです。

第7条は、委任規程です。

今後、当該基金が有効に活用できますように、対象事業や充当金額などについて、別途定める予定でございます。

附則の1で、当該条例の施行期日は公布の日からとし、附則の2では、当該条例を町基金の処分の特例に関する条例、いわゆる町借入金との相殺条例に加えるとするものでございます。

以上、議案第4号 横芝光町ふるさとまちづくり基金条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第5号について、環境防災課長。

〔環境防災課長 萩原浩己君登壇〕

○環境防災課長（萩原浩己君） 議案第5号 横芝光町消防団条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をいたします。

資料につきましては、ピンク色の議案つづり、23ページと25ページの改正部分、黄色の議案関係資料4ページが新旧対照表となりますので、ご確認をお願いします。

本案は、町長の提案理由説明にもございましたように、消防団員の定数見直し及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、消防団員の欠格事項の一部を改正すべく、提案したものであります。

黄色の議案関係資料4ページの新旧対照表をご確認願います。

アンダーライン部分、第3条中、520人を438人に改めます。第5条第1号を削り、同条第2号中、禁錮の錮の振り仮名を削り、同号を同条第1号とし、同条第3号中、免職を懲戒免職に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とします。

議案つづりの25ページをご確認願います。

附則につきまして、この条例につきましては公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和2年4月1日から施行するとしました。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔環境防災課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第6号について、住民課長。

〔住民課長 大木敏江君登壇〕

○住民課長（大木敏江君） それでは、議案第6号 横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンク色の議案つづり27ページから29ページ。黄色の新旧対照表では5ページから6ページとなりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、ピンク色の議案つづり27ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第6号 横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。令和元年9月3日提出、横芝光町長佐藤晴彦。

今回の改正につきましては、先ほど町長から提案理由の説明がありましたように、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されることにより、所要の改正が必要となったため、横芝光町印鑑条例の一部を改正するものであります。

平成31年4月17日に住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行します。この改正は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載を可能とするものです。

この一部改正令の公布に伴い、総務省から印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について通知が出ております。これは、一部改正令により住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、市町村が行う印鑑登録事務について準拠すべき事項を定めた印鑑の登録及び証明に関する事務について、総務省通知の印鑑登録証明事務処理要領について、所要の改正を行うものです。

市町村にあっては、印鑑登録証明事務処理要領の内容に準拠した形で、印鑑登録証明事務に関する条例が制定されています。今回、この改正通知を受けて、印鑑条例の一部を改正するものであります。

黄色い議案関係資料5ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。新旧対照表

のアンダーライン部分が改正となります。

第2条第1項中、本町のを本町が備えるに改めます。

第5条第1号中の改正については、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令により旧氏が追加されることによるものであります。

続いて、6ページをお願いします。

第6条第1項第4号中の改正は、住民基本台帳法上登録されている住民票の情報に加え、旧氏が登録されている方については併記されるという改正になります。

第10条第1項第5号中、氏名の次に氏、名、旧氏を加えるものであります。

大変恐縮でございますが、ピンク色の議案つづりに戻っていただきまして、29ページをごらん願います。

附則といたしまして、この条例につきましては、令和元年11月5日から施行するものであります。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 大木敏江君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第7号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） それでは、議案第7号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンク色の議案つづりの31ページから34ページと、黄色の議案関係資料の7ページになります。

それでは、議案つづりの33ページをごらんください。

このたびの改正の要旨は、町長から提案理由の説明がございましたように、東陽病院内に横芝光町訪問看護ステーションを本年10月1日に開設するに当たり、特殊勤務手当のうち待機手当に、訪問看護ステーションに従事する看護師または准看護師の手当の額を新たに規定するものでございます。

待機手当は、緊急時の呼び出しに備え自宅待機を命ぜられた者に対する手当でございますが、このたび開設する訪問看護ステーションは、常時24時間利用者やその家族からの電話等に対応できる体制とすることから、夜間、休日に待機する者は緊急時の呼び出しに備えることに加え、電話等により連絡、相談などを行うことになり、通常の待機に比べ業務負担の増

加が見込まれます。

このため、別表の待機手当の項を改め、支給対象者の看護師または准看護師を訪問看護ステーションに従事しない者と従事する者に区分し、従事しない者については手当の額は休日を除く日の待機1回につき500円、休日の待機1回につき1,000円となっておりますが、従事する者につきましては、新たに手当の額を、休日を除く待機1回につき1,000円、休日の待機1回につき2,000円とするものでございます。

34ページをごらんください。

附則でございますが、施行期日につきましては、訪問看護ステーション開設日の令和元年10月1日としております。

以上、議案第7号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第8号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 議案第8号 町道路線の認定についての詳細をご説明申し上げます。

ピンク色の議案つづり35ページをお開きください。

本案は、道路法第8条第1項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定するものでございます。

1枚めくっていただきまして、37ページをごらんください。

認定路線につきましては、記載の1路線C277号線で、町長から提案理由説明で申しあげましたとおり、駅前広場駐車場用地の賃貸区域の確定に伴いまして道路を整備したことにより、町道路線の認定をするものでございます。

黄色の議案関係つづり最後のページになりますが、8ページをごらんになってください。

町道C277号線、認定箇所についてご説明申し上げます。

図面の位置関係ですが、上が北方向となっております。赤色の線が、町道路線の認定箇所でございます。場所は横芝駅前で、町が企業に貸し出している駐車場用地の南側で、起点は駅前ロータリー西側の赤い丸印、終点が矢印で、延長は137.11メートルでございます。

ピンク色の議案つづりに戻りまして、37ページをごらんください。

認定路線整理番号1、路線名C277号線は、起点を横芝字喜志台1350-5、終点を横芝字

喜志台1335-1といたしまして、延長は137.11メートル、幅員は6メートルから18.87メートルとするものでございます。

以上で、議案第8号の詳細説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第9号について、財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） 議案第9号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊となっております、一般会計補正予算書をご用意いただきたいと思っております。

1ページをごらんいただきたいと思っております。

令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,986万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億3,492万8,000円とし、第2条では、債務負担行為の追加を目的に債務負担行為の補正を、第3条では、地方債の変更を目的に地方債補正を行おうとするものでございます。

2ページから4ページにかけましては、歳入歳出予算補正の第1表となります。それぞれの内容は、事項別明細でご説明をさせていただきますので、ここでは記載事項のご確認をお願いしたいと思います。

5ページの第2表は、3つの事業を追加する債務負担行為の補正でございます。

1つ目のちば電子調達システムサービス使用料は、現在の使用契約期間が令和元年度末で終了することから、終了前に更新のための使用契約事務を進める必要があること。2つ目の成田用水施設改築事業負担金は、経年劣化の著しい成田用水施設の改築に当たり、本年度内に関係団体において協定を結ぶ必要が生じたこと。3つ目のスクールバス運行业務委託につきましては、大総小学校及び南条小学校が令和2年4月から、それぞれ横芝小学校、現東陽小学校に統廃合されることに伴い、年度当初より通学用のスクールバスを運行するため、本年度内に業務委託契約事務を進める必要があることから、それぞれ表に定める期間及び限度額で債務負担行為を設定しようとするものでございます。

続いて、第3表地方債補正ですが、農業基盤整備事業、こちらにつきましては、限度額を730万円増額し、5,080万円に。臨時財政対策債につきましては、限度額を500万円増額し、2億7,500万円に変更しようとするもので、いずれも記載の方法、利率、償還の方法に変更

はございません。それぞれの内容につきましては、歳入の22款町債で説明をさせていただきます。

6ページから8ページは、事項別明細書の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の内容についてご説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

初めに歳入です。

15款国庫支出金の1項1目民生費国庫負担金1,005万1,000円の追加は、介護給付・訓練等給付事業負担金が前年度精算に伴う追加交付で430万8,000円。次の低所得者介護保険料軽減負担金は、消費税引き上げに伴う低所得者への保険料軽減措置の拡充により、国負担分として公費負担増額分の2分の1の額574万3,000円を増額するものです。

16款県支出金の1項2目民生費県負担金405万2,000円の追加は、児童手当県負担金が前年度精算に伴う追加交付で118万1,000円。次の低所得者介護保険料軽減負担金は、国庫負担金同様、消費税引き上げに伴う低所得者への保険料軽減措置の拡充により、県負担分として公費負担増額分の4分の1の額287万1,000円を増額するものです。

2項4目農林水産業費県補助金45万8,000円の追加は、多面的機能支払交付金が谷中東部環境保全会の活動区域拡大によりまして、13万4,000円の増額。また、環境にやさしい農業推進事業補助金は、いちごの害虫ハダニの防除機械導入に係る経費の2分の1の額32万4,000円を増額するものでございます。

18款寄附金の1項1目一般寄附金1,000万円は、町内企業からの寄附金で、150万円をホストタウン交流事業に、850万円をふるさとまちづくり基金の積立金に充てようとするものでございます。

3目教育費寄附金20万円は、光ライオンズクラブからの教育寄附金で、全額を光中学校の教材備品の購入に充てようとするものでございます。

19款繰入金の1項3目介護保険特別会計繰入金1,723万8,000円は、平成30年度の一般会計からの繰出金の精算金です。

20款1項1目繰越金は、平成30年度からの繰越金のうち、2億13万円を本補正予算の財源に充てるものでございます。

21款諸収入の5項1目空港周辺対策交付金1,516万4,000円は、特別養護老人ホーム横芝光の防音工事及び町文化会館の空調機能回復工事が30年度に完了したことに伴い、2施設分の

空港周辺対策交付金を増額するものでございます。

10ページをお願いいたします。

7項1目雑入の1億2,027万円は、栗山川の環境整備に関する河川環境整備委託金で106万6,000円の増額。わたしの街みどりづくり事業交付金3,000円は、交付決定によるもの。臨時的任用職員等雇用保険料被保険者負担金1,000円は、健康こども課の雇用に伴うもの。航空機離着陸特例分配金は、本年10月27日から実施される成田国際空港A滑走路の夜間飛行制限の緩和に伴う着陸料の減額見込みから90万円の減額。廃食油燃料利用促進プロジェクト事業助成金10万円は、交付決定によるものです。A滑走路特別加算金2,000万円は、成田国際空港A滑走路の夜間飛行制限変更に伴い、A滑走路に係る環境対策の実施に充てるため、新たに成田国際空港株式会社から交付されるものです。また、次の空港周辺地域振興支援金1億円につきましても、成田国際空港株式会社から当町の地域振興策へ支援金の申し出があったものでございます。なお、A滑走路特別加算金2,000万円については、騒音地区補助金に120万円と、町道I-1号線大総新道舗装繕工事に1,880万円を、また、空港周辺地域振興支援金1億円につきましても、新横芝光号成田便運行補助金に1,718万2,000円と、ふるさとまちづくり基金積立金に残額の8,281万8,000円を充てることとしております。

22款町債の1項2目農林水産業債は、千葉県が東部排水機場で実施する県単農業水利施設防災事業、蓮沼地区における町負担金に係る緊急自然災害防止対策事業債で、730万円を追加するものです。

1項5目臨時財政対策債は、普通交付税の算定により、本年度の発行可能額が決定したことから500万円を増額するものでございます。

続いて、11ページ、歳出でございます。

本の補正予算の給与費関係につきましても、本年4月1日付の人事異動等に伴う調整のほか、共済費の負担率変更に伴うもので、職員の配置状況を基本に積算しておりますので、各費目での説明は省略をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

また、歳出につきましても、説明欄の黒丸ごとにご説明のほうをさせていただきます。

1款1項1目議会費は、人件費の調整です。

2款1項1目一般管理費の特別職給与費27万6,000円の減額は、町長、副町長に係る特別職給料の減額措置と、職員共済組合負担金は負担金率の変更による調整。一般職給与費は、人件費等の調整によるものでございます。

5目財政管理費の財政管理事務費1億8,700万円は、地方財政法の規定により、前年度繰

越金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

12ページをお願いいたします。

8目企画費の生活路線バス運行事業1,729万4,000円は、当町と成田国際空港を結ぶ公共交通として、本年12月1日から運行を開始する新横芝光号成田便に関する事業費です。内訳といたしましては、時刻表等の印刷製本費、このほか運行開始セレモニーに係るイベント物品の賃借料、バス利用者駐車場整備に係る工事費、新横芝光号成田便の運行開始に伴う現行成田シャトル便の廃止などによる循環バス運行費補助金の減額及び新横芝光号成田便運行補助金の追加でございます。なお、本事業には、歳入の空港周辺地域振興支援金のうち1,718万2,000円を充当しております。

次に、ホストタウン交流事業300万円は、11月に開催予定の町産業まつりにおきまして、ベリーズとの音楽交流イベントを開催するための文化交流業務委託料です。本事業には、歳入の一般寄附金のうち150万円を充当しております。

10目地域振興費の基金積立金9,131万8,000円は、今議会の議案第4号で提案させていただいております横芝光町ふるさとまちづくり基金に係る積立金です。町の活性化及び活力あるまちづくりを推進するため、寄附金等を財源に積み立てるもので、基金設置に当たりましては、一般寄附金の一部850万円と空港周辺地域振興支援金の一部8,281万8,000円を充当しております。なお、今回の積立金のうち空港周辺地域振興支援金分につきましては、来年度以降の新横芝光号成田便の運行費に充てる予定としております。

11目空港対策費の空港対策事務費2万2,000円は、横芝光町空港機騒音等対策協議会の視察研修に係る旅費1名分の増額。騒音防止対策施設維持管理事業1,170万5,000円は、特別養護老人ホーム横芝光の防音工事終了により、空港周辺対策普通交付金が確定したことから、社会福祉法人下総会に騒音防止対策施設維持管理費等補助金を支出するものです。次の騒音地区補助金（税軽減分）事業120万円は、騒防法第1種区域内の固定資産税補助につきまして、成田国際空港A滑走路の夜間飛行制限の変更に伴い、現行の居宅に係る固定資産税の40%補助に加え、新たに宅地に係る固定資産税の40%を補助しようとするもので、合わせて補助金上限額を10万円から20万円に引き上げるものでございます。なお、本事業には歳入のA滑走路特別加算金の一部120万円を充当しております。

2項1目税務総務費は、人事異動等に伴う一般職給与費の調整です。

2目賦課徴収費の固定資産管理事業253万円は、篠本新井土地改良区の換地に伴う登記が年内に完了する見込みとなったことから、固定資産税課税資料であります公図等を修正する

ための、公図・地番図経年異動委託料でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費の一般職給与費は、人事異動等に伴う一般職給与費の調整。

14ページにまいりまして、戸籍住民基本台帳事業5万円は、住民課窓口用レジスターの修繕料です。

5項1目統計調査総務費は、人事異動に伴う一般職給与費の調整です。

3款民生費の1項1目社会福祉総務費の一般職給与費は、人事異動等に伴う一般職給与費の調整。

国民健康保険特別会計繰出金496万円の減額につきましては、一般職給与費分の調整及び電算システムの改修に係る経費が特別調整交付金の対象となったので、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

2目老人福祉費の介護保険特別会計繰出金1,605万6,000円は、人事異動等に伴う一般職給与費分の調整のほか、消費税引き上げに伴う電算システムの改修及び町が4分の1を負担する低所得者への保険料軽減措置による繰出金の増額でございます。

3目障害者福祉費の障害者福祉事務費373万9,000円は、障害者医療費国庫負担金の返還金及び障害児通所支援給付費国庫負担金の返還金で、ともに平成30年度精算による国への返還金です。

4目国民年金事務費は、職員共済組合負担金率の変更による調整です。

5目後期高齢者医療費は、後期高齢者医療特別会計繰出金で一般職給与費分の調整です。

2項1目児童福祉総務費の児童福祉総務事務費27万1,000円は、保育所入所希望児童保護者面接等の臨時職員雇用に係る賃金。子ども・子育て支援交付金事業65万8,000円は、子ども・子育て支援交付金の平成30年度精算による国への返還金です。

2目児童措置費は、児童手当給付事業で児童手当国庫負担金の平成30年度精算による国への返還金です。

4目保育所費の一般職給与費は人事異動等に伴う一般職給与費の調整。

16ページにまいりまして、町立保育所事務費33万円は、町立保育所3園の自家用電気工作物に高濃度PCBが含まれているかを調査するための調査委託料。次の保育委託事業10万8,000円は、保育所等整備補助金の平成30年度精算による国への返還金です。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

(午前 11時57分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時59分)

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第9号について、財政課長。

[財政課長 椎名富士男君登壇]

○財政課長（椎名富士男君） それでは、一般会計補正予算の説明を続けさせていただきます。

予算書の16ページをお願いいたします。

4款衛生費からになります。

4款衛生費の1項1目保健衛生総務費の一般職給与費は、人事異動等に伴う一般職給与費の調整でございます。養育医療費給付事業40万9,000円は、平成30年度精算による国への返還金です。

6目環境衛生費の一般職給与費は、人事異動等に伴う一般職給与費の調整。環境美化推進事業106万6,000円は、歳入の県単河川環境整備委託金を充当いたしまして、栗山川堤防の除草工事を行う河川維持工事費の増額でございます。次の資源リサイクル促進事業10万1,000円は、歳入の廃食油燃料利用促進プロジェクト助成金10万円の交付決定により、廃食油回収作業に要する消耗品を増額したものでございます。

5款農林水産業費の1項1目農業委員会費の一般職給与費は、人事異動等に伴う一般職給与費の調整。農業委員会事務費28万8,000円は、篠本新井土地改良区の換地に伴う農地台帳整備を早期に行うため、臨時職員を雇用する賃金でございます。

2目農業総務費は、人事異動等に伴う一般職給与費の調整でございます。

18ページにまいりまして、3目農業振興費の環境にやさしい農業推進対策補助事業32万4,000円は、いちごの害虫ハダニの防除機械導入に係る事業補助金で、本事業には歳入の県支出金、環境にやさしい農業推進事業補助金が100%充当されます。次の姉妹町姉妹都市交流事業19万8,000円は、長野県千曲市との交流事業に参加するためのバス借り上げ料でございます。

5目農地費の地域排水管理事業9万3,000円は、宮川地先1カ所の大利根土地改良区補助用排水改良事業について、負担割合に基づく町の地域排水整備事業負担金。北清水排水機場

管理事業317万9,000円は、北清水排水機場遊水池内の土砂を撤去するための施設整備工事費。次の東部排水機場管理事業731万8,000円は、津波対策として東部排水機場に防護壁を設置するための県単農業水利施設防災事業負担金でございます。この事業主体は千葉県で、事業費を県、山武市、横芝光町が協定に基づき負担するもので、本事業には歳入の町債、緊急自然災害防止対策事業債730万円を充当いたします。次の多面的機能支払交付金事業18万円は、谷中東部環境保全会における保全対象農地の増加による支払交付金の増額で、本事業には歳入の県支出金、多面的機能支払交付金13万4,000円が充当されます。町単土地改良補助事業585万1,000円は、小堤区ほか7団体の土地改良施設整備に係る資材支給費、それと鳥喰沼区ほか9団体の用排水路の改修や掘削等の土地改良事業への補助金でございます。

2項1目林業振興費の林業振興事務費3,000円は、わたしの街みどりづくり事業の交付決定により全額を苗木購入費に充てるものです。

6款商工費の1項1目商工振興費の一般職給与費は人事異動等に伴う一般職給与費の調整。企業誘致促進事業44万6,000円は、企業誘致関係事務用消耗品と企業誘致などに利活用する航空写真図を作成するための航空写真データ作成業務委託料でございます。

7款土木費の1項1目土木総務費は、人事異動等に伴う一般職給与費の調整です。

20ページにまいりまして、2項3目道路新設改良費の一般職給与費は、人事異動等に伴う一般職給与費の調整。次の交通安全対策事業129万8,000円は、町道I-26号線日吉の派出所前など、小学校周辺3カ所の区画線工事費でございます。次の舗装修繕事業2,880万円は、歳入のA滑走路特別加算金2,000万円のうち1,880万円を財源に、町道I-1号線、いわゆる大総新道で舗装修繕工事を行うほか、八匠水道企業団が実施する町道I-23号線、役場前道路でございますが、こちらの水道管布設がえに伴う舗装本復旧工事とあわせ、道路全面の舗装修繕工事を行うため、八匠水道企業団へ町負担金として支出するものでございます。

4項1目都市計画総務費は、人事異動等に伴う一般職給与費の調整です。

8款消防費の1項1日常備消防費の常備消防事業288万2,000円は、横芝光消防署建設用地を選定するための測量調査業務委託料でございます。

2目非常備消防費の消防施設整備事業89万3,000円は、谷中地先の民有地にあります防火水槽1基の撤去工事費でございます。

9款教育費の1項2目事務局費の特別職給与費72万8,000円は、教育長に係る特別職給料の減額措置と職員共済組合負担金は、教育長の就退任に伴う調整。また一般職給与費は、人事異動等に伴う一般職給与費の調整。学校安全対策事業5万7,000円は、横芝小スクールゾ

一の安全対策として、電柱に安全表示板を設置するための電柱広告使用料でございます。
学校統合準備事業322万円は、来年4月から東陽小学校が光小学校に校名が変わることから、
新たな校歌の作成業務委託料と大総小学校、南条小学校の閉校記念行事の実施に当たり、
150万円ずつそれぞれの閉校実行委員会に補助するものでございます。

2項1目小学校学校管理費の一般職給与費は、人事異動等に伴う一般職給与費の調整。次
の小学校施設維持管理事業1,105万5,000円は、町内小学校に設置されております自家用電気
工作物及び照明用安定器に高濃度PCBが含まれているかを調査するための調査委託料と、
大総小学校の屋内運動場屋根防水改修工事に係る設計・監理委託料。高濃度PCB含有調査
に伴う高圧機器取りかえや、大総小学校の消火栓設備設置工事と屋内運動場屋根防水改修工
事、日吉小学校校舎の建具回り修繕工事などの施設営繕工事費でございます。

2目教育振興費の教育課程特例校支援事業20万円は、横芝小学校が学校教育法施行規則に
基づく、学校や地域の特色を生かした特別の教育課程を編成することができる学校に指定さ
れましたことから、事業推進に係る経費を計上したものでございます。事業費の内訳は、校
内研修会の講師謝礼金のほか、研修会参加のための旅費、教材用消耗品、研修会等に係る食
糧費、教材備品購入費、研修等に参加する負担金等でございます。

3項1目中学校学校管理費の中学校施設維持管理事業は、光中学校に設置されております
自家用電気工作物に高濃度PCBが含まれているかを調査するための調査委託料です。

2目中学校教育振興費の光中学校教育振興事業は、歳入の光ライオンズクラブからの教育
寄附金20万円を充当いたしまして、楽器を購入するものです。

4項1目社会教育総務費及び4目の図書館費は、人事異動等に伴う一般職給与費の調整で
ございます。

5項3目学校給食費の一般職給与費は、人事異動による調整。学校給食センター施設維持
管理事業は、調理室内の排気ファンに係る修繕料でございます。

25ページから27ページは、給与費明細書。

28ページは、本補正予算において追加した、債務負担行為に係る当該年度以降の支出予定
額等に関する調査で、29ページは、地方債の現在高に関する調書となっております。後ほど
ご確認をお願いいたします。

以上、令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第10号及び議案第11号について、住民課長。

〔住民課長 大木敏江君登壇〕

○住民課長（大木敏江君） それでは、議案第10号及び議案第11号の詳細につきまして説明をさせていただきます。

初めに、議案第10号 令和元年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊の議案第10号の補正予算書をお願いいたします。

元号を改める政令の施行に伴いまして、平成31年度横芝光町国民健康保険特別会計予算の名称を令和元年度横芝光町国民健康保険特別会計予算と読みかえ、また、元号による年表示につきましても令和に読みかえるものといたしますので、ご理解をお願いいたします。

今回の補正予算は、1ページの第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ309万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,890万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

6款県支出金、1項1目保険給付費等交付金が35万2,000円の増額となります。これは特別調整交付金市町村分で、国保賦課システム改修経費32万4,000円と外国人向けパンフレット作製経費2万8,000円を増額するもので、全額交付金対象として受け入れるものでございます。

次に8款繰入金、1項1目一般会計繰入金については496万円の減額となります。4月の人事異動に伴う人件費等の調整で、一般職給与費389万7,000円の減額と、あはき療養費事務手数料1万7,000円の増額、国保賦課システム改修業務委託料108万円を減額するものであります。

続いて、9款繰越金。前年度繰越金は、歳入歳出の差額を調整し、151万円を増額するものです。

続きまして、歳出、7ページをお願いします。

1款総務費463万6,000円の減額となります。

1項1目一般管理費のうち一般職給与費であります。4月の人事異動に伴い389万7,000円を減額するものです。同じく一般管理費、あはき療養費事務手数料1万7,000円の増額。

これは、あんま、はり、きゅう、マッサージの療養費の略称ですが、これまで町が行っていた申請書の受理やデータの入力について、7月から千葉県国民健康保険団体連合会が行うことになり、その手数料について計上しました。また、電算処理委託料、これは国保賦課システム改修業務委託料で、システム改修の委託契約の額が108万円から32万4,000円に確定したことにより、75万6,000円の減額補正をするものでございます。

補足といたしまして、当初予算編成時にはシステム改修の概要のみ国から示されており、それに基づいて改修費を見込みましたが、改修の詳細が示され、それに基づき委託料が算定された結果、大幅に減額となりました。

5款保健事業費は2万8,000円の増額となります。

1項1目保険衛生普及費であります。これは、外国人が転入等で国保に加入した際に、国保制度や国保税のパンフレットを配布することで、制度の周知や国保税収納率の向上を図るため、対応言語は日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の6カ国語であります。

8款諸支出金は、151万円の増額となります。

1項1目の一般被保険者保険税還付金であります。これは、平成30年度以前の国保税について、所得構成や国保の資格をさかのぼって喪失した場合の還付金ですが、今年度の実績見込みにより151万円を増額としたものでございます。

以上、今回の補正額は歳入歳出ともに309万8,000円の減額でございます。

なお、8ページ及び9ページは給与費明細書でありますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、議案第11号 令和元年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊の議案第11号の補正予算書をお願いいたします。

元号を改める政令の施行に伴いまして、平成31年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算の名称を令和元年度横芝光町後期高齢者医療特別会計と読みかえ、また、元号による年表示につきましても令和に読みかえるものといたしますので、ご理解をお願いいたします。

今回の補正予算は、1ページの第1条の記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,321万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、国保会計と同様に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させ

ていただきます。

6 ページをお願いします。

初めに、歳入からご説明いたします。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金であります。4 月の人事異動に伴いまして、221 万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7 ページをお願いします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費であります。歳入でのご説明のとおり、4 月の人事異動に伴う職員給与費の調整分といたしまして、221万6,000円を増額するものでございます。

以上、今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費の調整分のみで、補正額は歳入合計、歳出合計ともに221万6,000円の増額補正でございます。

なお、8 ページ及び9 ページは給与費明細書でありますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で、議案第10号 令和元年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第11号 令和元年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 大木敏江君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第12号について、福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） それでは、議案第12号 令和元年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明申し上げます。

議案第12号の補正予算書をごらんいただきたいと思っております。

初めに、元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度横芝光町介護保険特別会計予算の名称を令和元年度横芝光町介護保険特別会計予算とし、元号による年表示についても令和に読みかえるものとしております。

続きまして、このたびの補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,747万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,947万1,000円とするものでございます。

主な内容は、町長が提案理由説明で申し上げましたとおり、令和元年10月1日から消費税

率及び地方消費税率の合計が10%に引き上げられることに伴い、低所得者への保険料の軽減の実施のほか、人事異動に伴う人件費並びに平成30年度における保険給付費等に対する、国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計繰入金からの定率による義務的負担金の精算に要することから、関係費目について補正を行うものであります。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをごらんください。

歳入からご説明いたします。

1款保険料、1項1目1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料1,034万5,000円と、2節現年度分普通徴収保険料114万4,000円の減額は、本年10月1日からの消費税引き上げに伴う低所得者に対する保険料軽減措置の拡充により、減額補正をするものであります。

3款国庫支出金、2項4目システム改修費補助金、1節システム改修費補助金25万9,000円は、本年10月1日からの消費税引き上げに伴いシステム改修に係る対象経費の増額に対し、国の補助金、補助率2分の1を受け入れるものであります。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、3目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金430万7,000円は、人事異動等に伴う一般職給与費の調整による増額補正をするものであります。

2節事務費繰入金26万円は、システム改修費に係る対象経費の増額に対し、町負担額を一般会計から繰り入れるものでございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金、1節低所得者保険料軽減繰入金1,148万9,000円は、一般会計に国、県補助金が交付され、補助金の受け入れ分と町負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

9款繰越金、1項1目1節繰越金3,264万5,000円は、平成30年度の保険給付費地域支援事業の実績確定による精算額を、前年度繰越金により財源調整するものであります。

以上、歳入合計は3,747万1,000円であります。

続いて、7ページ、歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額482万6,000円は、人事異動に伴う一般職給与、職員手当、共済費の増額と、10月からの消費税引き上げに伴う介護保険システムの改修委託料の増額を補正するものであります。

2款介護給付費、1項1目介護サービス給付費は、低所得者保険料の軽減に伴う財源振替でございまして。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、23 節償還金利子及び割引料 1,540 万 7,000 円は、平成 30 年度分の保険給付費、地域支援事業の実績確定により国、県及び支払基金へ、令和元年度においてそれぞれ返還するものであります。

4 目一般会計繰出金、28 節繰出金 1,723 万 8,000 円につきましても、平成 30 年度分の保険給付費、地域支援事業費のほか、職員給与費、一般事務費等の実績確定により、令和元年度において町一般会計へ返還するものであります。その内訳としましては、平成 30 年度分の介護給付費分 546 万 8,000 円、総合予防事業分 362 万 5,000 円、包括任意事業分 99 万 5,000 円、職員給与費分 10 万 9,000 円、事務費分 74 万 1,000 円、低所得者軽減分 マイナス 4,000 円、合計 1,723 万 8,000 円を一般会計へ返還するものでございます。

以上、歳出補正総額は 3,747 万 1,000 円であります。

8 ページ、9 ページは、給与費明細書となりますので、後ほどごらんください。

以上をもちまして、令和元年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願いいたします。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第 13 号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 議案第 13 号 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第 2 号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊の議案第 13 号の補正予算書をお願いいたします。

まず、1 ページであります。第 1 条は総則でございます。

第 2 条は、業務の予定量の補正で、（4）の主たる建設改良事業費の資産購入費、補正前の額 5,827 万 9,000 円に 80 万円を補正し、合計を 5,907 万 9,000 円とするものでございます。

第 3 条は、収益的収入及び支出の補正で、支出の 1 款 1 項医業費用、補正前の額 15 億 9,394 万 8,000 円に 268 万 7,000 円を補正し、合計額を 15 億 9,663 万 5,000 円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第 4 条は、資本的収入及び支出の補正で、支出の 1 款 1 項建設改良費、補正前の額 1 億 9,078 万円に 80 万円を補正し、合計額を 1 億 9,158 万円とするものでございます。

なお、この補正により財源として使用する過年度分損益勘定留保資金の額を 1 億 361 万

8,000円から1億441万8,000円に改めるものでございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

4ページの補正予算説明書をごらんください。

初めに、収益的収入及び支出の支出でございますが、1款1項2目2節の診療材料費は、153万2,000円の補正で、パルスオキシメータ用プログラムを10人分導入するため、必要となる患者様に装着するセンサーに係るもので、当該センサーは装着後1週間程度で交換が必要となることから、6カ月分を計上いたしました。

続いて、3目14節の賃借料は115万5,000円の補正で、パルスオキシメータ用プログラム10人分の賃借料6カ月分を計上いたしました。このパルスオキシメータプログラムは、動脈血酸素飽和度などモニタリングし記録するもので、複数の慢性疾患の患者様の生体情報を一元管理することができるため、患者様の状態の変化に対し、より早い対応が可能となるものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出、1款1項2目1節の器械備品購入費は80万円の補正で、環境整備作業等に使用している軽トラックが、本年4月17日、環境整備作業委託先の職員が運転中発生した物損事故により使用不能となったことから、新たに軽トラックを購入するため計上したものでございます。なお、使用不能となった車両に係る共済金の額につきましては、57万8,000円でございます。

以上、議案第13号 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願いいたします。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第14号について、財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） 議案第14号 平成30年度横芝光町一般会計決算の認定についてご説明申し上げます。

さきの議会議員全員協議会では、決算書により説明をさせていただきましたので、本日は、別冊になっております平成30年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書によりご説明をさせていただきます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

会計別決算の状況の一般会計欄をごらんください。一番上ですね、1の欄になります。単

位は1,000円でございます。

平成30年度の歳入決算額は106億7,190万3,000円、歳出決算額は102億9,767万3,000円で、29年度と比較いたしまして、歳入は3億4,974万6,000円の増、歳出も3億8,353万8,000円の増となっております。

2ページをお願いいたします。

一般会計歳入決算額の前年度対比でございます。

1款町税の決算額は25億4,736万9,000円で、前年度と比較して額で1,765万7,000円、率で0.7%の増です。各税目の収入済額や徴収率につきましては、本資料の27ページ、町税の徴収実績をご参照願います。

2款地方譲与税は、国が徴収した地方揮発油税や自動車重量税を原資に市町村に譲与されるもので、決算額は1億5,661万4,000円で、前年度と比較して額で127万5,000円、率で0.8%の増となりました。

3款利子割交付金は328万6,000円で、7万9,000円の減。

4款配当割交付金は1,079万1,000円で、211万4,000円の減。

5款株式等譲渡所得割交付金は、994万8,000円で、506万7,000円の減となっております。

これらの交付金は、原資となるそれぞれの所得の減少によるもので、特に株式等譲渡所得割交付金は、昨年度の約3分の1相当額が減少しております。

6款地方消費税交付金は4億1,285万5,000円で、額で3,657万3,000円、率で9.7%の増。

7款ゴルフ場利用税交付金は2,783万5,000円で、額で196万4,000円、率で7.6%の増。

8款自動車取得税交付金は5,642万6,000円で、額で539万円、率で8.7%の減となりました。

9款地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除分の減収補填に係る特例交付金で、決算額は1,111万8,000円で、額で57万8,000円、率で5.5%の増となりました。

10款地方交付税は32億916万1,000円で、額で2,332万円、率で0.7%の増となりました。内訳は、特別交付税で1,172万5,000円の減、震災復興特別交付税で32万8,000円の減となったものの、普通交付税が社会福祉費、高齢者保健福祉費、その他、教育費等の基準財政需要額がふえたことにより、交付額が3,537万3,000円ふえたものです。なお、普通交付税につきましては、平成28年度から合併算定がえの縮減期に入っております。参考までに、縮減割合は30年度が5割、元年度が7割、2年度が9割とされておりまして、3年度以降は、合併算定がえの加算がなくなることとなります。

11款交通安全対策特別交付金は380万7,000円で、額で35万1,000円、率で8.4%の減です。

12款分担金及び負担金は、文化会館空調設備機能回復工事に係るN A A負担金の皆増により、額で1,324万9,000円、率で9.6%ふえました。

13款使用料及び手数料は4,907万4,000円で、額で167万6,000円、率で3.5%の増です。

14款国庫支出金は8億805万4,000円で、額で1億9,341万8,000円、率で19.3%の大幅減となりました。これは、経済対策臨時福祉給付金補助金や地方創生拠点整備交付金、学校施設環境改善交付金などが皆減したほか、社会資本整備総合交付金や防災安全社会資本整備交付金などの国庫補助金が、前年度対比で大きく減額したことによるものです。

15款県支出金は6億2,330万5,000円で、額で579万8,000円、率で0.9%の増となりました。

16款財産収入は1,340万9,000円で、額で4,356万1,000円、率で76.5%の減です。これは、旧横芝中学校跡地の売却収入の皆減によるものでございます。

17款寄附金は5,498万円で、額で1,952万円、率で55.0%の増となりました。これは、ふるさと納税に係る分が4,628万円と、前年度より1,755万円ふえたほか、スポーツ振興寄附金として200万円の受け入れがあったものです。

18款繰入金は5億2,248万5,000円で、額で2億2,181万3,000円、率で73.8%の大幅増です。これは、各特別会計からの精算による繰入金は減額となったものの、財政調整基金で1億7,000万円の増、社会福祉基金で2,020万円の増、文化会館空調機能回復工事のために公共施設総合管理基金で7,000万円の増など、基金繰入金がふえたためでございます。

19款繰越金は4億802万2,000円で、額で3,394万2,000円、率で7.7%の減です。

20款諸収入は6億8,112万円で、額で2,524万5,000円、率で3.8%の増です。このうち、空港周辺対策交付金については、普通交付金、特別交付金を合わせて4億7,224万3,000円で、前年度より1,768万9,000円の増額となっております。

最後に、21款町債は9億1,110万円で、額で2億6,500万円、率で41.0%の増加となっております。これは、駅前情報交流拠点整備事業債や上堺小学校トイレ改修事業に係る学校教育施設等整備事業債が皆減となったものの、地域振興基金積立金や本庁舎北側車庫等改築事業等に係る合併特例債の発行が約3億円ふえたことによるものです。

続いて、3ページ、歳出をお願いいたします。

目的別、いわゆる予算書や決算書の款別でご説明いたします。

1款議会費は9,339万円で、前年度に比較して額で404万1,000円、率で4.5%の増となりました。職員配置数増による人件費及び議長車更新に係る賃借料が増額要因でございます。

2款総務費は23億3,167万9,000円で、額で2億4,386万3,000円、率で11.7%の増となりま

した。駅前情報交流拠点整備事業や衆議院議員選挙費等の減額要因はあるものの、本庁舎北側車庫等改築事業や地域振興基金積立金などにより増額となったものです。

3款民生費は、決算額29億7,211万6,000円で、額で7,779万7,000円、率で2.7%の増となりました。主な要因としては、経済対策臨時福祉給付金事業が減額となったものの、介護給付・訓練等給付事業や管内保育所入所児童委託料、私立幼稚園に係る保育所等整備補助金等の増額によるものでございます。

4款衛生費は12億1,874万1,000円で、額で7,456万4,000円、率で6.5%の増となりました。東陽病院事業会計繰出金の増額が主な要因です。

5款農林水産業費は4億2,792万9,000円で、額で3,222万2,000円、率で8.1%の増となりました。農業用機械施設等共同化促進事業や人・農地プラン推進事業等で減額となったものの、さわやか畜産総合展開事業補助金や土地改良施設維持管理適正化事業、こちらは木戸排水機場の改修に係るものです。また、大布川排水機場の管理事業となります基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金等が増額となったものでございます。

6款商工費は5,896万9,000円で、額で337万1,000円、率で5.4%の減となりました。観光まちづくり協会運営費補助金の増額はあったものの、配置職員の減による人件費が減額となったものでございます。

7款土木費は4億7,592万円で、額で6,185万円、率で11.5%の減となりました。小田部住宅合併浄化槽転換事業費や駅前広場管理費等がふえたものの、空家住宅調査委託料や国庫採択率の減少による道路新設改良費の減額が主な要因です。

8款消防費は4億6,422万円で、額で2,728万8,000円、率で6.2%の増となりました。消防施設等整備事業補助金や消防車両購入費等の増額が要因でございます。なお、消防団に配備しております消防車両につきましては、消防団車両整備計画に基づき、計画的に更新を行っているものでございます。

9款教育費は11億5,960万7,000円、額で3,621万6,000円、率で3.0%の減となりました。主な要因は、横芝小学校校舎耐力度調査や横芝小、上塚小フェンス改修工事、タブレット併用型パソコン導入に係る小学校情報教育推進事業、文化会館空調機能回復事業等で増額となったものの、上塚小トイレ改修工事やふれあい坂田池公園テニスコート施設改修工事の皆減及び私立幼稚園就園奨励費補助金が減額となったことによるものです。

10款災害復旧費は287万7,000円、額で746万3,000円、率で72.2%の減となりました。昨年10月1日の台風24号により被災した、主に光しおさい公園内施設の復旧工事費でございます。

11款公債費は10億9,222万5,000円、額で3,266万3,000円、率で3.1%の増となりました。償還利子は減少したものの、償還元金がふえたものでございます。なお、今後の公債費ですが、令和4年度まで徐々に増加をして、それ以降、今度は減っていくものと見込んでおります。

歳出は、この款別の分類のほかに、性質別という分類がございます。

4ページが性質別での分類表になるわけなんですけれども、3ページの目的別と4ページの性質別を一緒にした表が28ページがございます。

ページが飛びますが、28ページをお願いいたします。なお、この28ページの表なんですけれども、決算統計という調査ものをベースとしておりますので、目的別分類と若干、区分に差異がございますので、ご了承願いたいと思います。

上からまいります、人件費につきましては、特別職や一般職職員の給与費、議員や各種委員の報酬となります。

物件費は賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、賃借料、備品購入費など消費的性質の経費となります。

維持補修費は、総務費では役場庁舎、民生費では保育所、教育費では小中学校や社会体育施設といった担当課が所管する施設の修繕料でございます。

扶助費は、児童、高齢者、生活困窮者などを援助するための経費です。民生費のほか、衛生費では子ども医療費が、教育費では要保護及び準要保護児童生徒就学援助費が該当となります。

補助費等は、各種団体に対する補助金や一部事務組合への負担金などの経費でございます。金額の大きい衛生費につきましては、火葬場、ごみ、上水道、し尿等に係る各組合負担金のほか、東陽病院事業会計への繰出金が該当いたしまして、消防費では、匝瑳市横芝光町消防組合負担金が該当となっております。

公債費は、目的別と同じ、地方債の償還に係る経費です。

積立金は、各課で所管する基金の積み立てです。

総務費では、財政調整基金、減債基金、公共施設総合管理基金、地方創生基金、地域振興基金が該当いたしまして、民生費では社会福祉基金、教育費では教育振興基金、ゆめ基金、文化スポーツ振興基金の積立金が該当しております。

投資及び出資金・貸付金は、総務費では成田空港周辺地域共生財団出損金が、教育費では奨学資金貸付金が該当いたします。

繰出金は、他会計に支出する経費で、民生費では国保、介護、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金のほか、後期高齢者医療費が該当いたします。衛生費は、食肉センター特別会計への職員手当分の繰出金が該当しまして、農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金が該当しております。

普通建設事業費は、庁舎や学校、道路、橋りょうなど、公共公用施設の新増設等に要する経費です。主な事業では、総務費の本庁舎北側車庫等改築工事を初めとする工事請負費のほか、民生費ではこども園に係る保育所等整備補助金が、農林水産業費では大布川排水機場に係る基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金等が該当しております。

5ページから24ページにかけては、平成30年度の主要な事業の状況を記載しております。表の一番左側が、ページごとの行数、次に決算書のページ、款、項、目の後に事業名、決算額とその財源内訳、一番右側が事業の概要説明と支出額の記載となっております。

また、25ページ以降につきましては、特別会計のほか、各種の決算資料を添付しておりますので、後ほどご確認くださいようお願いいたします。

以上、平成30年度一般会計決算の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時10分とします。

（午後 1時57分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時09分）

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第15号及び議案第16号について、住民課長。

〔住民課長 大木敏江君登壇〕

○住民課長（大木敏江君） それでは、議案第15号及び議案第16号の詳細についてご説明申し上げます。

初めに、議案第15号 平成30年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について説明させていただきます。

資料につきましては、一般会計と同様に平成30年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書により説明いたします。

まず、決算のご説明の前に、国民健康保険の広域化に伴い、平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として国保運営について中心的な役割を担うことになりました。そのため、新たな制度に対応した財務の取り扱いについて改正され、予算の枠組みが大きく変わり、昨年度とも比較ができない科目もありますので、ご了承ください。

それでは資料の37ページをお願いします。

左側の歳入から主な区分についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の決算額は7億1,579万円で、前年度と比較して額で5,098万4,000円、率で6.6%の減となりました。要因として、被保険者数の減少等によるものでございますが、徴収率は現年度分で93.70%、前年度比で0.03ポイント増、滞納繰越分は17.26%、前年度比で1.53ポイント減でありました。

その下の5 款国庫支出金は、国保広域化に伴いまして、保険給付費に要する費用に対する国庫支出金は県に交付されることとなったため、収入はありませんでした。

6 款県支出金の決算額は20億3,325万2,000円で、前年度と比較して額で18億1,516万7,000円、率で832.3%の大幅な増となりました。これは、国から町へ交付のあったものが県から町へ交付されるなど、国保広域化に伴い予算の枠組み等が変更されたことによるもので、普通交付金が19億6,667万1,000円、特別交付金が6,658万1,000円で、特別交付金の内訳として、町の医療費適正化、予防・健康づくり等の取り組み状況に応じて交付される保険者努力支援制度分として872万1,000円、国庫の特別調整交付金のうち市町村に交付される特別調整交付金分として2,938万9,000円、旧県特別調整交付金の市町村の財政状況その他の事情に応じて交付される県繰入金2号分が2,227万3,000円でありまして、これらが広域化による新規科目であり、大幅な増額の要因であります。

続いて、8 款繰入金は2億3,188万3,000円で、制度に基づきまして一般会計から繰り入れたものでございます。前年度と比較して額で1,569万9,000円、率で6.3%の減となりました。

9 款繰越金は2億2,110万5,000円で、平成29年度からの繰越金でございます。前年度と比較して額で8,779万円、率で65.9%の増となりました。

10 款諸収入は1,461万9,000円で、前年度と比較して額で646万2,000円、率で30.7%の減となりました。主に国民健康保険から手続がおくれ、さかのぼって社会保険に加入した場合の

不当利得の返納金が減額となったことによるものです。

以上、歳入合計は32億1,664万9,000円で、前年度と比較しまして金額で5億8,315万4,000円で率で15.3%減となりました。減額となった主な要因は、国民健康保険の広域化により予算の枠組みが大きく変わったことと、後期高齢者医療制度加入や社会保険加入等により被保険者の減少に伴い、国保税の収入が減少したことなどでございます。

続きまして、歳出、右側の表になります。

1款総務費、これは職員の人件費や事務費、国保連合会負担金などがございますが、決算額は5,847万3,000円で、前年度と比較して額で633万3,000円、率で9.8%減でありました。

2款保険給付費は19億7,005万8,000円で、前年度と比較して額で5,644万1,000円、率で2.8%の減となりました。これは国保の保険者である町が平成30年度中に医療機関に支払った医療費の総額であります。

3款国民健康保険事業費納付金は8億1,647万4,000円、これは県に納める納付金で、内訳は医療給付費分が5億4,468万2,000円、後期高齢者支援金等分が1億9,278万9,000円、介護納付金が7,900万3,000円でありました。国保の広域化に伴う新規科目となります。県は、この市町村が納める納付金と、国庫負担金等の公費を合わせて、市町村の保険給付費に必要な費用などを賄うこととなりました。

4款共同事業拠出金は、国保の広域化に伴い、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金は廃止され、退職者医療の事務費のみの拠出となりました。

5款保険事業費は3,798万5,000円で、前年度と比較して額で255万4,000円、率で7.2%の増となりました。これは医療費通知やレセプト点検委託料、短期人間ドック助成、水中ウォーキング教室及び特定健診、特定保健指導などに係る経費ですが、増額となった主な理由は、医療費通知やレセプト点検などの予算の枠組みが、広域化に伴い変更になったことによるものであります。

6款基金積立金は2億1,300万円を積み立ていたしました。基金積立金は平成25年度以降底をついている状態であったため、財源が不足する事態に備え、決算見込みの剰余金を積み立ていたしました。

8款諸支出金は6,371万1,000円で、前年度と比較して額で4,061万1,000円、率で175.8%の増でございます。これは国保税の還付金や国庫支出金の翌年度精算に伴う平成29年度分の返還金や東陽病院への繰出金であります。療養給付費等負担金の精算に伴う国への返還金が前年より大幅に増額となったことによるものです。

以上、歳出合計は31億5,970万1,000円で、前年度と比較しまして額で4億1,899万7,000円、率で11.7%の減でありました。

なお、歳入歳出差引額は5,694万8,000円となりました。

以上で、平成30年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の説明とさせていただきます。

引き続き、議案第16号 平成30年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

資料については、平成30年度決算資料の38ページになります。

後期高齢者医療制度は、広域連合が主体となり運営しているものですが、町が分担する事務の収支を本会計において賄うものでございます。

それでは、左側の歳入からご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料の決算額は1億8,472万円、前年度と比較して額で1,747万9,000円、率で10.5%の増となりました。平成30年度の保険料収納率は、年金天引きの特別徴収分と口座振替や窓口納付の普通徴収分全体で99.47%でありました。

3 款国庫支出金の決算額は75万6,000円で、これは平成30年度に実施した保険料軽減特例見直しに伴うシステム改修の負担金であります。

5 款繰入金は7,927万4,000円でありました。前年度と比較して額で75万4,000円、率で1.0%の増となりました。これは一般会計からの事務費繰入金と保険料軽減分の公費補填である保険基盤安定繰入金です。

6 款繰越金は167万4,000円で、前年度と比較して額で61万8,000円、率で27.0%の減となりました。

7 款諸収入は937万7,000円で、前年度と比較して額で70万7,000円、率で8.2%の増となりました。これは広域連合からの受託事業収入が主なものでございまして、後期高齢者の健康診査事業等、広域連合が費用負担するものであります。

以上、歳入総額は2億7,580万1,000円でございます。前年度と比較しまして額で1,907万8,000円、率にして7.4%と増となりました。

続いて、歳出、右側の表になります。

1 款総務費は、職員の人件費や事務費に係る経費であります。決算額は615万2,000円で、前年度と比較して額で27万円、率で4.6%の増となりました。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料納付金と国・県及び町一般会計から補填される基盤安定納付金の合計で、決算額は2億5,646万8,000円で、前年度と比較して額で

1,593万2,000円、率で6.6%の増となりました。

3款保健事業費であります。これは後期高齢者の健康診査に係る経費として、広域連合からの委託により町が実施しているもので、決算額は742万9,000円で、前年度と比較して額で87万9,000円、率で13.4%の増となりました。

4款諸支出金、これは保険料の還付金と平成29年度一般会計繰入金の精算返還金で、決算額は202万4,000円で、前年度と比較して額で5万7,000円、率で2.7%の減となりました。

以上、歳出合計は2億7,207万3,000円で、前年度と比較しまして額で1,702万4,000円、率で6.7%の増でありました。

なお、歳入歳出差引残高は372万8,000円となりました。

以上、平成30年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。

以上で、議案第15号 平成30年度横芝光町国民健康保険特別会計決算及び議案第16号 平成30年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、決算認定について、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 大木敏江君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第17号について、福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） それでは、議案第17号 平成30年度横芝光町介護保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

平成30年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書によりご説明させていただきます。

資料の26ページをごらんください。

上段部分が介護保険の主要な事業の状況でございます。

介護保険特別会計における主要事業として、3つの事業を計上しております。

第1に、5款3項1目の事業名、包括的支援事業費は、介護保険施策における重点事業として掲げられているものであり、内容は地域包括支援センターの運営委託料2,692万6,000円であります。当該事業は平成19年度から開始された事業であり、横芝光町地域包括支援センター設置運営要綱に基づき、事業を社会福祉法人九十九里ホームに委託しているもので、看護師1名、社会福祉士3名、主任介護支援専門員1名、合計5名の専門職で運営しています。事業内容としては、高齢者相談、介護サービス利用の総合調整、ケアマネジャーへの支援、関係機関との総合連携、介護予防事業の実施、認知症サポーター養成講座の開催、高齢者の

権利擁護、高齢者虐待の防止などに取り組んでいるものであります。

第2としまして、2目の事業名、任意事業費は、町が独自に任意事業として実施するもので、高齢者配食サービス事業委託料237万4,000円につきましては、ひとり暮らしの高齢者に対して、見守りを主たる目的とした配食サービスを実施するための経費であり、家族介護用品支給委託料542万3,000円は、介護認定されている方等への紙おむつの支給に係る事業経費であります。

第3としまして、5目の事業名、認知症総合支援事業費は、認知症についての正しい知識や理解を深めるための普及啓発と、認知症初期集中支援を実施するため、平成28年3月に設置し、翌年4月から稼働しました認知症初期集中支援チームの運営を社会福祉法人九十九里ホームへ委託しており、その委託料として318万円を支出したものでございます。

以上が、介護保険特別会計における主要事業の状況でございます。

続きまして、資料39ページをごらんください。

介護保険特別会計決算の内訳でございます。

左側の表の歳入についてご説明いたします。

1款保険料の決算額は4億5,179万円でございます。平成29年度と比較いたしまして2.5ポイント、1,102万円の増額となりました。これは高齢化により第1号被保険者が増加したことが理由でございます。平成31年4月1日現在、65歳以上の方は8,424人で、高齢化率は35.5%でございます。あらかじめ保険料を年金から引く特別徴収と、個別に保険料を納めていただく普通徴収があります。過年度分を含めた全体の徴収率は96.2%でございます。

2款使用料及び手数料は136万8,000円で、29年度と比較いたしまして6ポイント、8万7,000円の減額となりました。任意事業として実施した紙おむつ等の支給、配食サービスの利用者の手数料がこの科目でございます。任意事業は356の方が利用されておりました。

なお、町要綱の改正によりまして、平成28年度から紙おむつ等の支給において、非課税世帯の利用者負担を無料としております。

3款国庫支出金は5億741万2,000円で、平成29年度と比較いたしまして9.7ポイント、4,475万5,000円の増額となりました。主なものは、制度に基づきまして施設サービス給付費の15%相当額及び居宅サービス給付費の20%相当額3億5,184万7,000円、財政調整のための調整交付金1億2,091万8,000円等でございます。

4款支払基金交付金は5億4,777万6,000円で、平成29年度と比較いたしまして4.8ポイント、2,529万9,000円の増額となりました。制度に基づきまして介護給付費の27%相当額とな

ります5億2,708万1,000円と、地域支援事業に要する経費の27%相当額となります1,632万6,000円等でございます。

5款県支出金は3億533万8,000円で、平成29年度と比較いたしまして6.4ポイント、1,840万7,000円の増額となりました。3款、4款と、同じく制度に基づきまして施設サービス給付費の17.5%相当額及び居宅サービス給付費の12.5%相当額でございます。

6款財産収入は2万3,000円で、平成29年度と比較いたしまして4.5ポイント、1,000円の増額となりました。介護給付費準備基金の利子でございます。なお、本年3月末現在の介護給付費準備基金は2億9,127万3,000円でございます。

8款繰入金は3億6,212万6,000円で、29年度と比較いたしまして4.5ポイント、1,566万4,000円の増額となりました。制度に基づきまして一般会計から繰り入れたものでございます。介護給付費分として12.5%相当額である2億4,837万5,000円、地域支援事業の総合事業分として17.5%相当額1,058万2,000円、地域支援事業の総合事業以外分として19.25%相当額の971万8,000円、職員給与費及び介護認定審査等に要する経費など事務的経費8,913万4,000円、市町村民税非課税世帯のうち、特に所得の低い方を対象に保険料の軽減を強化するための経費として431万7,000円を一般会計から繰り入れしたものでございます。

9款繰越金2億2,050万2,000円で、29年度からの繰越金でございます。29年度と比較いたしまして21.3ポイント、5,951万8,000円の減額となりました。

11款諸収入は225万3,000円で、平成29年度と比較しまして32.6ポイント、108万9,000円の減額となりました。交通事故等第三者の行為により介護が必要となった者に対し保険給付費を行った給付費の一部が賠償金から補填された納付金、生活保護者の認定調査に伴う県からの委託金、介護報酬請求誤りによる返還金のほか、臨時雇用している認定調査員に係る雇用保険個人負担分の受け入れでございます。

以上、歳入合計は平成29年度と比較いたしまして2.3ポイント、5,445万2,000円の増額となり、23億9,858万8,000円でございます。

次に、右側の表の歳出についてご説明いたします。

1款総務費8,295万6,000円でございますが、平成29年度と比較いたしまして3.7ポイント、323万円の減額となりました。職員8名分の給与、保険料の賦課徴収に関する電算処理や印刷費用、郵送料といった事務費用、認定調査費、医師意見書委託料、共同事務として実施しております介護認定審査に関する行政組合の負担金が主なものでございます。

2款保険給付費は19億4,546万9,000円で、平成29年度と比較いたしまして6.4ポイント、

1億1,687万3,000円の増額となりました。歳出全体の87.1%を占めるものでございます。平成30年度の介護認定者数は1,355人でございます。また、介護サービスの内訳は、介護居宅サービスが延べ2万2,470人で10億1,132万3,000円、施設介護サービス費は延べ5,593人で8億6,784万円、介護予防サービス費は延べ2,114人で2,177万1,000円が主な保険給付費でございます。そのほか、国保連合会に委託しております審査支払手数料が137万4,000円及び高額介護サービス費4,007万9,000円等を支出したものでございます。

続きまして、4款基金積立金9,002万4,000円は、平成29年度と比較いたしまして12.5ポイント、1,000万2,000円の増額となりました。介護給付費準備基金積立と介護給付費準備基金の利息分を積み立てしたものでございます。歳入でもご説明申し上げましたが、3月末現在の基金残高は2億9,127万3,000円となりました。

5款地域支援事業費は9,663万4,000円で、平成29年度と比較いたしまして6.8ポイント、618万3,000円の増額となりました。介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、介護予防・日常生活支援サービス事業費を支出したほか、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業のための支出でございます。

主な内訳は、介護予防・日常生活支援サービス事業費、通所型サービス費延べ1,205人、3,336万9,000円、訪問型サービス費延べ561人、1,110万4,000円、介護予防ケアマネジメント事業費延べ985人、440万4,000円、高額介護サービス費総合事業延べ26人、10万9,000円、高額医療合算介護サービス費延べ2人、3万5,000円、一般介護予防事業費、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業など157万9,000円など、包括的支援事業、任意事業、地域包括支援センター運営委託2,692万6,000円など、認知症総合支援事業、認知症初期集中支援チーム運営委託318万円などでございます。

7款諸支出金1,943万1,000円は、平成29年度と比較いたしまして49.4ポイント、1,894万8,000円の減額となりました。第1号被保険者保険料の還付29万円、平成29年度分の介護給付費等の精算をした結果、超過分を国に561万2,000円、県に298万9,000円、町一般会計に1,053万5,000円をそれぞれ返還したものでございます。

以上、歳出合計は平成29年度と比較いたしまして5.2ポイント、1億1,088万円の増額となり、22億3,451万4,000円でございます。

この結果、歳入歳出差引残高は1億6,407万4,000円となりました。

以上で、平成30年度横芝光町介護保険特別会計決算の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、決算認定について承認を賜りますようお願いいたします。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第18号について、産業課長。

〔産業課長 熱田雅之君登壇〕

○産業課長（熱田雅之君） それでは、議案第18号 平成30年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算について、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書の40ページとなりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、歳入であります。

1 款分担金であります。これは新規加入者がおりませんでしたので、収入済額はありませんでした。

2 款の使用料及び手数料は、決算額905万8,000円で、前年度と比較して2万4,000円の増、率で0.3%の増となりました。

3 款の繰入金は一般会計からの繰入金であります。決算額は4,216万9,000円で、前年度と比較して146万3,000円の減、率で3.4%の減となりました。

4 款繰越金は前年度繰越金で、決算額173万円でございます。

6 款の諸収入はございませんでした。

なお、平成30年度では県支出金がございませんでした。これは平成29年度で国の指導に基づいて実施した農業集落排水施設の機能診断事業が終了したためのものでございます。

以上、歳入合計は5,295万7,000円で、前年度と比較いたしまして1,153万2,000円の減、率で17.9%の減となりました。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

1 款総務費の決算額は517万4,000円で、前年度と比較いたしまして59万2,000円の減、率で10.3%の減となりました。これは定期人事異動による職員の給与、手当、共済費等の人件費及び総合事務組合負担金等の減額が要因となったものでございます。

2 款事業費の決算額は957万9,000円で、前年度と比較いたしまして932万4,000円の減、率で49.3%の減となりました。これは木戸台、中台地区の集落排水施設に係る光熱水費、修繕費及び管理委託業務などの施設の維持管理費でございますが、主な減の要因といたしましては、歳入でも説明をさせていただきました機能診断事業が終了したためのものでございます。

3 款公債費の決算額は3,523万4,000円で、前年度と同額でございます。

予備費の支出はありませんでした。

5 款諸支出金ですが、73万円を一般会計へ繰り出したものでございます。

以上、歳出合計額は5,071万7,000円で、前年度と比較いたしまして1,204万2,000円の減、率で19.2%の減となりました。

歳入歳出差引残高は224万円となりました。

以上、平成30年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の説明とさせていただきます。

慎重審議をいただき、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔産業課長 熱田雅之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第19号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 向後和彦君登壇〕

○食肉センター所長（向後和彦君） 議案第19号 平成30年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算についてご説明申し上げます。

資料につきましては、平成30年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書により説明させていただきます。

41ページをごらんください。

まず、左側の歳入でございます。

1 款事業収入は1億5,527万3,000円で、前年度と比較して1,572万6,000円の減、マイナス9.2%でありました。これは平成30年度の全と畜頭数が前年度と比較しまして1万3,785頭の減、マイナス10.7%となったことが主な要因となっております。収入内訳としましては、食肉センター使用料のほか、冷蔵庫使用料、カット室使用料、ボイル使用料でございます。

2 款県支出金は196万円で、前年度と比較しますと23万3,000円減、マイナス10.6%でありました。1頭当たり17円で、千葉県からの検査に合格した枝肉へのと畜検印押印委託料で、と畜頭数の減少に伴い減額となっております。

3 款財産収入は5万1,000円で、基金積立金利子でございます。

4 款繰越金は5,124万4,000円で、前年度と比較すると131万7,000円の減、マイナス2.5%でありました。

5 款諸収入は33万2,000円で、牛枝肉確認票発行業務委託費及び自動販売機設置負担金などであります。

6 款繰入金は1,014万円で、一般会計から児童手当分として14万円の繰り入れと、施設整備に係る財源補填のため、財源調整基金から1,000万円を繰り入れたものであります。

以上、歳入合計は2億1,900万円で、前年度と比較しまして1,364万9,000円の減、マイナス5.9%でありました。

次に、右側、歳出でございます。

1款総務費は職員の人件費や事務費などで8,364万1,000円、前年度と比較しますと53万3,000円の増、プラス0.6%でありました。

2款施設管理費は8,211万5,000円で、前年度と比較しますと300万8,000円減で、マイナス3.5%でありました。これは施設管理費の燃料費や光熱水費、修繕料などは増額したものの、施設整備費の工事請負費の減額が主な要因となるものです。

3款公債費は1,311万7,000円でございます。これにより、平成30年度末の元金未償還額は3,619万5,000円となります。

4款積立金は5万2,000円でございます。

以上、歳出合計は1億7,892万5,000円で、前年度と比較しますと248万円の減、マイナス1.4%でありました。

なお、歳入歳出差引残高は4,007万5,000円となりました。

以上で、平成30年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第20号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 議案第20号 平成30年度横芝光町病院事業会計決算の認定について、ご説明させていただきます。

資料につきましては、引き続き決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書によりご説明いたしますので、42ページをお願いいたします。

この表は、病院事業会計の消費税を含んだ決算額を前年度と比較したものでございます。

初めに、上段の表、収益的収入及び支出の収入についてであります。病院事業収益は15億1,128万2,000円で、前年度と比較して額で1億1,147万6,000円、率で8%の増となりました。

内訳は、1項医業収益が9億8,950万4,000円で、前年度と比較して額で2,774万4,000円、率で2.9%の増となっております。入院収益が1,054万2,000円、外来収益が1,399万8,000円

の増収となったことが主な要因となっております。

2 項医業外収益につきましては5億2,177万8,000円で、前年度と比較して額で8,373万2,000円、率で19.1%の増となりました。主な要因といたしましては、一般会計からの繰入金である負担金交付金が7,479万8,000円の増となったほか、長期前受金戻入が、電子カルテシステムなどに係る補助金、負担金等の減価償却見合い分の収益化により834万6,000円増額となっております。

第3 項特別利益につきましてはございませんでした。

続きまして、上段右側の表になりますが、支出の病院事業費用は15億2,107万6,000円で、前年度と比較して、額で4,853万2,000円、率で3.3%の増となりました。

内訳は、1 項医業費用が15億390万3,000円で、前年度と比較して額で6,887万5,000円、率で4.8%の増となっております。主な要因といたしましては、看護配置基準見直しなどに伴う職員の増員により、給与費が4,089万8,000円の増となりました。そのほかは経費で、看護師確保のため奨学金貸付者数の拡大等、委託費の増額などにより1,763万9,000円の増、減価償却費でエックス線テレビシステム、透視診断システムなどにより1,537万6,000円の増となっております。

第2 項医業外費用につきましては1,717万3,000円で、前年度と比較して額でマイナスの152万3,000円、率で8.1%の減となり、企業債償還金の利息分が減額の主な要因となっております。

3 項特別損失はございませんでした。

次に、下段の表、資本的収入及び支出の収入でございますが、左側の収入の表、1 款資本的収入は1 億3,277万6,000円で、前年度と比較して額で950万1,000円、率で6.7%の減となりました。

1 項の企業債はございませんでした。

2 項の出資金は1 億3,277万6,000円で、前年度と比較して額で2,527万6,000円、率で23.5%の増となっております。内訳は、企業債の元金償還分として、町一般会計からの繰入金1 億1,617万5,000円、匝瑳市からの負担金1,660万1,000円でございます。

3 項の補助金はございませんでした。

続きまして、右側の表、支出であります。1 款資本的支出は2 億3,190万2,000円で、前年度と比較しますと額で2,514万1,000円、率で9.8%の減となりました。

1 項建設改良費が3,947万8,000円で、前年度と比較して額で4,920万8,000円、率で55.5%

の減でございました。内訳は、女子職員更衣室増設工事及び臨床検査科事務室移設工事などの施設改修工事や、除細動器など医療機器の購入と公用車1台の更新でございます。

2項企業債償還金につきましては1億9,242万4,000円で、前年度と比較して額で2,406万7,000円、率で14.3%の増でありました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,912万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしました。

以上、議案第20号 平成30年度横芝光町病院事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第14号から議案第20号までの平成30年度各会計決算の説明が終わりました。

ここで、代表監査委員から平成30年度横芝光町一般会計及び各特別会計並びに病院事業会計の決算審査について意見を求めます。

椎名重基代表監査委員。

○監査委員（椎名重基君） それでは、決算審査に関する意見を述べさせていただきます。

去る8月19日、21日、22日の3日間にわたり、平成30年度横芝光町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに東陽病院に係る病院事業会計決算について審査を実施いたしました。

まず初めに、一般会計及び特別会計の歳入歳出について報告させていただきます。

審査の対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計となります。

審査は、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また財務に関する事務は関係法令に適合しているかなどを留意し、関係諸帳簿、その他証拠書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施しました。また、基金の運用状況は、計数の照合確認をするとともに、基金の運用が適正に行われていたかを審査いたしました。

その結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他の証拠書類に照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務の処理についても、おおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、町の財政状況は依然として厳しい状況にあることから、財源の確保に努め、歳入歳出の均衡を保つように適正な財政運営を行うよう要望いたしました。

次に、東陽病院事業会計について報告させていただきます。

病院事業会計については、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また地方公営企業法の一部を適用する財務に関する事務が法令に準拠して作成されているかなどを留意し、関係諸帳簿、その他の証拠書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された事業会計決算報告書などは、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

事業運営は、公共の福祉の増進という地方公営企業法の基本原則に留意して適正に行われており、予算執行とあわせておおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、病院を取り巻く状況は依然として厳しい状況にあり、公立病院としての使命感を持ちつつ、さらなる効率的経営に努めるとともに、町民から信頼される地域医療の拠点となるよう要望いたしました。

詳しい決算の概要及び審査結果に対する意見ですが、報告書に記載しましたので、省略させていただきます。

以上、決算審査に関する意見を述べさせていただきました。

○議長（鈴木克征君） 次に、議案第21号について、財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） 議案第21号 財産の取得についてご説明申し上げます。

ピンクの表紙の議案つづり43ページをお願いいたします。

今回の財産の種類はスクールバスでございます。来春から大総地区と南条地区を運行いたしますスクールバス4台の購入です。

契約の方法は指名競争入札で、入札参加者につきましては、7月2日の入札参加業者選定審査委員会において、過去の納入実績や履行能力を勘案し、3者を選定いたしました。予定価格を事前公表した上で7月26日に電子入札を行ったところ、千葉日野自動車株式会社が税抜き入札書比較予定価格2,550万円に対して、入札金額2,184万8,255円で落札者となりました。落札率は85.7%です。この入札金額に消費税を加えた額2,403万3,080円を取得金額といたしまして、千葉県千葉市美浜区新港177番地、千葉日野自動車株式会社、代表取締役在原

和美を契約の相手方として契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号で規定する700万円を超える動産の買入れに該当することから、議会の議決を求めるものでございます。

なお、スクールバスの運行業務につきましては、本件とは別に業務委託契約をする予定で、9月補正予算で債務負担行為の設定を提案させていただいております。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、報告第1号及び報告第2号について、財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） それでは、報告第1号及び報告第2号につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては議案つづりの45ページ、それと47ページとなります。

この報告第1号と報告第2号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づく議会への報告事項でございます。

初めに、報告第1号についてご説明いたします。

45ページをお願いいたします。

平成30年度健全化判断比率の報告についてでございます。

財政健全化法では、ページの中ほどの表にあります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、この4指標を健全化判断比率としております。4指標それぞれが標準財政規模に対する割合で表示されております。

平成30年度決算では一般会計、特別会計ともに赤字がございませんでしたので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は表示しておりません。また実質公債費比率は6.1%で、前年度と比較して0.4ポイント、将来負担比率は11.9%で、前年度と比較して4.9ポイント、それぞれ改善いたしました。

なお、表中括弧書きとなっております数値を一つでも超えますと、町は財政健全化計画の策定が義務づけられ、さらに実質赤字比率が20.0%、連結実質赤字が30.0%、実質公債費比率が35.0%、これらの一つでも超えますと、財政再生計画の策定が義務づけられることとなりますが、いずれの数値も基準値を下回っておりますので、健全な財政運営がされているものと判断しているところでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

報告第2号 平成30年度資金不足比率の報告についてでございます。

平成30年度決算における公営企業分の資金不足比率でございますが、報告書のとおり、病院事業会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計の3会計ともに資金不足はなく、資金不足比率は発生しておりません。

なお、報告第1号及び第2号の監査委員意見審査書が別途添付されておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上、報告第1号及び報告第2号の説明とさせていただきます。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に報告第3号及び報告第4号について、社会文化課長。

〔社会文化課長 川嶋 修君登壇〕

○社会文化課長（川嶋 修君） それでは、報告第3号、第4号の補足説明をさせていただきます。なお、両案件は同一の事情によるものであるため、あわせての説明とさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり49ページ及び55ページをごらんください。

両案件ともに、横芝光町職員が起こした車両事故に伴う専決処分の報告についてであります。相手方と和解及び損害賠償についての報告です。

事故の概要といたしましては、令和元年6月22日午前10時45分ごろ、横芝光町横芝地先、銚子丸付近の国道126号路上におきまして、千葉方面へ向けて走行していた横芝光町職員が、右折待機していた車両の後方に停止していた2台の車両のうち最後方の車両に追突し、追突された車両がその前方の車両に追突するという玉突き事故でございました。

報告第3号についてですが、報告理由は町長からの説明のとおりでございます。

議案つづり53ページをごらんください。

最初に追突した車両が後部及び前部の破損により廃車となったことから、車両代、レッカー費用及び代車費用の計40万1,800円を支払うことにより、相手方千葉県山武郡横芝光町在住の方と示談をすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に報告第4号になります。同じく専決処分の報告についてであります。

報告理由は町長からの説明のとおりでございます。

事故の概要といたしましては先ほどの内容と同様でございます。

議案つづりの59ページをごらんください。

玉突きにより、追突された相手方、千葉県匝瑳市飯塚在住の方と車両修理費用及び代車費用の計68万744円を支払うことにより示談をすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

幸い2件とも相手の方にけがはなく、人身事故とならずに済みましたが、職員の不注意によりご迷惑をおかけしたことを深く反省し、二度とこのような事故を起こさないよう、車両の運行には細心の注意を払い安全運転に努めてまいります。

以上で、報告第3号、第4号の補足説明とさせていただきます。

〔社会文化課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

なお、報告第1号 平成30年度健全化判断比率の報告について、報告第2号 平成30年度資金不足比率の報告について、報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）、報告第4号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）については、説明のとおりですので、ご了承願います。

ここで休憩します。

再開は午後3時25分とします。

（午後 3時14分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時25分）

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 宮 蘭 博 香 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

宮蘭博香議員。

〔5番議員 宮蘭博香君登壇〕

○5番（宮蘭博香君） 議長のお許しをいただきましたので、宮蘭博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

ことしの夏は猛暑が続き、体感温度では異常な暑さを感じたことと思います。そして、温暖化による影響なのか、海水温が高くなり、大型の台風も発生し、全国各地で頻繁にゲリラ豪雨も発生しました。

これからの夏は、毎年、ことしのような状況になることと思います。そうしますと、当町としても、大雨等による災害が懸念されます。町民の生命と財産を守るためにも、日ごろからの準備と備えがなくてはなりません。いざというときに行政の力が試されるときであり、その対応が住民との信頼関係につながります。住民との信頼関係が構築できるよう、町長を中心に頑張ってくださいと思います。

そして、現在は基幹産業である水稻の稲刈りも最盛期を迎えていることと思います。7月の日照不足などにより、ことしの収穫時期は例年よりも5日から1週間程度おくられていることですが、収穫状況が心配される場所があります。改めて、良質なお米が多く収穫できることを願うものであります。

さて、これからは学びの秋を迎えるわけですが、町当局におかれましては、きめ細かな計画行政の推進や、子供たちのよりよい教育環境の整備を急務に行うほか、2小学校跡地の地域シンボルとしての有効活用など、道筋を定める必要があるかと思えます。まさに、それらが住民生活、さらには生活支援に通ずるものでありますので、きめ細かな行財政運営を迅速に展開していただくことを大いに期待しているものであります。

それでは、大綱2点について一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては、町長の政治姿勢について3点お伺いするものであります。

1点目として、職員の懲戒処分についてお伺いします。

新聞に掲載された3職員の不祥事による処分が、7月31日に開催された議会議員全員協議会で報告がありました。いずれの職員についても、横芝光町職員の懲戒処分等に関する基準に基づき、横芝光町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例により対応したことと思えます。元職員の2名については、公務外非行関係の淫行と飲酒運転により懲戒免職処分にしたことと思えますが、この処分については評価するものであります。しかしながら、東陽病院の主任医長の処分については軽いのではないかと思います。といいますのは、主任医長については過去にも処分を受けているのにもかかわらず、改善の状況が余り見えないことなく、病院内でもいろいろな面で問題があるようですので、医師不足という中でも、適切な処分をする必要があるものと思えますが、管理者である町長のお考えをお伺いするものであります。

2点目として、町長は、自分自身で3期目の行政運営をどのように評価しているのかにつ

いてお伺いします。

町長は、いろいろと模索をしながら行政運営を頑張ってきたことと思います。町長の今回の任期も半年余りとなりましたので、最後の仕上げの時期に来ていることと思いますが、どのように自己評価しているのか、具体的なお考えをお伺いするものであります。

3点目として、町長の政治公約について達成できないものは何かについてお伺いします。

平成31年の3月定例会の一般質問でも、町長の政治公約6点についてお伺いしましたが、明確なご答弁をいただくことはできませんでした。先ほども申し上げましたが、町長の今回の任期も半年余りとなりましたので、達成できないものは何かについて、明確なご答弁をお伺いするものであります。

続きまして、大綱2点目としては、行財政運営について3点お伺いするものであります。

1点目として、各種団体運営費補助金についてお伺いします。

補助金は55団体、9,805万9,000円が計上され、7月末現在、ほとんどが支出されており、適正な執行がなされている状況にあります。既得権になっている状況もあると思いますので、より有効な活用ができるように努力していただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

2点目として、シルバー人材センター運営費補助金についてお伺いします。

8月27日現在、運営費補助金500万円は支出されていない状況にあります。昨年度の状況を申し上げますと、町が運営費補助金を支出したのは、平成31年2月28日です。そのような状況から、国補助金500万円を受け取ることができませんでした。言い換えれば、町長はシルバー人材センターに500万円の不利益を与えたわけであり。そこに至るまではいろいろな事情があったと思いますが、シルバー人材センターは営利団体ではありません。定款にも示されているように、センターは定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業またはその他の簡易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とすると定められています。また、今年度の場合、10月中旬までに町の決定通知があれば、国の補助金500万円を受け取ることができるとのことです。補助金は支出し、詳細については今年度中にシルバー人材センターと詰め、シルバー人材センターが不利益を講じることなく運営できるようにしていただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

3点目として、令和2年度当初予算はどのように考え方で編成するのかについてお伺いします。

先ほども申し上げましたが、町長の任期は来年3月であります。そうしますと、令和2年度当初予算は一般的には骨格予算で編成すると思いますが、どのような考え方で予算編成をするのか、町長のお考えをお伺いいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の明快なご答弁をお願いいたします。

〔5番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、宮菌博香議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、私からは、町長の政治姿勢についてのご質問にお答えし、その他のご質問につきましては各担当課長から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、職員の懲戒処分についてでございますが、先般の議会議員全員協議会においてご報告させていただきましたが、7月に戒告1名、免職2名の懲戒処分を行いました。

職員の不祥事に関しまして、3名もの職員に懲戒処分を行うという異常事態に際し、被害者を初め町民の皆様には深くおわび申し上げます。

このたび職員が起こした不祥事は、全体の奉仕者である公務員として恥ずべき行為であり、町の信頼を著しく低下させてしまったことを大変重く受けとめており、深く反省をしているところでございます。今後は、職員一人一人が、公務外であっても常に法令遵守の意識を持ち、高い倫理観で仕事に臨むことが必要であり、より一層の綱紀粛正を図り、信頼回復に向け全力で取り組むとともに、二度とこのようなことを起こさないよう再発防止に取り組んでまいります。

次に、自分自身で3期目の行政運営をどのように評価しているのかについてでございますが、平成28年4月より3期目の町政をお預かりさせていただく際、3つの柱をお示しさせていただきました。1つ目は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進、2つ目は持続可能な行財政基盤の構築、3つ目は空港周辺自治体の均衡ある発展、と3つの大きな柱により、横芝光町の創生に向け、議会を初め多くの皆様と対話を重ねながら、全力で努力をしてまいりました。

皆様のご理解とご協力によりまして、おおむね順調に施策を推進することができているものと考えております。

次に、町長の政治公約について達成できないものは何かについてでございますが、個別の政治公約の中で、当町を取り巻く状況の変化などにより、産直交流施設の建設については駅前情報交流館ヨリドコロの成功を優先させ、今後の状況を見据えた中で検討することとなっております。

また、横芝光インターチェンジ周辺開発の実現、横芝駅のエレベーター設置、横芝光消防署の整備につきましては、今任期中での達成に間に合う事業ではございませんが、着実に進捗しているものと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） 私からは、行財政運営についてのご質問のうち、各種団体運営費補助金についてと、令和2年度、当初予算はどのような考え方で編成するのかについてお答えをいたします。

初めに、各種団体運営費補助金についてでございますが、各種団体運営費補助金につきましては、平成28年4月に横芝光町補助金等交付基準及び見直し基準を策定いたしまして、各所属において、この基準に照らし合わせ、各種団体等の収支状況や事業内容等の確認を行い、補助金の公益性、有効性等の確保の観点から、都度、運営状況等を確認し、継続的に補助金等の見直しを行うこととしております。

また、令和元年度予算編成に当たっては、横芝光町補助金等現況調書を作成いたしまして、各種団体等の繰越金の状況や事業内容及び事業効果等についてヒアリングを行い、繰越金の是正や補助対象外経費の除外について精査するとともに、参加人数の少ない事業など効果の薄い事業の見直し及び各種団体等との調整を図ることとして、当初予算に反映をしたところでございます。

なお、各種団体等運営費補助金につきましては、運営費補助金に事業補助金が含まれているものもあり、また他団体等からの負担金や会費を収入として計上している団体もあることから、令和2年度予算編成に向けましては、横芝光町補助金等交付基準及び見直し基準の徹底とあわせて、運営費補助金と事業費補助金の切り分けを行うとともに、積算根拠を明確に

するなど、引き続き運営費補助金の見直しを進めてまいります。

次に、令和2年度当初予算はどのような考え方で編成するのかについてお答えいたします。

当町の財政状況につきましては、普通交付税が合併算定替え増額分の段階的縮減により減額となる一方、合併特例債などに係る公債費の増加や、医療や介護などの社会保障費の増加、また、道路、橋りょうを含む公共施設の老朽化への対応など、当町財政運営を取り巻く状況は、より一層厳しさを増すものと考えております。

このような厳しい財政状況の中ではありますが、令和2年度予算編成に当たりましては、持続可能な行財政基盤を確立するため、第2次総合計画に掲げられた、人・自然・文化が奏でる暮らし夢広がる幸せ実感のまち横芝光の実現に向け、メリハリのある効率的な財政運営を進めるべく、財源の積極的な確保と事業の選択と集中によりまして、健全財政を維持しつつ、20年後も選ばれるまちを目指し、魅力あるまちづくりに向け、新年度予算編成を進めてまいりたいと考えております。なお、来年3月に町長選挙を控えておりますことから、新年度当初予算につきましては、継続して実施している事業や経常的経費を中心とした骨格予算として編成をいたしまして、新規事業等につきましては、補正予算で肉づけしたいと考えております。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） 宮菌博香議員からの大綱2点目、行財政運営についてのシルバー人材センター運営費補助金についてお答えいたします。

シルバー人材センター運営費補助金につきましては、昨年度から継続して適正な運営への改善をお願いしてまいりましたが、理事会においての意見統一がまだまだ図られていない面があるなど、適正な運営に向けての改善協議が進められていないと伺っておりますので、現在のところ交付を保留しているところであります。

しかしながら、シルバー人材センターへの補助金の交付は、公益上必要であることは認識をしておりますので、今後、適正な運営改善の方向性が示されれば、速やかに交付できるよう準備をしております。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） ただいま、いろいろとご答弁ありがとうございました。

それでは、通告に従い、順番に再質問をさせていただきます。

まず、町長の政治姿勢について、1点目の職員の懲戒処分についてですが、町長からまさにご答弁をいただいたとおりでと思います。そこで、町長に確認をしたいんですが、今回処分した3名の職員のうち、町長が採用した職員は何名いるのかお伺いをいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 医師と社会文化課の2名でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今、町長から話がありましたように、2名が、町長が採用した職員です。ということは、それで、東陽病院の医長についても、今、町長が採用したということですが、参考までに申し上げますと、町長が平成22年1月21日に採用したと思います。

壇上でも申し上げましたように、この主任医長はいろいろと問題があり、お荷物職員だと私は思います。この職員の問題行動により、東陽病院が患者からの評判を下げているのにもかかわらず、別の角度から見ると、このような職員に、既に約1億5,000万円程度の給料が支払われているということでもあります。この現実を町長はどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 東陽病院の整形外科主任医長でございますけれども、本人全く、宮菌議員がおっしゃっている部分も重々理解をしているところでございます。しかしながら、今回の案件につきましては、結果的に、法的に問題があったかどうかについては、なかなか明確にそれができていない状況もありましたし、また、その患者さんに個人の直接の原因をつくられて、被害といいましょうか、この案件に携わった患者さんも、その後元気になられたということもございまして、こういう処分をさせていただいたわけでございますけれども、現実問題として、医師不足が本当に極めて深刻な状況の中で、たまたま応募をさせていただいた数少ない一人であったというのは、もう言うまでもございません。

そうした中で、評判についても、前回にもこういう処分があったわけでありましてけれども、今の常勤医がまだ充足をされていない、今の東陽病院の状況の中で、病棟管理等、なかなかこれを排除する方向に持っていくというのは、そのために云々ではないんですけれども、そういうものを総合的に院長と相談した部分も、正直でございます。そうした中で、こういう部分にございましたので、ひとつご理解を賜ればというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） まさに町長から、私が思っているような意見を伺うことができました。

私が言いたいのは、やっぱり職員が、みんな大勢が頑張っている、そういう一、二の職員がそういうふうになっちゃくと、職員全体が足を引っ張られてしまうということです。ですから、やっぱり一生懸命やっている職員が気の毒になってくる。また、組織としてもよく見られなくなってしまいます。

ですから、私が言いたいことは、このように、今言った中で、横芝光町職員が約300名いる中で、今回懲戒処分を受けた職員のうち、町長が採用した職員が2名いる。ですから、私が言いたいことは、職員の採用に当たっても、よく見きわめ、慎重に対応していかないと、今回のようなことがまた起こってしまうのではないかと。より優秀な職員が、今、採用できるような状況にあるので、そういうふう採用していく必要があるのではないかとというのがまず1点であります。

それと、もう1点は、既に今、解禁されたかもしれませんが、8月末までは職員には納涼会等も自粛させていたというふうには伺っております。にもかかわらず、町長は祭りとかいろんなどところに行って、自分だけろれつが回らないほど飲食しては、職員はついてきませんよということを申し上げておきたいんですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、職員の採用の件につきましては、宮菌議員、全くおっしゃるとおりでございます。今後の職員採用につきましてはしっかりと、私のみではなくて、幹部職員、そしてまた、今、若い職員も交えてのグループ討議等を使って、今後ともよりよい職員を採用できるように、状況をつくってまいりたいと考えております。

また、祭りに参加する部分におきましては、ろれつが回らないほど飲んでいるという記憶はございませんが、地域の伝統ある祭りについては、コミュニティーを大事にする皆さんの部分も含めて、参加をさせていただいたということは事実でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 町長は酒が強いから、酔っぱらうほど飲んでいなかったということではあるんですけども、私のほうの耳に入っている意見は随分違う。いろんな意見が来います。要するに、多くの人が見ているんだということを再認識をしていかないと、やっぱり職員は町長についてこなくなりますよということを、再度申し上げさせていただきたいと思っております。

それでは、次に2点目の、自分自身で3期目の行政運営をどのように評価しているのかについてお伺いしますと、ただいまの答弁ですと、順調に施策を推進していることができているということでしたので、町長の自己評価はわかりました。これについては、残りの期間、悔いを残さないよう頑張ってくださいと思います。

次に、3点目の、町長の政治公約について達成できないものは何かについてお伺いします。これも、ただいま答弁いただきましたが、公約という言葉が辞書で調べてみると、公衆に対して実行を約束することと示されています。これを踏まえ、再度お伺いします。達成できたのか、それともできなかったのか、お伺いします。なお、横芝光インターチェンジ周辺の開発と、横芝駅のエレベーター設置と、横芝光消防署の整備は、この任期中にはできないという明確なご答弁をいただきましたので、それについては結構です。

まず1点目としまして、当初予算10億円削減に向けた取り組みについてはどのようになったのか、これはできたのかできないのか、教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 10億円削減の公約といいましょうか、これを目指しながらやっていきたいというような公約といいましょうか、お約束をさせていただいて、事実、その部分につきましてはできていませんが、まず、収支のバランスにおいて、歳入も、財政規模がだんだん年を追うごとによって大きくなっていきます。現実問題として、消費税がこの10月からまた2%上がるといっても、100億円の2%といえば2億円とか、単純に考えればそういう状況もありますし、社会状況の変化の中、それとまた、このたび成田空港の容量拡大の問題等、いろいろと横芝光町でも環境の変化に合わせて、やはり財政規模も膨らんでいくこと自体は、これは地域振興につながる一つであるという側面もございますので、その認識の中で進めていって、それが約束であったかどうかは別問題として、10億円削減を目指すという方向については、もう目指してきたことについては、ちゃんと目指してきたのは事実でございますけれども、それが10億円に達したかどうかについては、これはおのずと知れず、達してはおりませんのは事実でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 先ほど公約という言葉を行いましたけれども、町長、再度3年半前の公約を振り返ってもらうとよくわかると思われましたので、合わせて言わせていただきました。まず、10億円の削減ができないということでありました。

次に、歳入の切り札、ふるさと納税の拡大は若干ふえていますけれども、どのようになったのか、再度確認をしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） これについては、数億円を実際に集めている自治体はもういっぱいございます。例えば千葉県においても、長生村が昨年、ことしでしたかね、6億円というような、カニの加工で大分盛り上がったというようなこともございますけれども、公約として1億円を目指すということではありましたけれども、そういう中においては確実に進捗して、今年度については約5,000万円をオーバーできそうな見込みもございますので、それについては着々と進めているというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 横芝地区の敬老会等へ行くと、億単位の凄い数字が出てきます。そうすれば、歳入としての幾らか対応はできるんでしょうけれども、実際問題、ふるさと納税についても、上がってきているのはわかりますけれども、半分は経費としてかかってしまうということであれば、そんなに伸びていないように私は思っていますので、これについても、公約で言っているほどの効果は上がっていないのかなというふうに私は思っております。

次に、3点目の、町長と私はニュアンスが全く違うんですけれども、町長はヨリドコロと産直交流施設、道の駅をいつからか同じものとして考えているようですが、私は全く別物だと思っております。ヨリドコロの状況を踏まえ検討するということですが、まだ産直交流施設、道の駅の建設を考えているのか、再度お伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 同じものだという認識はないのですが、ただ、地域発展の情報発信源としての機能を持つ情報交流館「ヨリドコロ」を、たまたま地方創生のハード事業に対しての補助金もあったこともあって、これを進めてまいりました。

今後、道の駅の問題につきましては、一旦、今、棚上げ状態ではございますけれども、ただ、今後町の単独でこれを進めていくことについては、非常に難しい状況にあるのかなという思いがしています。

そんな中で、ただ今後、先ほど申し上げましたけれども、横芝光インター周辺付近の土地利用計画等いろいろな、あと成田空港の容量拡大の問題に合わせて、この地域振興が図られる際の一つのアイテムとしてあるというのはやぶさかではないというふうに認識をしている

ところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、今の町長の答弁ですと、単独では今、もう産直交流施設道の駅については考えていないが、違う、いろんな状況としては、またその状況に合わせた中で考えていくということよろしいですか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） はい、そのとおりでございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） わかりました、ありがとうございました。

それでは、次に、いずれにしましても、今の町長の政治公約について、町長みずから公約は難しいということでありましたが、残された期間で少しでも公約に近づけられるように頑張ってくださいと思います。町長の手腕に大いに期待をしております。

それでは、大綱2点目の、行財政運営についての1点目の、各種団体運営費補助金についてですが、財政課長の壇上の答弁で理解できましたが、見直しを行いながら、有効に活用されるようにしていただきたいと思います。壇上の中で、補助金等交付基準、また見直し基準、そういうものを踏まえ、継続的に行い、また運営費、事業費等、いろいろ見詰めていくということでありました。ですから、私が言いたいことは、効果があるものについては、やっぱりどんどん支出するべきだろうというふうに考えております。

しかしながら、それが、もう目的が達成できたとか、またいろいろある、また既得権にならないように、しっかり再度見直ししていただきたいということをお願いしたいと思いますが、その辺の心意気について一言お伺いできればありがたいというふうに思っております。

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

○財政課長（椎名富士男君） 団体の運営費補助金につきましては、継続して見直し、図っていきたいと考えております。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） ありがとうございました。そういうことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2点目のシルバー人材センター運営費補助金についてお伺ひします。

福祉課長からご答弁をいただきましたが、私の言いたいことは、壇上でも申し上げました

が、町長には昨年と同じ失敗をしないでいただきたい。ことしもシルバー人材センターに不利益を与えてしまうと、シルバー人材センターの運営等、いろいろ支障が出てくると思います。したがって、先ほど福祉課長の答弁では改善をお願いしているということであるんですけども、やっぱり運営費補助金であり、議会もそれを支出するのを認めてあるわけですから、とりあえず支出をし、その中で改善策、そういうものをしっかりとやっていかないと、去年と同じくなくなっちゃうんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺は町長、どういうふうに考えているか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど壇上から福祉課長が答弁しましたけれども、公益社団法人としてのあるべき姿、公平公正な運営方法等々、問題がある旨については先ほど申し上げましたところでございますけれども、その中で、そういうような公益社団法人としてのあるべき姿の運営をしていただきたい。そういう旨のこちらからの要望書を出させていただいております。ことしの2月、3月でしたかな。

それについて、お答えが来ていないという状況もある中で、やはりしっかりとした、公益社団法人としてのあるべき姿にしっかり戻っていただいて、本当にこの横芝光町のお年寄りの、本当に活力ある第二の人生の中で、仕事を通じてできる、本当に楽しく仕事のできる環境づくりに、やはり頑張っていただかなければならないし、それに対する問題点の解決がまだされていないという状況の中で、我々としては一刻も早くその補助金も交付して、しっかりとした運営を、基盤をつくっていただきたいという願いを、本当にもう重々認識した上での行動でございますので、ご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、今の答弁ですと、町長が意図するような回答が上がってこなかったり、また回答がなかった場合については、ことしの補助金についてはいつ支出かわからないということなのか、その辺について再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それについては、昨年度末に、一応、ほとんどの理事さんがお集まりの中でお話をさせて、約束をしていただいたことでございますので、それについては、今、私が申し上げるべきではないと考えております。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮藺博香君）　　ということは、場合によっては、また国の補助金をシルバー人材センターが受けられないということもあるという考え方でよろしいですか。

○議長（鈴木克征君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　その可能性は否定できるものではございません。

　　以上です。

○議長（鈴木克征君）　宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君）　町長がそこまでかたくなにシルバー人材センターのほうに不利益を講じるということであれば、私たちが違う手段をまた考えていかなければならないのかなというふうに思っていますので、それはそれとして。

　　それでは、次に、令和2年度当初予算はどのような考え方で編成するのかについて、財政課長より、骨格予算により編成するというものであります。私が聞きたいのは、例えば今年度から、町長の施策として小中学生の給食費などの経費、無償化にしましたが、それらについても当初予算の中で計上していくのかどうなのか、その辺をちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　それにつきましては継続事業ということで、これからも進めていきたいというふうに考えています。

○議長（鈴木克征君）　宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君）　では、ある程度骨格予算といいながらも、町長の政策経費というのは当初で計上していくという考え方でよろしいですか。

○議長（鈴木克征君）　財政課長。

○財政課長（椎名富士男君）　2年度の当初予算の編成方針といいますか、その内容につきましては、申しわけありません、現時点ではまだ協議はされておられませんので、今後協議を、町長を含めてする予定にはなっております。また、3月に町長選挙があるということの中で、当然議会のほうも例年よりも早く開かれると思いますので、新年度の予算の締め切り等につきましても、例年よりも早く着手したいというふうに考えております。

　　先ほど壇上でも申し上げましたように、継続している事業であるとか、その辺につきましては、また町民さんに不利益といいますか、また混乱を招くような事態を生じさせてもいけませんので、それらも考慮しながら編成業務のほうに入っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） できれば、今課長が言ったような意見を町長から聞かれるのかなというふうに期待をしていたんですけれども、ちょっと残念でした。

それでは、いずれにしてもまだ、きょうは時間のほうはまだあるんですけれども、皆さんお疲れになっているでしょうから、この辺で終わりにしたいと思います。

町長を初め、町当局のさらなる頑張りに期待をし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で、宮菌博香議員の一般質問を終了します。

◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

9月4日から9月8日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、9月4日から9月8日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程は、これをもって終了します。

9月9日は、定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時10分）

9 月 定 例 会

(第 2 号)

令和元年9月横芝光町議会定例会

議事日程（第2号）

令和元年9月17日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第1号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定）
- 日程第 3 議案第2号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町長等の給料の特例に関する条例の制定）
- 日程第 4 議案第3号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第4号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町ふるさとまちづくり基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第5号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第6号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第7号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第8号審議（質疑・討論・採決）
町道路線の認定について
- 日程第10 議案第9号審議（質疑・討論・採決）
令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第10号審議（質疑・討論・採決）
令和元年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第11号審議（質疑・討論・採決）

- 令和元年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第12号審議（質疑・討論・採決）
- 令和元年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第13号審議（質疑・討論・採決）
- 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第14号審議（質疑・討論・採決）
- 平成30年度横芝光町一般会計決算の認定について
- 日程第16 議案第15号審議（質疑・討論・採決）
- 平成30年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第17 議案第16号審議（質疑・討論・採決）
- 平成30年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第18 議案第17号審議（質疑・討論・採決）
- 平成30年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第19 議案第18号審議（質疑・討論・採決）
- 平成30年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第20 議案第19号審議（質疑・討論・採決）
- 平成30年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定について
- 日程第21 議案第20号審議（質疑・討論・採決）
- 平成30年度横芝光町病院事業会計決算の認定について
- 日程第22 議案第21号審議（質疑・討論・採決）
- 財産の取得について
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 陳情の件
- 日程第25 委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番 小 倉 弘 業 君 2番 森 川 貴 恵 君

3番	印 東 彦 治 君	4番	秋 鹿 幹 夫 君
5番	宮 菌 博 香 君	6番	山 崎 義 貞 君
7番	越 川 一 雄 君	8番	庄 内 賢 一 君
9番	鈴 木 和 彦 君	10番	鈴 木 輝 男 君
11番	川 島 仁 君	12番	川 島 富 士 子 君
13番	鈴 木 克 征 君	14番	鈴 木 唯 夫 君
15番	八 角 健 一 君	16番	川 島 勝 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	副 町 長	山 田 智 志 君
総 務 課 長	林 雅 弘 君	企画空港課長	平 山 貴 之 君
財 政 課 長	椎 名 富 士 男 君	環境防災課長	萩 原 浩 己 君
税 務 課 長	鈴 木 正 広 君	住 民 課 長	大 木 敏 江 君
産 業 課 長	熱 田 雅 之 君	都 市 建 設 課 長	川 島 敏 彦 君
福 祉 課 長	及 川 雅 一 君	健康こども長	椎 名 淳 君
食肉センター長	向 後 和 彦 君	健康こども長	渡 邊 奨 君
会 計 管 理 者	秋 葉 義 臣 君	東 陽 病 院 長	押 尾 良 晴 君
教 育 課 長	椎 名 雄 一 君	教 育 長	川 嶋 修 君
監 査 委 員	椎 名 重 基 君	社 会 文 化 課 長	

職務のため出席した者の職氏名

局 長	市 原 通 雄	書 記	齋 藤 美 紀
-----	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

本日、総務経済常任委員会委員長から、継続審査の陳情第2号について、民生文教常任委員会委員長から、陳情第1号ないし陳情第2号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたのでご報告します。

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 小 倉 弘 業 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

小倉弘業議員。

〔1番議員 小倉弘業君登壇〕

○1番（小倉弘業君） 皆様、おはようございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、小倉弘業が一般質問させていただきます。

先週、関東を直撃した台風15号の影響で、当町でも多大な被害を受けました。まず、被害に遭われました町民の皆様へ、心からお見舞いを申し上げます。

9日未明から朝方にかけて、勢力を落とさず関東を直撃した台風15号による暴風と大雨で、千葉県全域に甚大な被害を残していきました。町内でも家屋の被害や停電による断水、携帯電話の電波障害、農家の皆様の作物への被害など、多大な被害を受けました。いまだに停電のため、電気のない生活を余儀なくされている方々も少なくありません。自衛隊による災害援助で、町民の皆様への給水活動など、8年前の東日本大震災の悪夢を思い出しました。まだまだ被災した皆様は通常どおりの生活を取り戻すことはできていません。復旧への対応も

徐々には進んではおりますが、町民の皆様が一日も早く日常の生活に戻れるよう、町としても佐藤町長を先頭に全力で取り組んでいただきたいと思います。

これからわかる町内の被害状況ですが、町民の皆様とこの地域の基幹産業である農業への被害が最小限で済むことを願うばかりです。

私ごとではありますが、4月の選挙で初当選し、早くも4カ月がたちました。定例議会、研修などを経験させていただきましたが、まだまだ浅学非才の身であります。このような災害のときにも住民の皆様のお力になれるよう頑張っまいりますので、これからもよろしくお願いたします。

それでは、大綱2点、質問させていただきます。

大綱1点目、教員の勤務実態について質問させていただきます。

少子化による児童・生徒数の減少に伴い、当町でも2校が、令和2年4月の統合に向けてさまざまな準備を進めているところであります。教育の環境が変わることは、教員の皆様も気苦労が絶えないことと思います。

文部科学省が平成28年に実施した教員勤務実態調査によると、小学校教員の33.4%、中学校の教員55.7%が週20時間以上の時間外労働、つまり月80時間以上の過労死ラインを超える時間外労働をしているとされています。教員が勤務する学校によって学内勤務時間が大きく異なるとされていますが、この調査結果から、文部科学省は学校を支える教員の負担は限界に近いとし、学校の業務改善の必要性が取り上げられ、さまざまな対策が進められています。

前回の教員勤務実態調査から3年が経過しようとしている現在の町内小学校教員の勤務実態はどうなっているのかお聞きします。

次に、小学校の教科担任制について質問します。

現在、文部科学省と中央教育審議会が、小学校5、6年生の教科担任制を2020年以降の導入に向けて進めています。この教科担任制は、4年生まではクラス担任が全教科を教える学級担任制で、5、6年生からは教員が専門科目ごとに授業を担当することで、中学校で採用されています。

この制度は、小学校教員の働き方改革、過重労働軽減、子供たちの学力の向上にもつながる制度です。来年度からは英語が正式教科となり、プログラミング教育も必修化されるといいます。専門性の高い英語などの授業準備に時間をとられるため、さらなる過重労働が指摘されています。そういう中でも、とても注目されている教科担任制です。質問1点目の問題の解決にもつながるため、現場や保護者からは歓迎の声が上がっているといえます。

千葉県の教育委員会にお尋ねしたところ、当県での取り組みは国の意向を待っての対応となるとのこと。しかし、県内でも、船橋市など一部の市町村、または各学校内で教科の受け渡しを既に行っている小学校もあると聞きました。当町では、県内でも既に一部の学校で行っているこの教科担任制を導入するお考えはあるのかお聞きします。

大綱２点目、横芝光町民の救急依頼通報（119番）の状態について質問します。

ここ数年は、特に夏の高温化により、猛暑日、熱帯夜となり、熱中症などで体調不良による救急車の依頼がとて多いと聞きます。そのほかにも、先日の台風による災害での出勤や持病の悪化、交通事故やけがによる搬送など、救急の現場は多忙な状態が続いていると聞きます。

そのような状態でも、119番通報では救急車を私物化する依頼が多いという実情が存在するそうです。傷病者の速やかな搬送をするためにも、不要不急の依頼は控えていただきたいところでもあります。当町の近年、過去３年間の救急依頼件数及び不要不急の依頼件数はどれほどかお聞きします。

国としては、傷病者の搬送及び医療機関による受け入れを円滑に行うため、消防法の一部を改正する法律を平成21年に公布し、傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われるよう実施基準を定めています。重症患者など、刻一刻と病状の進む場合、受け入れる病院が決まるまでの救急隊の初期処置にも限度があるため、容体の悪化を防ぐのも大変です。1分1秒でも早く、適正な医療機関に搬送していただくのが望ましいところです。搬送依頼を受けて、現場に到着後、搬送病院が決まるまでの平均時間をお聞きします。

次に、東陽病院の救急搬送の受け入れ状態について質問します。

テレビのニュースや新聞でもよく取り上げられる救急搬送の受け入れ拒否という、あつてほしくないケースがふえています。救急隊が受け入れ病院を探しても病院にたらい回しに遭い、その間に病状が悪化して心肺停止状態に至るといふ、最悪の状態になることも珍しくないと聞きます。予期せぬ病気やけがなどで、自分たちではどうにもできないときの最後のとりでの病院です。受け入れ困難などないよう、早期の対策を求めるところです。

当町の二次救急医療機関、東陽病院の近年、過去３年間の受け入れ件数と受け入れできなかった件数をお聞きします。

そのような救急搬送の受け入れを改善するため、千葉県でも平成23年３月に傷病者の搬送及び医療機関による受け入れを的確かつ円滑に行うための実施基準を策定したとされています。この基準は、傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われるように、分類された医

療機関のリスト、救急隊による観察基準、搬送先医療機関が速やかに決定しない場合に受け入れ医療機関を確保するためのルールが定められており、救急搬送時の受け入れ医療機関の選定困難事案の解決につながる基準です。

千葉県が策定した傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準に対する東陽病院の取り組みをお聞きします。

以上、大綱2点、壇上からの質問とさせていただきます。

〔1番議員 小倉弘業君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 押尾良晴君登壇〕

○教育長（押尾良晴君） 小倉弘業議員の教育関係についてのご質問のうち、小学校の教科担任制についてをお答えいたします。

小学校の教科担任制については、文部科学大臣が2019年4月17日の第123回中央教育審議会に、新しい時代の初等中等教育の在り方についての中で、新時代に対応した義務教育のあり方において諮問した内容の一つに、教科担任制について取り上げております。

各小学校においては、どの教科をどの教員が担当するかについては、児童の発達段階や学習状況、学級数や学校の規模、教員の専門性、業務の効果など、それぞれの実績を踏まえて、学級担任が全ての教科を担当する方法、一部の授業について専科教員が担当する方法、学級担任同士の連携で得意な教科の授業を交換して担当する方法などがとられております。

本町の小学校でも、現在、7名の専科教員が算数、理科、音楽、図画工作で授業展開をするとともに、学級担任同士が授業交換を行うなどして、教科担任制の一端を担っているところです。

さて、今回の教科担任制の導入については、これまで多くの教科を持ち、教材研究に費やしてきた時間を自分の専門の教材研究のために有効活用することができることから、子供たちに質的に高い授業を提供することが可能になります。さらには、教職員の多忙化解消の一助にもつながります。

今後、国の中央教育審議会での審議の行方を注視しながら、町教育委員会といたしましては、学校ともども教科担任制に向けて研究をしてまいりたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 押尾良晴君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 椎名雄一君登壇〕

○教育課長（椎名雄一君） 小倉弘業議員の教育関係についてのご質問のうち、教員の勤務実態についてお答えします。

平成25年度にOECD、経済協力開発機構が国際教員指導環境調査を実施しました。この調査は、OECD加盟国など48カ国を対象に、学校の学習環境と教員の勤務環境に焦点を当て、実施されたものです。この調査の結果、参加国中、日本の小中学校教員の1週間あたりの仕事時間が最長であることがわかりました。

この調査結果を受け、文部科学省は平成28年度に改めて教員の勤務実態調査を行いました。この調査により、多くの教員が長時間勤務をしている実態が浮き彫りになったことから、中央教育審議会での検討結果を踏まえ、平成29年12月に学校における働き方改革に関する緊急対策を公表するに至りました。

平成28年度に文部科学省が実施した教員の勤務実態調査は、全国小中学校の中から抽出された小学校400校、中学校400校に勤務する教員を対象に行われたもので、当町では該当校がなかったことから調査を行っていないため、平成28年度のデータを持ち合わせていません。そこで、町内小学校の教員の勤務実態の状況につきましては、調査を開始した昨年度と今年度のデータの比較で回答をさせていただきます。

勤務実態をあらわす数値として、いわゆる過労死ラインと言われる1週間あたりの在校時間が60時間を超える、1日当たりになると在校時間の平均が12時間を超える教員の割合を使用することとし、昨年度と今年度の4月から7月までの数値とその比較を月ごとに申し上げさせていただきます。

初めに、4月に過労死ラインを超えた職員の割合は、昨年度が38.2%、今年度が43.3%で5.1ポイントの増加、5月、昨年度51.1%、今年度38.5%で12.6ポイントの減少、6月、昨年度44.0%、今年度37.4%で6.6ポイントの減少、7月、昨年度25.8%、今年度4.4%で21.4ポイントの減少という結果になりました。なお、本調査は教諭と言われる職員を対象としており、校長、教頭及び事務職員は含んでおりません。

この結果から、4月は少し多かったものの、5月以降は全て減少に転じており、当町小学校教員の勤務実態は改善しつつあることがわかりました。しかしながら、依然として1週間あたりの在校時間が60時間を超える教職員がおりますので、今後も勤務体制の改善に努め、引き続き教職員の働き方改革を積極的に推進してまいります。

〔教育課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 萩原浩己君登壇〕

○環境防災課長（萩原浩己君） 小倉弘業議員ご質問の大綱２点目、救急搬送についての横芝光町民の救急依頼通報（119番）の現状についてお答えします。

初めに、過去３年間の依頼件数は、消防年報の救急救助統計によるところ、平成28年が1,065件、平成29年1,137件、平成30年1,113件です。なお、不要不急の件数としての統計はございませんが、救急搬送人員疾病程度別状況の軽症の件数は、平成28年が334件、平成29年428件、平成30年が380件です。

次に、搬送病院が決まるまでに要した平均時間にはついては、消防年報では、119番通報の電話が入ってから搬送病院へ収容するのに要した時間別搬送人員の状況となりますが、平成30年で20分から30分が46人、30分から60分が646人、60分から120分が316人、120分以上が1人となっています。

〔環境防災課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 小倉弘業議員の大綱２点目、救急搬送についての東陽病院の救急搬送の受け入れ状態についてのご質問にお答えいたします。

初めに、近年、過去３年間の受け入れ件数と受け入れできなかった件数はとのご質問についてでございますが、大変恐縮ですが、救急搬送の受け入れができなかった件数のうち、診療時間内の件数につきましては、記録をとるようになりましたのが平成29年５月からでございますので、それ以降の件数となりますのでご承知おきます。

それでは、平成28年度につきましては、救急搬送の受け入れ件数は283件で、診療時間外が93件、診療時間内は190件でございます。受け入れできなかった件数につきましては、診療時間外が300件となっております。

平成29年度は、受け入れ件数は293件で、診療時間外が112件、診療時間内が181件でございます。受け入れできなかった件数は、診療時間外が202件で、診療時間内の件数は５月以降の11カ月分となりますが、82件でございます。

平成30年度は、受け入れ件数は277件で、診療時間外が120件、診療時間内が157件でございます。受け入れできなかった件数は359件で、診療時間外が236件、診療時間内が123件で

ございます。

この3年間で受け入れできなかった件数が受け入れ件数を上回る状況にございますが、これは専門医や検査体制が常時確保できない状況があるためでございます。

受け入れ状況では、急病による搬送が4割で一番多く、地域別では町内が5割以上、年代別では80歳以上が4割で一番多く、受け入れた患者様の7割が60歳以上と、高齢者層が大半でございました。

このように高齢者の救急搬送が増加していることから、高齢化のピークである2025年を控え、円滑な救急医療体制を確保するために、医療、消防、行政、福祉関係者が参加する千葉県東部地域救急医療ネットワークの設立が進められているところでございます。当院といたしましても、広域での課題解決に協力していく所存でございます。

次に、千葉県の傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準の取り組みはとご質問についてでございますが、この基準は、傷病者の搬送及び医療機関による受け入れをより適切かつ円滑に行うため、平成21年5月に公布され10月に施行された消防法の一部を改正する法律により、県に基準の策定が義務づけられたことによるものでございます。

この基準では、傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われるように分類された医療機関のリスト、救急隊による観察基準、搬送先医療機関が速やかに決定しない場合に受け入れる医療機関を確保するためのルールが定められており、救急隊が傷病者の搬送時に受け入れ機関を選定するための基準でございます。

医療機関の分類としては、緊急性の分類で重篤から、緊急度や重症度が高くない入院が必要な症状までの9項目と、妊産婦や小児、精神科など、専門性や特殊性の分類で5項目が定められております。

現在、東陽病院は、消化管出血と緊急度や重症度が高くない入院が必要な症状の項目で受け入れに応じる医療機関としてリストアップされております。消防機関から救急搬送の要請があった場合は、受け入れに応じるよう努めているところでございます。

救急車による傷病者の受け入れ実績では、平成28年度、受け入れ件数283件中、入院が68件、平成29年度は、受け入れ件数293件中、入院が54件、平成30年度は、受け入れ件数277件中、入院が60件と、受け入れ件数の約2割が入院となっております。しかしながら、基準に記されたリストに掲載された医療機関であっても、当日の体制や状況によっては受け入れが困難な場合もあり、常に受け入れが可能であるとは限らないことも実際にはある状況でございます。

今後、医師確保に努めながら、地域住民が安心して医療が受けられるよう、傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準にのっとり、傷病者の受け入れにより努めてまいりたいと存じます。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） それでは、通告に従い、順番に再質問させていただきます。

大綱1点目の教員の勤務実態について再質問させていただきます。

勤務実態は改善しているということですが、まだまだ勤務実態は大変だと思います。平成29年に、文部科学省が各教育委員会に業務改善にかかわる取り組みを徹底するよう依頼したとありますが、当町ではどのような改善策をとっているのかお聞きします。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） お答えいたします。

教員の勤務実態改善に向けた取り組みといたしましては、国は平成29年12月に学校における働き方改革に関する緊急対策を公表して以降、教師の勤務時間の上限に関するガイドラインなどを作成して提示したり、教師が授業に集中できるよう、スクールサポートスタッフやスクールソーシャルワーカーなど、多様な人材が学校の教育活動に参画できる体制を整備したりといった取り組みを行いました。

町教育委員会といたしましては、独自に学校における働き方改革プランを策定し、この中で教職員の働き方改革の具体的な方策として、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制を図るため、全校に導入したタイムカードの活用により教職員の出退勤時刻を客観的に把握することや、留守番電話設置等の環境整備を行うこと、長期休業期間中に学校閉庁日を設定すること、さらには教職員の負担軽減のため、町講師の採用やALTの配置による人材確保などを掲げており、この取り組みを実践した効果があらわれているものと思っております。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 町としても改善策を行っているということですので、今後に期待します。教員の長時間勤務の改善は、教員の身体を守ることはもちろんですが、子供たちの教育の質の向上にもつながることですので、今後も過重労働の軽減につながる業務改善をお願いします。

次に、大綱1の2点目、小学校の教科担任制導入への、教育長より前向きなご答弁いただきましてありがとうございました。この教科担任制は、既に県内でも導入している学校も

多々ございますので、いろいろな情報を収集していただき、いざ導入となったときにはすぐに取り組めるようにしていただければと思います。

次に、大綱2の1点目、救急依頼と不要不急の依頼件数について再質問させていただきます。

先ほどお答えいただいた救急救助の統計ですと、月平均90件を超える救急依頼があるということですが、救急依頼の中で事故搬送と病気で搬送の内訳件数をお聞きします。

また、不要不急の件数としては統計がないということですが、救急搬送人員の疾病程度別状況の軽症の件数の中には不要不急の依頼があるのかお聞きします。また、あるのであれば依頼内容もお聞きします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） それでは、小倉弘業議員の再質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目、事故別の件数でございますが、救急処置状況の事故種別といたしまして、平成30年の数字ではありますが、横芝光町の総数に対しまして急病が670件、一般負傷については139件、交通事故につきましては110件、その他として90件でございます。

2点目の不要不急の件数についてですが、これについては、軽症のうち病院に行くまでもないケースや、病院への交通手段ではなくタクシーがわりという現状ということも伺っております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 現在お答えいただいた統計を見ても、急病や事故での救急搬送は、限られた救急車の台数で搬送を行っている中、火災の出動を含めると消防隊員の多忙な状態がわかります。不要不急の依頼は、火災出動や救急出動、重症患者の搬送を妨げることにもつながります。不要不急の依頼がなくなるような対策をとっていただきたいと思います。

次に、大綱2の1点目、搬送病院が決まるまでの平均時間について再質問させていただきます。

先ほどの搬送に要した時間は、1度で搬送病院が決まった場合と数回の照会で決まった場合があると思います。病院によっては2度目または3度目の依頼で受け入れたときもあると思います。各病院から受け入れ拒否された回数で、一番多かった回数をお聞きします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） それでは、小倉議員の救急搬送の救護事案の病院との交渉件数ということでお答えいたします。

昨年度のケースですが、交渉回数が1回が497件、2回が241件、3回が137件、4回以上が116件、一番多いときが、昨年度の場合については10回が1件あったということで、交渉件数の報告を受けております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 最初にお答えいただいた搬送時間を聞いて驚きました。先ほどのお答えいただいた統計から見ますと、搬送に要した時間の60分から120分の中に、病院との交渉回数の3回から4回以上というのが入ってくるかと思いますが、2時間もかかると助かる命も助からないケースが出てくると思います。現在の救急医療であれば、1分1秒でも早く処置していただければ、最小限の傷病程度で抑えることができると思います。救急依頼をされる方は少しでも早く専門医の診察を願っていますので、素早い病院の受け入れをしていただけるような取り組みをお願いいたします。

次に、大綱2の2点目、東陽病院の救急搬送の受け入れ件数と受け入れできなかった件数について再質問させていただきます。

先ほどご答弁いただいた受け入れできなかった件数の理由を、受け入れ時間内と時間外、それぞれお聞きします。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） ただいま東陽病院のほうで救急搬送を受け入れできなかった件数ということで、時間内と時間外の理由というご質問でございますが、いずれにいたしましても両方ともそうなんです、まず専門性がございまして、対応できる医師がいないときは受け入れができない状況でございます。それと、夜間、休日、時間外につきましては、検査する体制が現在ない状況でございますので、そちらも加わり、時間外については専門性等、そちらの検査体制が整っていないという状況でございますので、主な理由といたしましてはそういった2つの点でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 搬送病院の受け入れできなかった件数と理由をご答弁いただきましたが、救急搬送のうち、本来、二次救急医療機関以下の救急医療機関で受け入れるべき患者が

受け入れられず、三次救急医療機関に搬送され、三次救急医療機関での受け入れ能力を超えてしまうことにより、三次医療機関で対応すべき重症患者などの受け入れ不能となるケースも多いといえます。その結果が、先ほどの救急搬送の受け入れ時間の問題が起きている原因の一つだと思います。そのような問題を解決させるためにも、二次救急医療機関東陽病院のできる限りの対応、対策をお願いいたします。

次に、大綱2の2点目、傷病者の搬送及び受け入れ実施基準に対する東陽病院の取り組みについて再質問させていただきます。

東陽病院の実施基準への取り組みはわかりましたが、救急搬送の受け入れに対する救急隊との連携はどのように行っているのかお聞きします。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 救急搬送時の救急隊との連携というご質問でございますが、救急隊から搬送の受け入れの依頼がございましたら、まず医師が対応いたしまして、医師の判断で救急隊からの情報をもとに診療できる患者さんかどうかという判断をして、受け入れか受け入れできないかということで判断をしております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 実施基準への取り組みと救急隊との取り組みはわかりました。その取り組みが実際の現場で生かせるよう、救急隊との取り組みをこれからは密にさせていただき、町民のためにも東陽病院の救急搬送の受け入れを、実施基準に従った対応をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

このたび被害に遭われました横芝光町の町民の皆様と千葉県各市町村の皆様の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 以上で小倉弘業議員の一般質問を終わります。

小倉弘業議員、自席にお戻りください。

◇ 森 川 貴 恵 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

森川貴恵議員。

〔2番議員 森川貴恵君登壇〕

○2番（森川貴恵君） 議長のお許しを得ましたので、議席番号2番、森川貴恵が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

冒頭に、先日の台風15号により被災された方々、いまだに停電の中、不便な生活を余儀なくされている方々には、心からお見舞い申し上げます。また、復旧に尽力されている皆様には、安全と健康に留意されご活躍されることをお祈りいたします。一日も早く平穏な生活に戻りますことを願うばかりです。

そのような中、町の災害対応について、町民の皆様の幾つかの不満の声を耳にしました。

先週、町の防災行政無線は、有害鳥獣駆除や議会の延期、人権相談の中止等の放送をしていました。停電の中、多くの方は今か今かと通電を待ち望んでいます。台風災害情報や通電工事の進捗状況を最優先すべきではなかったのでしょうか。

パンザマストのスピーカーからの声は聞きにくいので、個別受信機を借りたいと思い、環境防災課に電話したところ、貸し出しはしていないので購入してください、またホームページで詳細を確認してくださいとのことでした。停電の中、パソコンも立ち上がるはずもなく、ましてやご高齢の方はスマホの扱いにもなれていない方が多いと思います。非常時には何とか個別受信機をお貸しすることはできなかったのでしょうか。

行政運営は、基本的に条例に沿って実施されます。ただし町長が認めるときはこの限りではないと書かれています。つまり、有事には町長の指示で認めることができたのではなかったのでしょうか。

防災無線のアナウンスは本当に聞き取りにくいです。これを機に、もう一度町民への情報通達方法を考える必要があるのではないのでしょうか。

それでは、一般質問をさせていただきます。

通告は大綱3点で、綱紀粛正について、改正健康増進法について、シルバー人材センターについてです。

4月の横芝光町議会議員選挙後は町役場に足を運ぶ機会がふえ、役場でお仕事をなさる職員の皆様にお目にかかる機会が多くなりました。多くの職員の方々は、町民の皆様の安全で快適な暮らしを支えるために、日々、真面目に仕事に取り組んでおられると思います。

しかしながら、今までの全員協議会の中で、数回の職員の不祥事や事故についての報告がありました。公共を担う町職員みずからが法に触れるのでは、町全体にとってマイナスであり、大多数の真面目な職員の方々にとってもイメージダウンになり、それが個々の職員のモチベーションを低下させる原因になりはしないかと心配です。

活性化している職場ほど不祥事は起こらないと聞きます。そこには組織や常時のマネジメント能力が問われるのではないのでしょうか。トップに立つ方々は、みずから先頭に立って倫理感高い行動をする必要がある、また町長の職責は結果責任をとること、判断すること、人材を育成することが挙げられると思います。

そこでまず、町長は綱紀肅正についてどのようにお考えかをお聞きします。

次に、町職員に対する綱紀肅正指導はどのように行われているのかを具体的に教えてください。

先日の宮菌議員のなされた質問に対しての答弁でも、綱紀肅正に努めるとお答えになっていましたが、より具体的なお答えをいただきたく存じます。

横芝光町例規集には、横芝光町職員服務規程第2条で、「職員は、町民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実公正に、かつ、能率的に職務を遂行するように努めなければならない。」と記載されていますが、これについての所見をお伺いします。

そして、このような服務規程があるにもかかわらず起きてしまった不祥事について、町長任期中は何度繰り返されたのか、どのような内容であったのか、そのたびになされる懲戒処分決定方法とその根拠は何であるのかお教えてください。

また、今回の不祥事については新聞等でも取り上げられたため、多くの町民の皆様目に触れることにもなりました。町民の皆様のご意見はどのようなものであったのでしょうか。管理者はきちんと把握した上で、責任については十分果たされたのでしょうか。町民からの失われた信頼を早急に回復し、町民の皆様が安心して生活できるまちづくりに向けて、今後、どのように取り組んでいくのでしょうか。できるだけ具体的に、いつ、何を、どのように行うのか、計画をお聞かせください。

次に、改正健康増進法について伺います。

望まない受動喫煙の防止を目的とする改正健康増進法が平成30年7月に成立し、学校、医療機関、児童福祉施設、国・地方自治体の行政機関の庁舎等には、2019年7月1日から原則敷地内禁煙、屋内は全面禁煙が義務づけられました。そこで、この改正健康増進法に対する当町の取り組みについてお聞かせ願います。

また、政令市・中核市では、一歩進んだ独自の法の運用を行っていると聞きますが、当町でも参考になる事項があるのではないのでしょうか。違いをお聞きします。

当町では、7月より役場庁舎中央部に喫煙できる建物が建設されました。空調の整ったより快適な喫煙場所の提供と受け取られ、愛煙家職員の健康増進には逆行するようにも思える

のですが、その建設の経緯、目的、利用状況、利用者数や、夜10時までという長時間の利用可能時間中、多く使われる時間帯、またどのような方が利用しているのか、維持管理の方法は、費用はどのくらいでどのように支払われるのかをお聞かせください。また、役場のほか、当町にほかに喫煙可能な公共施設はあるのかもお聞かせ願います。

次に、シルバー人材センターについて伺います。

公益社団法人横芝光町シルバー人材センターは、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を図る等の目的を持った自主的な会員組織であり、地方公共団体及び国の補助事業であるということがホームページに挙げられています。高齢者にとっては大切な生きがいの場でありますので、町はそれを応援しなければならないと思います。

しかしながら、町は昨年度に引き続き、速やかに運営補助金の支払いを行っていません。町長は先日の答弁において、公益社団法人としてのあるべき姿にしっかり戻って公平公正な運営を行うよう要望したが、いまだ改善されていないので支払えないとおっしゃっていましたが、議会でも承認されたことに対して、そのような頑固な態度をとられる理由はどこにあるのでしょうか。

昨年度は、平成31年2月28日に補助金が支払われたために、国からの同額補助金を受け取ることができませんでした。500万円の損害を与えたとも考えられますが、そのことに対し責任を感じ、何かしらの対応をとられたのでしょうか。赤字の際、どのような対応をとられるのでしょうか、お教えてください。

より多くの高齢者の皆様が生きがいを感じ、楽しく働くことのできる場を守っていくことは、将来、同じ立場に立つ私たちにとっても大切な問題です。ぜひ前向きな答弁をお願いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

〔2番議員 森川貴恵君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、森川貴恵議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは綱紀肅正についてとシルバー人材センターについてのうち、昨年度は平成31年2月28日の支払いであり、国からの同額補助金を受け取ることができなかったが、そのことに対する責任と対応はと、公益財団法人である団体に町長が個人的に関与することに対

する所見はのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

初めに、職員の綱紀肅正の認識はについてでございますが、全ての職員が公務員であることの自覚を常に持ち、法令を遵守し、町民の模範となり、全体の奉仕者として信用される職員でなければならないと認識しております。また、職員一人一人が襟を正して、公務中のみならず、私生活においても自律心、自制心を持って行動し、規範意識を高く持つ組織集団となるよう機運を高める必要があると考えております。年度当初、年末年始、選挙時などはもちろんのこと、今後も機会のあるたびに綱紀肅正について周知徹底を図ってまいります。

次に、町職員に対する綱紀肅正指導の具体的説明についてであります。新規採用職員や中級職員を対象に、公務員倫理や綱紀肅正の指導を受けるため、定期的に合同研修に参加をさせております。また毎年、交通法規研修を実施し、全職員が研修を受けるよう指導するとともに、令和元年7月には、運転技術の向上と安全運転意識の醸成により交通事故防止を図ることを目的に、千葉県警察職員を講師として安全運転講習会を実施いたしました。

公務員の不祥事再発防止策といたしましては、平成28年には横芝光町職員不祥事防止のための行動指針を策定し、全職員に配布するとともに、平成30年度には公務員倫理講座研修を実施し、令和元年7月23日、臨時庁議を開催し、綱紀肅正について全職員への周知を行いました。

今後も、継続して公務員倫理の研修の実施、綱紀肅正についての周知徹底を図ってまいります。

次に、横芝光町例規集、横芝光町職員服務規程第2条に対する所見はについてでございますが、日本国憲法第15条では「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」、地方公務員法第30条では「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定められております。

新規採用職員につきましては、服務の宣誓を行うとともに、宣誓書に署名をしてから職務を行い、全ての職員が地方公務員法の法令及び上司の職務上の命令に従い、誠実にして公正な職務の執行を図り、職務を行うに当たっては、常に創意工夫しながら、能率的な運営に関して積極的に貢献することが重要であると考えております。

次に、職員不祥事についてであります。1つ目の町長任期中の不祥事の回数と内容につきましては、平成21年度に1件、停職3カ月、平成26年度に1件、給料月額10分の1を1

カ月減給、平成27年度に2件、給料月額10分の1を6カ月減給が1件、停職1カ月が1件、令和元年度に3件、戒告1件、免職2件の合計7件でございます。

2つ目の懲戒処分の決定方法と根拠につきましては、分限処分、懲戒処分を行う場合には、処分の公正を期するため、副町長を委員長とする横芝光町職員分限懲戒審査委員会により分限処分、懲戒処分の可否及びその程度について審査をしております。横芝光町職員分限懲戒審査委員会では、横芝光町職員の懲戒処分等に関する基準を参考として処分量定を審査しております。

また、懲戒処分の根拠につきましては、地方公務員法第29条に定める事由により、戒告、減給、停職、免職の4種類が定められており、横芝光町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例により、手續や効果について定められております。

今後につきましては、町職員として襟を正して、改めてゼロからスタートするという気構えを全職員が持ち、町民に信頼される職員、組織であるため、法令遵守、全体の奉仕者たるにふさわしい職員育成を目指し、綱紀粛正の周知徹底に努めるとともに、特に飲酒運転の撲滅、公務員倫理の遵守、信用失墜行為の禁止については、定期的、継続的に研修、指導を実施してまいります。

次に、管理者責任につきましては、町民の声は（電話、メール等）についてであります。このたびの職員の不祥事が町の信頼を著しく低下させてしまったことを大変重く受けとめ、町長の給料月額10分の1を3カ月、副町長及び教育長の給料月額10分の1を1カ月減額といたしました。また、上司につきましては、管理監督責任者として文書訓告処分といたしました。

管理者責任についての町民からの電話やメール等は、現在のところございません。

管理監督者として常に危機意識を持ち、ささいな兆候も見逃さないよう、職員同士の連携や情報共有、コミュニケーションを充実させるなど、不祥事の起こりにくい職場環境を整えることが重要であると考えております。

次に、シルバー人材センターについてでございますけれども、初めに、昨年度は平成31年2月28日の支払いであり、国からの同額補助金を受け取ることができなかったが、そのことに対する責任と対応はについてでございますけれども、シルバー人材センターの適切な運営に向けての改善協力をお願いしてまいりましたが、理事会における意見統一が図られていない面があり、町補助金の交付を保留していた経緯がございます。しかしながら、会員皆さんの立場などを総合的に検討し、町補助金の支払いを2月に行いました。

結果として、国の補助金は受け取ることができませんでしたが、一概に町だけの責任とは思っておりませんので、国補助金分の補填対応等については考えておりません。

次に、公益財団法人である団体に町長が個人的に関与することにつきましては、地方自治法第149条には、普通地方公共団体の長の担当する事務が記述されており、また同条第2号には予算の執行とあり、補助金交付事務の執行については町長の権限であると考えております。そのようなことから、地方公共団体の長としての対応であり、個人的な関与との認識はございません。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 椎名 淳君登壇〕

○健康こども課長（椎名 淳君） 森川貴恵議員の大綱2点目、改正健康増進法についてのご質問のうち、改正健康増進法に対する当町の取り組みはと、政令市・中核市では独自に法の運用を行っているが当町との違いはについてお答えいたします。

初めに、改正健康増進法に対する当町の取り組みはについてであります。健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月25日に公布、関係政省令・告示が平成31年2月22日に公布されたところであり、望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の者が利用する施設等を規制対象とし、学校、病院、児童福祉施設、行政機関が対象となる第一種施設と、これと喫煙目的施設以外の第二種施設の類型に分類され、それぞれ受動喫煙防止の措置を講ずることとしております。

第一種施設については、原則、敷地内禁煙で、令和元年7月1日に施行されたところであり、当町においても役場庁舎、小中学校、学校給食センター、保育所、健康づくりセンター「プラム」、東陽病院に加え、役場庁舎と敷地が一体となっております町民会館、町体育館を指定しております。

なお、健康づくりセンター「プラム」では、令和元年7月1日の改正法施行に先駆けて、6月に敷地内禁煙を実施いたしました。また、役場本庁舎警備員室東側に特定屋外喫煙場所を設置し、改正法施行に合わせ対応をしております。

第二種施設については、原則、屋内禁煙で、当町では文化会館、図書館の文化施設、野球場等の体育施設、公園、食肉センター、共同利用施設、集会所、駅前情報交流館「ヨリドコロ」などの公共施設を指定しております。

禁煙に関する事項については、随時、町の広報紙やホームページ等を通じて周知を図っており、今後も周知に努めてまいります。

次に、政令市・中核市では独自に法の運用を行っているが当町との違いはについてであります。政令市・中核市とは限りませんが、法律に基づく規制以外に独自で規制をする場合に条例を制定している自治体があります。

政令市である千葉市では、受動喫煙の防止に関する条例を制定し、客席面積100平方メートル未満の既存の小規模の飲食店であっても、従業員がいる場合は喫煙専用室等を設置しない限り喫煙不可とする規制強化や、保護者は20歳未満の者を受動喫煙から保護する努力義務などが規定されております。

また、中核市である船橋市や柏市においては、法律の規制対象外の屋外の公共の場所でも、路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例が制定されております。

当町を含め、規模の小さな市町村では独自の規制に至ってはおりませんが、改正法の趣旨にのっとり受動喫煙防止を推進するため、町の広報紙やホームページ等を通じて周知啓発に努めてまいります。

〔健康こども課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） おはようございます。私からは、改正健康増進法についてのご質問のうち、当町役場内にある喫煙ルーム建設の経緯と喫煙ルームの利用状況、及びほかに喫煙可能な公共施設はあるのかについてお答えをさせていただきます。

なお、ただいまの健康こども課長の答弁と重なる部分がございますが、ご了承いただきたいと思っております。

初めに、当町役場内にある喫煙ルーム建設の経緯でございますが、ことし7月1日に施行された健康増進法の一部を改正する法律、いわゆる改正健康増進法では、多数の人が利用する施設は、その類型により敷地内禁煙や屋内禁煙としなければならないことになりました。そこで、敷地内禁煙施設と屋内禁煙施設が同一敷地内にある役場庁舎、町民会館、町体育館の対応を役場内で協議した結果、それぞれの利用者が共通で利用できる喫煙所を設置すべく、今年度当初予算に所要額を計上したものでございます。

なお、改正健康増進法では、敷地内禁煙施設であっても、受動喫煙を防止するための必要な措置を施すことにより屋外に喫煙場所を設けることができ、また自治体が行う屋外喫煙施

設の整備に対し、国が財政支援を行うこととしております。

役場敷地内喫煙所が7月1日から供用を開始したのに伴い、役場庁舎、町民会館、町体育館にありましたそれぞれの喫煙場所は撤去しております。

次に、喫煙ルームの利用状況でございますが、喫煙所の利用時間は午前8時から午後10時まで、土、日、祝日も利用可能でございます。利用者は役場来庁者、町民会館や町体育館の利用者及び役場職員でございますが、利用者の数や区分などは特に調査はしておりません。なお、役場職員につきましては、昼休みを除き、勤務時間内での利用はできないこととしております。

また、維持管理費用でございますが、空調機や分煙機の電気料のほか、分煙機のフィルター交換がおおむね1年に一度必要なことから、これらの維持管理費用としては年間1万3,000円程度を見込んでいただいております。

次に、ほかに喫煙可能な公共施設があるのかについてでございますが、屋内禁煙である第二種施設に区分されました文化会館、図書館、光しおさい公園、ふれあい坂田池公園などでは、屋外に指定喫煙所を設けております。なお、役場庁舎同様、敷地内禁煙施設に区分されました小中学校、学校給食センター、東陽病院、健康づくりセンター「プラム」などには、喫煙場所を設けておりません。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） 森川貴恵議員の大綱3点目、シルバー人材センターについての、昨年に続き運営補助金の支払いがなされていないが、理由を詳細にのうち、単年度赤字の際の対応はについてお答えいたします。

単年度赤字の際の対応につきましては、シルバー人材センターは高齢者の就業の場を提供し、地域社会の活性化に貢献する組織であると考えておりますので、町としては補助金交付を前提とし、今後も支援・協力関係を継続するとともに、シルバー人材センターには公益社団法人として透明で健全な運営を期待しておりますので、補助金を受けられず赤字になることは想定しておりません。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ご答弁ありがとうございました。それでは、通告順に再質問させてい

たきます。

まず、5月17日、千葉市にて公用車が前方車両に追突し、町がその損害を賠償した事故について、成東警察署の交通安全講習等の協力を得、再発防止に取り組むとおっしゃいました。しかし、1カ月しかたっていないのにまたもや同じような事故が起きてしまいました。これでは1度目の再発防止策が全く役に立たなかったと言わざるを得ません。どこに原因があり、今後どのように再発防止に取り組むかをお聞かせください。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 議員ご指摘のように、職員の交通安全対策に関する研修を行ったにもかかわらず、短期間で交通事故が再発したということは、まことに遺憾だと思っております。ひとえに運転する職員の意識の問題の欠如だというふうに結論を得ております。

しかしながら、これにつきましては、毎朝朝礼、さらには鍵を受領する際に、上司のほうから、やはり安全運転についての意識づけということで、気をつけて交通安全に取り組むよという声かけを、今、させていただいております。さらには、やはり交通意識の遵守、こういうものをさらに職員に徹底できるように、あらゆる機会を通じて、今、指導をしております。

ただ、職員のちょっとした漫然運転によりそういう追突事故を起こしたということは、非常に深く反省をしておりますので、該当する職員につきましては特別に安全運転講習を受講させるなど、より意識を植えつける方策を現在とっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） その日の体調にもよるかと思しますので、その辺の観察のほうも行ったらよいのではないかと思います。

次に、先ほど不祥事について、町民からの意見はなかったと町長はおっしゃっていましたが、私のところに1つ、Gメールが来ましたので紹介させていただきます。

先ほど町長は、ご自分の責任として減給1割を3カ月、副町長、教育長は減給1割を1カ月という責任のとり方をなさいました。新教育長には、前教育長の責任をとることになり非常に気の毒ですが、町民の方はこういうご意見でした。

町長は4割、副町長は3割、教育長は2割といった減給を6カ月行い、厳しく自戒し、町民におわびすることが肝要です。議会では、町長を初め三役、役場幹部職員、議会議員にお

いて、今後、二度とこのような事件が起こらぬようによく話し合ってください。そして、町民が納得いくような形にしてくださいというメールが来ました。

このような減給1割3カ月、1割1カ月などというのは、どのようにして決められたのでしょうか。町民の意見は、やはりこれは軽いという意見があると思いますが、このようなみずからの減給はどのように決められたのか、ここに町民の皆様の意見を聞く場があったのかどうか、そういうことをお尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） まず、町民のご意見があったかということでございますが、議員ご質問の管理監督責任についてのご意見がなかったという答弁でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

さらに、町長、副町長、教育長、特別職の減給につきましては基準はございません。これは特別職として町長の政治判断で決めることでございますので、日本全国、それぞれの自治体等の例を参考として、町長がご判断いただいた結果だというふうにご認識しております。

さらに、監督職員の処分につきましては、先ほど来、答弁の中で述べておりますが、懲戒処分基準が定められておりますので、その基準に従いまして、他の自治体との均衡等も考慮した上で決定をされるというふうにご認識をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） わかりました。しかし、今回の幹部職員トップの減給に関しての町民の目は、やはり厳しいということだと思います。私、前、学校にいましたが、学級担任が変われば学級が変わる、校長が変われば学校が変わると、いかにトップの姿勢が下に影響を及ぼすか、常に考えさせられました。まず、自分に厳しくないとほかには厳しくできません。みずから襟を正し、職員のお手本となる行動をなさり、二度とこのような不祥事が起こらないよう、切にお願い申し上げます。

次に、受動喫煙のほうに移ります。

まず、喫煙ルームの維持管理費1万3,000円ということですが、そこに電気代や掃除の手間賃等は含まれているのでしょうか、再質問いたします。

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

○財政課長（椎名富士男君） 喫煙所の電気代、それから清掃費用ということでございますが、電気代につきましては、喫煙所専用のメーターがついておるわけではございませんので、役

場全体の電気代の中での支出ということになります。

また、清掃につきましては、喫煙所だけを単独で清掃の委託をしているわけではございません。庁舎の清掃の中の一エリアとしてお願いをしております、それに伴いまして委託料が上がったとか、そういうことはございません。また、職員みずからが喫煙所の中の拭き掃除ですとか、そういったことも自主的に行っているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 千葉市では、平成30年4月1日より、職員の健康維持増進と非喫煙者の受動喫煙を防止する観点から、もちろん敷地内全面禁煙、さらには禁煙支援、妊婦や子供と同居する人を対象に外来治療費を一部助成するなどの取り組みもしておると聞きます。お隣匝瑳市は喫煙ルームはなしで、広報でそのこともアピールしておりました。成田市は2カ所ありましたが、談話室となっていたため、市民の非難を激しく受け、現在、縮小しているとのこと。また、通学路は禁煙、喫煙直後は吐く息には特に有害な発がん性のガスが含まれておりますので、たばこを吸った喫煙後、45分間はエレベーターを禁止している自治体もあると聞きました。

本町も全面禁煙にいたしまして、浮きましたお金を職員の健康増進に生かせるような取り組みを行ったほうがいいのではないかと思ったりもいたしましたが、いかがでしょうか。今後も喫煙ルームは継続していくのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 議員ご指摘のように、改正健康増進法の趣旨は十分尊重した上で運用してまいりたいと。盛んに職員ということでご意見のほうがございますが、これは職員の健康を守る立場といたしまして、禁煙の指導をより徹底してまいりたいというふうに思っております。

さらに、この喫煙ルームにつきましては、答弁の中でも申し上げましたが、体育館、町民会館、本来は第二種施設に区分される施設でございますが、敷地が一体化ということでございまして、利用される皆様、喫煙をされる方も当然いらっしゃいますので、法の趣旨に従いまして、受動喫煙を防止できる設備を完備した施設を整備し、利用される方々の利便性もある程度配慮し、やみくもに禁煙を実施した場合に駐車場等で喫煙をされて、それで受動喫煙の被害を受ける方がいらしてはならないということで、喫煙ルームのほうを設けさせていただきました。

当然、禁煙の施策が推進されまして、喫煙ルームを撤去できる状況になりました際にはいち早く撤去をさせていただきまして、皆さん、禁煙にご協力をいただけるようにあらゆる施策を講じてまいりたいと思いますので、今は移行期間として、利用者の皆様の利便性を考えた上で喫煙ルームを維持させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） わかりました。今は移行期間ということで、やはりこちらのほうも、上に立つ者がみずから庁舎敷地内全面禁煙のお手本を示すことが大切かと思われまます。職員やその家族の健康管理向上の意味でも大切ではないかと思ひます。トップに、屋内禁煙が働く人を大切にする方策だという意識があれば、職場はどんどん禁煙にできると思ひます。トップの意識は重要な牽引役になると思ひますので、受動喫煙防止の必要性や合理性を具体的かつ丁寧に説明し、十分周知させることがトップの役割だと思ひます。10年後、20年後には喫煙ルームのないことを祈りながら、こちらのほうは終わりにさせていただきます。

最後、シルバー人材センターについてですが、2点だけ確認させていただきます。

まず一つ目、副町長にお尋ねします。

副町長は県からということ、広くほかの市町村の例をご存じのことと思ひますが、この補助金未払いというような例の経験がおありでしょうか。また、現状をどのようにお考えでしょうか。副町長にお尋ね申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 副町長。

○副町長（山田智志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

補助金の件につきましては、補助金自体がかなり多数にわたる補助金がございますので、全てを把握しているわけではございませんが、きちっと基準にのっとりて補助金交付申請をして、それで基準に合っていないければ不交付というものはございますが、それ以外の場合については特に、私としては経験はございません。

また、本件につきましては、町長が答弁をいたしましたとおり、法人の運営のほうを勘案しながら判断していると思ひておりますので、私も同じように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。

それでは、最後に町長に質問いたします。

町長は昨年度、具体的にシルバー人材センターのある理事さんとの退職を引きかえなら補助金を支払うとおっしゃったそうですが、本年度も同じと考えてよろしいでしょうか。確認です。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） あくまでも、先ほど森川貴恵議員が、多くの高齢者のやっぱり生活の支える部分ですとかというのがございましたけれども、本当にこのシルバー人材センターで働きたいという多くのお年寄りの皆さんから、多くの不満が私どもにお話が届いております。その話の中で今、こういう状況になっているということも、ひとつご理解を賜りたいと思っておりますので、今後しっかりとした、そういう個人的などうのこうのというよりも、やはりこのシルバー人材センターが公益社団法人として、しっかりとした全ての高齢者の皆さんの生きがいの場で生活の糧となる、本当に自分から率先して楽しく仕事ができるような、シルバー人材センターとしての本来の機能をしっかりといただければ何ら問題のないことであって、私としてもそれを望んでいることであって、個人的にどうのこうのというよりも、やはりそういった全体の中でしっかりしていただきたいという強い思いの中で、それがそのような起因から来るものであるとすれば、やはりその部分についてはしっかりと対応できていなければならない、また一部の人の長年にわたる運営がされているということについても、いろいろと問題が生じることも多くあるわけございまして、それが最近というかここ数年間、顕著化している現状もあるということをお答えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 今のお答えを聞いていると、イエスカノーかちょっと判断しづらいんですが、やはり退職と引きかえ、イエスでしょうか。イエスカノーでお答えください。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 結果的にそういうことになることもあるかとは思いますが。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございました。

シルバー人材センターにつきましては、町長も町民の皆様も私も、高齢者が生きがいを感じ、楽しく仕事ができる場を守りたいという気持ちは同じだと思います。同じゴールを目指

しているのですから、多少のことは話し合いで何とか譲り合っていければと思います。

町長は度量の大きい方だとお聞きしました。今後に期待申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前10時45分とします。

(午前10時33分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時44分)

◇ 鈴木輝男君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

鈴木輝男議員。

[10番議員 鈴木輝男君登壇]

○10番（鈴木輝男君） それでは、通告順にしたがいまして、議長に質問の時間をいただきまして、お礼申し上げながら質問に入らせていただきます。

質問の前に、9日の台風により当町も大きな被害を受けました。大規模な停電、屋根雨漏り、ビニールハウスの崩壊など等々、被害を受けたわけでございます。被害を受けました方々に謹んでお見舞いを申し上げます。なお、また町職員の皆さんには、寝不足の中、災害活動に大変ご努力をいただいていると伺っております。本当にご苦労さまでございます。

それでは、通告順に従いまして、大綱3点の質問をさせていただきます。

まず1点目といたしまして、区民館の維持管理でございます。

横芝地区の区民館は、町が維持管理を行っております。ですが、光地区は区が維持管理を行っております。非常に町民の中には不公平だという声が高いように聞いております。したがって、光地区の区民館を横芝地区と一緒に統一させていただきたいということでございます。これが1点目でございます。

2点目に入らせていただきまして、農地転用の問題です。

空き地の中には農地がかなり含まれております。農地転用がとれないと、よく聞く言葉でございます。農地も有効活用をすべきだと私も考えております。

そこで、この横芝光町は、もう騒音直下の町と言われても過言ではありません。そこで、国・県にお願いをいたしまして、農地転用、申請者がとれますようお願いをします。

3点目といたしまして、今、こういう災害の中でこういう問題を言っているのかどうか分かりませんが、有害鳥獣等の対策のことについてでございますが、カラス、ハクビシン、そしてジャンボタニシもふえておると伺っております。この対応について、町にお伺いしたいと思います。

それと、私の場合は、災害対策中でございますので、答弁は文書にして回答していただいで結構でございますので。時間がもったいのうございますのでよろしく申し上げます。

それから、最後になりますが、ジャンボタニシのことなんですけれども、山武市のほうでも県の補助金の申請が出ておるといふうに聞いております。当町でも、ジャンボタニシ撲滅のために、ぜひとも県のそういった対応をお願いしたいと思います。以上で、私の質問を壇上から終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔10番議員 鈴木輝男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 鈴木輝男議員の質問に対する答弁は文書にて求めますということですので、執行部においてはよろしくお願いたします。

鈴木輝男議員、自席にお戻りください。

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） 改めまして、皆様こんにちは。公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

このたびの台風15号による余りの被害の大きさに愕然とする毎日ではありますが、これからのまちづくりのために負けてはおられません。今こそ前を向いて、チーム横芝光の皆で力を合わせ、全力で乗り越えていかねばなりません。一日も早い全町復旧を祈ります。また、記録的な台風に見舞われ被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。改めて防災意識社会の構築の実現が必須と考えます。

さて、日本では人口減少、少子高齢化を初め、課題は山積しています。これらの課題に対

し消費税が果たす役割と、克服するためには全世代型の社会保障改革が必要であり、その財源として消費税を引き上げなくてはなりません。来月には10%に引き上げられる予定ですが、景気に影響が出ないよう、万全の対策が必要です。生活減税として軽減税率をしっかりと実行し、教育無償化を初め、全世代型社会保障の充実を含め、万全の体制でのお取り組みを切にお願いし質問に入ります。当局の明快なご答弁をお願い申し上げます。

初めに、優しさあふれるまちづくりについて、3点お伺いいたします。

1点目として、町イベント時等における授乳・おむつ替え用テントの設置について伺います。

町民の大型商業施設等においては、おむつ替えスペース等の整備が進んでいるようですが、子育て世代にとっては外出の際に戸惑うことが多く、当該スペースの配置・拡充や配置施設に関する情報提供の取り組みがより望まれている状況にあります。

昨年、千葉県が自治体にテントを譲渡していることを知りました。乳幼児がいる親子が安心して外出できる環境づくりに向けて、おむつ交換や授乳ができる赤ちゃん休憩室として活用できるテントを県内18自治体に譲渡したそうであります。テントの好評を受け、県は引き続きテントの活用を希望する自治体への譲渡を検討しているようですが、町当局のご所見をお聞かせ願います。

2点目として、公共施設における男女利用可能な赤ちゃんの駅の設置について伺います。

近年、野外でのイベント会場などで、乳幼児連れの父親や母親が授乳やおむつ替えに自由に使えるようにと、移動が可能なテントや折り畳み式おむつ交換台を、移動式赤ちゃんの駅として無料で貸し出す自治体がふえています。

過日、私のもとに貴重な町民の声が届きました。それは、男性の育児がふえているため、公共施設の男性用トイレにもおむつ替えシートを設置してほしい、男女共用の授乳室の設置をとのことでございました。本町でも、乳幼児を連れた保護者が各種イベントに安心して参加できるよう、赤ちゃんの駅を取り入れるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3点目として、改正子どもの貧困対策推進法に伴う本町の取り組みについて伺います。

子供の貧困は、家庭の問題だけでなく社会的問題として対策を講じるべきことから、改正子どもの貧困対策推進法が成立しました。改正法は、法の目的や基本理念に子供の権利の尊重を追加、子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないことをうたう従来の記述のうち、「将来」の部分「現在及び将来」と修正し、ふだんの生活でも子供たちが健やかに育つ環境が保障されることを掲げました。

これを受けて、市町村でも対策計画の策定に努めることになりましたが、どのように取り組もうとお考えか、ご所見をお聞かせください。

次に、安全で安心なまちづくりについて、3点お伺いいたします。

1点目として、東京2020までの取り組み状況について伺います。

2020年の東京五輪パラリンピック大会、いわゆる東京オリパラの開幕まで1年を切りました。先月には1年前イベントも開催され、メイン会場となる新国立競技場は11月末の完成予定に向けて着々と姿をあらわしています。大会の成功に向け、ベリーズ国のホストタウンを受けている本町においても、町全体で交流開催、意義の共通認識を持ち、同時に万全の準備に余念なく取り組むことが必須と考えます。そこで、当局の準備状況についてお尋ねいたします。

2点目として、マイ・タイムラインの作成及び普及について伺います。

マイ・タイムラインは、台風や大雨などが予想される災害に対し、家族構成や生活環境に合わせて、いつ誰が何をするかを時系列で整理した自身の防災行動計画です。防災の基本は、行政による公助、地域住民らで助け合う共助、そして一人一人の自助ですが、みずからの身を守る自助が最も重要となります。日本のあちこちで頻発する災害ですが、今後、いつどこで起こるかわかりません。さらなる防災意識の構築が必須であります。

自助の強化のため、また、家庭でつくる個人の防災行動計画のため、本町においても東京都のような取り組みの導入を切望いたします。台風や大雨などから命を守るため、自分や家族の避難行動を事前に決めておくマイ・タイムラインの作成及び普及に取り組むべきと考えますが、当局のご見解をお聞かせ願います。

3点目として、食品ロス削減推進法に伴う本町の取り組みについて伺います。

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの削減を目指す議員立法、食品ロス削減推進法が本年5月24日、全会一致で成立しました。日本では年間643万トンの食品ロスが発生しています。この量は、日本人1人当たりに換算すると、毎日、茶碗約1杯分のご飯を捨てていることに相当します。近年、スーパーやコンビニが期間限定で販売する恵方巻きやクリスマスケーキなどが大量に売れ残り、廃棄されることが問題となっています。

今回、成立した推進法の内容は、主なポイントとして、1、多様な主体を連携させ、国民運動として食品ロス削減を推進、2、内閣府に食品ロス削減推進会議を設置し、食品ロス削減の基本方針を策定、3、基本方針を踏まえ、都道府県と市町村が削減推進計画を策定し対策を実施、4、消費者や事業者の取り組みを啓発、5、食品ロス削減の功労者を表彰、6、

10月を食品ロス削減月間に、7、フードバンクの活動支援、以上でございますが、当局のご所見をお聞かせください。

最後に、魅力あるまちづくりについて、2点お伺いいたします。

1点目として、里親制度の普及について伺います。

虐待や予期しない妊娠などの理由で親と一緒に暮らせない子供のうち、児童養護施設や乳児院などでの集団生活をしている子供の数は、3年前の数ですが、全国で約3万9,000人のことです。国は保護の必要な子の受け皿として、令和元年度までに施設、グループホーム、里親ファミリーホームをそれぞれ3分の1ずつとする目標を定めました。つまり社会的養護を必要とする子供たちのうち、3分の1を里親委託等の家庭的な環境で受け入れることを目指すとしており、今後、子供の家庭養護としての里親への委託が求められると同時に、里親に対する支援体制のさらなる充実・強化が求められます。

社会的養護を必要とする子供たちの現状を知る人は少ないと考えます。それは世間で大きく取り上げられることが少ないこともあります。日本はほとんど養護施設に預けられるのが現状です。家庭の中で愛情を注がれて養育される里親制度は子供にとって望ましい制度であり、里親委託をさらに推進していく必要があると認識しております。

しかし、里親制度の体制が整っていないのも現状ではないでしょうか。県の事業とはいえ、チーム横芝光で、未来を育むために里親になりやすいまちづくりも重要と考えます。そのための制度の周知と支援体制をどうお考えか、お尋ねいたします。

2点目として、若者の町内在住、在勤者に奨学金返還助成制度を導入してはいかがか伺います。

大学生や大学院生のUターン、Iターン就職の促進と町経済の将来を担う若手人材の確保及び町内への移住促進を目的に、地元企業に就職した学生に対し、奨学金の返還金を助成する制度をスタートさせてはいかがでしょうか。

高齢者人口がピークを迎える2040年ごろの課題を克服し、誰もが輝く横芝光町のグランドデザインを示すため、どう取り組むかが重要と考えます。40年代を見据えた政策や、必要な視点に立つ取り組みの導入を切望いたします。何よりも、高齢者の生活を支えるこれからの制度見直しは、現在の若い世代を対象にした英断的改革が必要と考えます。町当局のご見解をお伺いし、私の最初の質問といたします。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、安全で安心なまちづくりについての東京2020までの取り組み状況についてと、魅力あふれるまちづくりについての若者の町内在住、在勤者に奨学金返還助成制度を導入してはいかがかのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会につきましては、日本で56年ぶりに開催され、オリンピックは史上最多の33競技、42会場、パラリンピックは22競技、21会場で実施されます。

千葉県は、オリンピックではフェンシング、レスリング、テコンドー、サーフィングが、パラリンピックでは、ゴールボール、シッティングバレーボール、車椅子フェンシング、テコンドーが競技会場となります。

当町では、サーフィンの競技会場が一宮となることから、おもてなしCHIBAプロジェクトin九十九里・外房として、千葉県と関係市町村で連携し、保育園、小学校、中学校でのひまわりの栽培やビーチクリーンなどを実施しているところでございます。

また、平成30年1月には、中米東岸、カリブ海に面する国、ベリーズと東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における事前キャンプについての基本合意書を締結し、同年2月、ホストタウンに登録をされました。ベリーズのホストタウンとなったことを契機に、ベリーズ国の応援と交流、スポーツ健康都市宣言にふさわしいスポーツの活性化、障害者スポーツの振興と障害者への理解の普及・啓発、国際感覚を身につけた人材の育成を事業実施方針として、関係機関と連携を図りながら各種事業を実施してまいりました。

今年度は、在日ベリーズ人による小中学校での異文化教室、パラスポーツ教室、パラカヌー体験会等を実施し、11月に開催する産業まつりでは、ベリーズの文化等を紹介する写真パネル展を初め、ベリーズから演奏者を招きカリブの音楽を体験していただくべく、所要の経費を一般会計補正予算に計上させていただきました。

今後もスポーツ健康都市宣言の町として、さらなるスポーツの活性化を図るとともに、ベリーズとの人的、経済的、文化的な相互交流を深め、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会までの一過性の取り組みとせず、将来にわたり持続可能なものとなるよう、各種

事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、魅力あふれるまちづくりについてお答えをさせていただきます。

奨学金返還助成制度につきましては、若者の町外流出を抑制するとともに、町外からの流入を促進させ町内への定着を図るとともに、地域経済の担い手となる人材を確保することなどを目的に、在学中に借り入れた奨学金の返済を支援する制度として地方公共団体が実施している事例がございます。

当町では、平成27年10月に第1期となる横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少の克服、選ばれる町づくりなどを目指すべき将来の方向として、移住者の受け入れ強化や子育てにかかわる経済的支援など、各種事業の推進と効果検証を実施してまいりました。

今年度は、第1期創生総合戦略の最終年度となるため、今までの地方創生に対する意識や取り組みを継承しつつ、町の新たな飛躍に向け、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とする第2期横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めております。

今回、ご提案の助成制度を含め、町への新しい人の流れをつくり、若い世代の結婚、出産、子育てへの希望をかなえるなど、誰もが活躍できる地域社会の実現に向けたまちづくりをより一層推進していくためにも、新たな事業を検討してまいりたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 椎名 淳君登壇〕

○健康こども課長（椎名 淳君） 川島富士子議員からご質問の大綱1点目、優しさあふれるまちづくりについてと、大綱3点目、魅力あふれるまちづくりについての里親制度の普及についてにお答えいたします。

初めに、町イベント時等における授乳、おむつ替え用テントの設置についてであります。千葉県では企業参画型子育て支援事業、チーバくんを活用した子育て応援事業の中で、移動式赤ちゃん休憩室整備事業として、活用を希望する市町村へテントを提供する事業を、平成29年度から3カ年実施したところであります。

当町では、気候に左右されない屋内での比較的静かなスペースを確保したほうが授乳等には適切であること、近隣市町の活用頻度を伺ってみたところ、活用実績が限定的であることから、応募はしておりません。しかしながら、乳幼児のいる親子が安心してイベント等へ参

加しやすい環境づくりは必要であると考えておりますので、町主催のイベントにおいては、気候等にも留意しつつ、公共施設の1室を赤ちゃん休憩室として臨時的に確保していけるよう検討するとともに、テントの設置に関しても、必要に応じて現有の備品を活用しつつ工夫してまいります。

次に、公共施設における男女利用可能な赤ちゃんの駅の設置についてであります。赤ちゃんの駅とは、乳幼児連れの親子が安心して外出できる環境づくり推進の一環として、授乳やおむつ替えができるスペースを提供している常設の施設等を総称しており、千葉市、市川市、館山市を初め、幾つかの自治体では、民間施設も含め、赤ちゃんの駅として要件を満たしている施設を登録制にし、事業を実施しております。

当町におきましては、健康づくりセンター「プラム」に授乳やおむつ替えができるスペースを設けており、赤ちゃんの駅としての形態をなしていると考えております。また、役場庁舎、町民会館、図書館、健康づくりセンター「プラム」の施設にあります多目的トイレにはおむつ交換台が併設されております。今後もこれらの設備の周知を図り、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

次に、改正子どもの貧困対策推進法に伴う本町の取り組みについてであります。子どもの貧困対策推進法は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的に平成26年1月に施行されました。

また、県では、子供の貧困対策を進めていくため、教育の支援など4つの支援施策を中心とした貧困対策を総合的に推進する千葉県子どもの貧困対策推進計画を平成27年10月に策定し、県、市町村、教育機関や関係機関と連携して計画を推進しております。

ことし6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、子供の将来だけでなく、現在の生活等に向けた対策の推進、子供の最善の利益が優先考慮されることなど、目的、基本理念の充実や、市町村における貧困対策の計画を定めるよう努めること等が盛り込まれました。

現在、町では県と連携を図りながら、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費の助成、中核地域支援センターによる生活支援制度の周知、相談など、あらゆる面から支援をしているところであります。

今後も、県と連携を図りながら充実した支援を行うとともに、町計画の策定につきまして

も調査研究してまいります。

最後に、里親制度の普及についてであります。里親とは、児童の保護者が病気や離婚、あるいは保護者に養育されることが適当でないなどの理由から、家庭で生活することができない子供たちを、保護者にかわって一時的あるいは継続的に家庭的な雰囲気の中で愛情深く育ててくれる方をいいます。

里親による養育は児童福祉法に基づいており、相談や里親の認定、登録などは県が行っております。里親になるには、管轄の児童相談所で相談、研修を受講後に申請し、申請者の調査及び社会福祉審議会での審議を経て、知事が適格と認めた方が認定、登録されます。その後、保護された子供が里親のもとで生活することを希望し、保護者がそれを承諾した場合に、条件等を検討しながら児童相談所が子供に合った里親を選択することとなっています。また、里親と子供が安定した生活ができるよう、児童相談所や里親支援機関による定期的な訪問を行うなどの体制づくりもされております。

県内で保護者と暮らせない子供のうち、里親家庭などで生活できている子供の里親等委託率は24.6%となっています。多くの子供が家庭的な環境で生活するためには、里親と周囲の方々の理解が必要であり、県では各地で里親制度説明会を開催するなど、里親に関する広報活動を行っています。

子供が健やかに成長するためには、安定的な家庭環境の中で、温かい愛情のもとに育てられることが大切です。町といたしましても、1人でも多くの子供が家庭的な生活を送れるよう、県と連携を図り、里親制度の周知啓発活動に努めてまいります。

〔健康こども課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 萩原浩己君登壇〕

○環境防災課長（萩原浩己君） 川島富士子議員ご質問の大綱2点目、安全で安心なまちづくりについてのマイ・タイムラインの作成及び普及についてお答えします。

一人一人がみずからの環境や地域の特徴に合った避難行動をとれるよう、いつ誰が何をするかを時系列に沿ってあらかじめ決めておく防災行動計画のマイ・タイムラインは、風水害から身を守り、逃げおくれゼロにつなげる重要な避難行動ですので、防災訓練や各種団体の防災学習等の機会に周知してまいりたいと考えております。

〔環境防災課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

〔産業課長 熱田雅之君登壇〕

○産業課長（熱田雅之君） それでは、川島富士子議員のご質問、大綱２点目、安全で安心なまちづくりについての食品ロス削減推進法に伴う本町の取り組みについてお答えをいたします。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において、主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしないという意識の醸成とその定着を図っていくことが重要と考えます。また、まだ食べることでできる食品については、廃棄することだけではなく、他者への提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていく必要があります。

こうした食品ロスの問題に真摯に取り組むため、令和元年５月３１日に食品ロスの削減の推進に関する法律が公布され、令和元年１１月３０日に施行されます。

現在、当町では、消費者庁からの依頼に対応し、ポスターやパンフレットなどを役場庁舎内に掲示し意識啓発活動を行っておりますが、今後、食品ロス削減推進法に定められた市町村食品ロス削減推進計画の策定につきまして、国や県の動向を注視しながら検討してまいります。

〔産業課長 熱田雅之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君） それでは、再質問等、多々用意させていただいたんですが、このような災害のときでございますので、要望のみで終わらせていただきたいというように思います。

まず初めに、優しさあふれるまちづくりの（１）のほうでございますけれども、赤ちゃんの休憩室を検討されていくということで、これはぜひお願いしたいということを思います。そして、年内にある体育祭や産業まつりにご配慮いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それと、公共施設の赤ちゃんの駅でございますけれども、周知を図ってくださるということでもありますので、これは必ずやっていただきたいというふうに思います。

その次の（３）の改正子どもの貧困対策推進法でございますけれども、非常に大事なところでもありますので、このところをちょっとお話をさせていただきたいと思います。

この有識者会議で座長を務める宮本みち子放送大学名誉教授がおっしゃっております。少子化が進む中で、自立できる条件を持っていない子供がふえることは、日本の人材という点

で非常に大きな損失だ。そればかりではなく、負の遺産になってしまう。大人になっても自立できなければ、働いて税金を支払うこともできず、逆に税金によって支えられることになるからだと言われております。ここのところは非常に大事だというふうに思います。これから先のまちづくりに、このことも視野に入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。

あと、宮本みち子教授が学校におけるソーシャルワーカーの拡充が大事だというふうにおっしゃっておりますので、ここのところも研究をお願いしたいと思います。

あと、町が貧困と言いながらも、子育て対策、医療費にしても給食にしても、町がどれほどか子育て支援に力を入れているということは、日ごろから敬意を表しているところでございますので、改めて申し上げます。

次に、安全で安心なまちづくりについてでございますけれども、町長のほうから東京2020、いろいろとご紹介はいただきました。まだ1年ありますけれども、1年あつという間に来てしまいますし、いつこのような急事にいろんな災害が起きるとは限りませんし、あらゆる事業の執行とかもありますけれども、テロ対策、感染症対策、また交通混雑対策、暑さ対策、サイバーセキュリティー対策、多言語対策、また外国語対応が可能な東陽病院の救急医療体制とか消防署体制、もう考えれば切りがないほどたくさんあるんですけども、この辺もしっかりお取り組みいただけるようによろしくをお願いしたいと思います。

次のマイ・タイムラインでございますけれども、非常に前向きなご答弁いただきました。ぜひ出前講座等にも入れていただいて、特に私、今回言いたかったのは、学校の児童・生徒にこのマイ・タイムラインを配布して、家族で話し合うきっかけになって、家庭の防災力アップにつながってほしいというふうに思いました。相も変わらず防災訓練の参加率が、場所によっては違うと思うんですけども、やはり毎年、少ないのかなというふうに思った次第であります。ぜひここのところ、多少お金かかっても子供たちに配っていただければと思います。

頻発する、今回の災害もそうですけれども、大規模な災害に国の防災減災の方針は大きく転換しているというふうに聞いています。もう自治体行政が一人一人を助けることはできないというふうに聞いています。みずからの命はみずから守るという意識を、とにかく町民が高く意識を持っていけるような取り組みをお願いしたいというふうに思います。

食品ロスでございますけれども、毎年10月が食品ロス削減月間となったことから、ぜひ10月の広報、まだ間に合うのでありましたら、広報よこしばひかりにて周知をお願いしたいと

いうふうに思います。

また、これは次の機会にお話ししてもいいんですけれども、政府のSDGs推進本部がジャパンSDGsアワードを創設して、企業、団体を表彰しているということもありますので、ここのところも積極的に取り組んでいただけるように研究をお願いしたいと思います。

最後の魅力あふれるまちづくりについてでございますけれども、里親制度の普及であります。日本財団の調査によりますと、制度についての周知と支援体制として国から受けられる補助金があるということを知らないということが、この日本財団の調査アンケートの中で、知っていると答えた人が2%以下だったということでもありますので、ぜひ国から受けられる補助金がある手当は毎月8万6,000円、養育費が約5万円、非常にいろいろ、審査は厳しいかと思いますが、この里親制度を町のまちづくりに利用して子供をふやすという、そういう実は市長が全国の中ではいられたということで、今回取り上げさせていただきました。難しい問題ではありますけれども、この制度を普及しないのは、圧倒的な情報不足が一つの原因だというふうに日本財団がおっしゃっておりますので、経済的な支援があり、短期委託も可能、また制度への理解が進めば多くの子供が家庭を得られる可能性があるということで、周知をお願いしたいと思います。

最後に、町長からいただきました若者の奨学金返還制度でございますけれども、高齢者人口が最も多くなる2040年を危惧しております。どう乗り越えるかが大きな課題であり、これは全国どこの自治体でも問題視していることだと思いますが、社会の活力を維持していくための方策が求められている中で、町の構築の一端になると確信をいたします。

経済の未来を担う若者、若手人材の確保、若者の地元企業への就職促進、そして何よりも消防団員の増加にもつながるといふふうに言われております。明るい未来につながることでございますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

また、自治体が奨学金の返済支援のための基金を設けた場合、特別交付税措置をしているということで、ふるさと納税などの寄附を就職支援基金とし、地方創生を後押しし、国からの特別交付税を2分の1でしょうか、ちょっと勉強不足ですみません。こういったぜひ活用した取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

最後に、高校、大学を卒業した若者の皆さんが、そのまま横芝光町に住み続けていただけるよう、また横芝光町へ帰ってきていただき、さらなる活気あふれる町をつくる担い手となっていただけるよう、積極的なお取り組みをお願いしたいと思います。

なお、このたびの災害対応におかれましては、町長を初め、全職員の皆様に心から感謝を

申し上げ、私の質問を終わります。大変な状況の中でのご答弁、そしてこのような機会をまことにありがとうございました。終わります。

○議長（鈴木克征君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

川島富士子議員、自席へお戻りください。

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員。

〔6番議員 山崎義貞君登壇〕

○6番（山崎義貞君） 日本共産党の山崎義貞です。

初めに、台風15号で被災された町内の方々を初め、千葉県内外の方々、いまだに停電の復旧が進まない被災者の方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

本議会では、通告に従い、大綱4点について一般質問を行います。

戦後74年の夏、安倍首相は8月6日、広島、9日、長崎での平和記念式典で、被爆地の皆さんの願いである核廃絶について、廃絶や禁止の言葉は何一つなく、昨年につき、被爆者の気持ちに寄り添っていないということがはっきりしました。残念でなりません。政府は、核兵器廃絶の署名を拒み、広島、長崎市民を初め、各廃絶を願う世界の人々の期待を裏切っています。核兵器の開発が再び進められようとしている今、核兵器の廃絶と戦争のない世の中にしていくためにも、平和を求める多くの声を政府に届けるべきだと考えます。

そこで、町長の政治姿勢の中の平和行政について、考えを伺います。

大綱1点、町長の政治姿勢について。

初めに、平和行政の核兵器禁止条約を国に求めることについて。

平成29年9月議会では、平和行政の3点について質問をしました。国連核兵器禁止条約について、長崎での平和記念式典に参加した感想、平和憲法を守れと、この3点についての質問に、町長は、核の脅威は感じるものの、当該条約は国政レベルの話なので政府の動向を見守りたい。平和記念式典に参加されたことについては、戦争の悲劇や惨禍を繰り返してはならないことや、平和のありがたさを実感したとの答弁でした。横芝光町非核平和都市宣言に見合う平和事業の推進をとの質問には、今後もこの趣旨を尊重してまいりたいとの総務課長からの答弁でした。

核兵器の廃絶は世界中の平和を求める人々の願いであり、核兵器禁止条約はその一番の近

道ではないでしょうか。平和首長会議に加盟している町であり、核兵器禁止条約署名を被爆国日本政府に求めていただきたいのですが、町長の考えをお聞かせください。

次に、広島・長崎被爆からの取り組みについてですが、千葉県館山市の中学生が長崎での平和式典に参加し、平和について感じたことを報告している映像がテレビで放映されました。児童・生徒を初め多くの町民にも、核の悲惨さや核廃絶の取り組みを知ってもらうことも必要ではないでしょうか。積極的な町の取り組みを求めるものですが、町長の考えをお聞かせください。

職員のスキルアップについて質問します。

この間の職員の不祥事については、行政の最高責任者である町長の責任が問われています。公務員といえども一人の人間です。完璧な人はいませんが、個々の自覚の欠如が生んだものであることには間違いありません。行政サービスに仕える人として人間性を鍛えることはとても重要であると考えます。事務処理能力を鍛えることはもちろんですが、町民との対応力や連帯感、町民に信頼されてこそ町役場職員、真の公務員ではないでしょうか。行政サービスにつながる職員教育をどのように取り組んでいるのか、お聞かせください。

大綱2点目の産業振興について伺います。

初めに、国連家族農業10年をどのように捉えているのかについて質問します。

2019年から28年までを国連の家族農業の10年とすることが、2017年12月20日の第72回国連総会で決定され、日本を含む104カ国が共同提案し、全会一致で採択されました。

この根底には、世界的な人口増加と食生活の変化により、2050年までに現在よりも60%も多く食料を生産する必要があると見積もられています。価格ベースで世界の70%以上を家族農家が生産していますが、若者が農業に従事することを希望せず、都市部への移住を選ぶ傾向にあるため、農業は世代交代の問題に直面をしています。SDGsの実現の鍵を握るのも家族農業です。

当町の農業生産は家族農業が全てと思われませんが、多様な農業生産体系を後押しする町の取り組みの強化を求めるものですが、国連家族農業10年をどのように捉えているのかを伺います。

次に、小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言は、新たに28条が追加されて成り立っていますが、農村で暮らす全ての人びとの権利宣言です。家族農業10年の成功のためにも重要な権利宣言ですが、日本の政府はこの権利宣言に後ろ向きです。町はどのように捉えているのかを伺います。

次に、昨年9月に岐阜県で発生した豚コレラですが、愛知県を初め岐阜県、長野県の畜産試験場でも発生し、飼養衛生管理基準の徹底していた各県のブランド豚生産の基礎農場でも発生してしまいました。農林水産省もやっと重い腰を上げ、ワクチン接種の検討に入ったところですが、遅過ぎる対応です。埼玉県で見つかった農場は、9月2日から5日にかけて80頭くらいが死亡したと報じられています。非常に報告がおくれています。食肉センターでの交差感染などを考え、一刻も早くワクチン接種をし、感染を防ぐしか方法はありません。

全国養豚協会もワクチン接種できるようにと農水省に要請をしていますが、町立の食肉センターを抱える当町は、BSE発生時に大変な思いを経験しています。感染拡大の防止に、千葉県や農水省にワクチン接種を要請するよう求めるものです。どのように考えているのかを伺います。

大綱3点、東陽食肉センターの今後の運営方針について伺います。

食肉センターの運営については、この間、一般質問で取り上げられ、千葉県主導の食肉センター再編の話も見えてきません。食肉センターは地域の経済に大きく貢献し、食肉センターを通じて地域の食文化も育んできました。老朽化した建物では、食の衛生面でさらに厳しい安全性が求められても対応ができません。具体的に今後の運営方針を示してください。

最後に、大綱4点、成田空港A滑走路利用時間延長問題について伺います。

成田空港の更なる機能強化問題で、利用時間1時間延長が利用者協議会で合意され、A滑走路の利用時間が深夜の12時まで可能となり、10月27日から実施されます。機能強化問題は地域住民の多くが納得できずにいますが、その多くは飛行時間の延長です。新設される予定のC滑走路は、騒音被害を受けることになる町民の理解は得られていません。これから深夜の12時まで受けることになる騒音被害に、住民は不安を募らせています。

そこで、時間延長に伴う増加便数を教えてください。当然、豊かな睡眠時間の確保ができなくなるわけで、それによる睡眠障害も発生してしまいます。利用時間延長に伴う睡眠障害をどのように捉えるのかを伺い、壇上からの質問といたします。

[6番議員 山崎義貞君降壇]

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、山崎義貞議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、町長の政治姿勢についての非核平和都市宣言の平和行政についてのご質

間にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、核兵器禁止条約を国に求めることについてでございますが、2017年7月7日、国連本部にて核兵器の全面廃止と根絶を目的として、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用の禁止ならびにその廃絶に関する条約、いわゆる核兵器禁止条約が採択されました。条約への署名、批准につきましては、前回のご質問にお答えをさせてもらったとおり、国レベルでの案件でございますことから、政府の動向を見守りたいと考えております。

次に、広島・長崎被爆からの平和行政の取り組みについてでございますが、当町におきましては、世界の恒久平和を願い、かけがえのない地球の平和と命を核から守るため非核三原則を堅持し、全ての核兵器が地球上から廃絶される日が来ることを希望とする非核平和宣言を平成19年1月に宣言いたしました。

このことから、ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名に賛同するとともに、山武郡市平和行進への後援と激励をさせていただいているところでございます。今後も非核平和宣言の趣旨を遵守してまいりたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） それでは、山崎義貞議員からの大綱1点目、町長の政治姿勢についての職員のスキルアップについてのご質問にお答えをいたします。

地方自治体の現状は、地方分権の進展に伴い、多くの事務事業決定権が国及び県から移譲され、その責任が拡大する中で、より質の高い行政サービスの提供が強く求められております。

このような状況の中、幅広い視点で先進的、個性的企画を立案できる職員、行政課題に対する先見性のある判断や意思決定、危機管理ができる職員、住民に公平、公正、誠実に対応し信頼される職員、みずからの責任で考え、新たな課題に挑戦する職員が必要となってきております。

スキルアップにつきましては、自己啓発のほか、毎年、研修の実施計画を立て、職場研修による具体的な実務を通じて行うもの、法制執務研修、普通救命研修、交通法規研修、さす

また使用方法研修など町単独で実施する研修、また時代や環境の変化に即した実務的、専門的知識や技術を習得するため、職場外研修も受講をしております。特に市町村アカデミー、千葉県自治研修センター、山武郡市広域行政組合では、より高度な専門的知識を習得することができることから、住民サービスの向上に直結するものと考えております。

今後も、住民への適時適切な情報提供と、わかりやすく説明できる職員を育成するためにも、継続して職員研修の充実を図ってまいります。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

〔産業課長 熱田雅之君登壇〕

○産業課長（熱田雅之君） それでは、山崎義貞議員のご質問、大綱2点目、産業振興についてお答えをいたします。

初めに、国連家族農業10年をどのように捉えるかについてでございますが、国連は2011年の国連総会におきまして、家族農業や小規模農業が持続可能な食料生産の基盤として、世界の食料安全保障確保と貧困撲滅に大きな役割を果たすことを広く世界に周知するため、2014年を国際家族農業年に制定いたしました。

国連家族農業の10年は、2017年の国連総会におきまして、2019年から2028年を国連家族農業の10年と定め、日本を含む国連加盟国104カ国の賛成で決定しております。

これまで家族農業を主体として、社会経済などの変遷に対応しながら、地域農業や農村環境を維持、発展させ、安定的に食料を生産するなどの重要な役割を果たしてきた全ての農業者にとって、歓迎すべき決定であると考えております。

次に、小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言をどのように捉えるかについてありますが、2018年の国連総会で119カ国の賛成で採択されましたが、アメリカ、イギリス、オーストラリアなどは反対し、日本は棄権しております。

この宣言は、家族経営や小規模農家の価値と権利を明言するという内容とあわせ、種子の安定的な供給、あるいは生物の多様性、農作業の安全といったさまざまなものが盛り込まれております。町では、中核的な担い手に農業を集約していくことにより、生産振興、基盤整備などの施策を推進しておりますが、農村コミュニティの維持や暮らしの場としての農村の活性化という面からも、家族経営を主体とする農業の担い手の確保、育成も大変重要な施策であると認識しております。

次に、豚コレラワクチン接種要望を国・県に要請するように求めることについてござい

ますが、現行の豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針は、殺処分を前提としない予防的なワクチンの接種を認めておりません。農水省では、豚コレラの感染拡大に伴い、県単位での地域限定のワクチン接種を検討し、豚コレラの感染が確認された県と、これに近い県を含めた県にワクチン接種の意向調査を行っております。

この各県への意向調査では、県内の全農家がワクチン接種に応じる意向かどうかを確認することとされております。農水省は、各県の意向を参考にしながら、指針を改正するかどうか慎重に検討する考えであるとのことでございます。

ワクチン接種された豚は、流通範囲の制限により販路が制限されるなど、養豚農家への負担が生じることから、国・県の動向を注視しながら慎重に対応する必要があると考えております。

〔産業課長 熱田雅之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

〔食肉センター所長 向後和彦君登壇〕

○食肉センター所長（向後和彦君） 山崎義貞議員ご質問の大綱3点目、食肉センターについての今後の運営方針についてお答えします。

初めに、町営東陽食肉センターの過去10カ年の状況を申し上げます。

豚については、畜主の高齢化、後継者不足による離農や世代交代、病気の発生等により、平成21年度では9問屋であったものが、現在では4問屋まで減少、と畜頭数は平成24年度の17万314頭をピークに年々減少し、平成30年度では11万1,899頭、今年度はさらに減少する見込みであります。

牛につきましては、平成23年度に1問屋が廃業し、現在では1問屋となり、平成26年度には4,181頭であったものの、平成30年度では3,435頭となっています。

次に、食肉センター特別会計の状況ですが、と畜頭数の減少により事業収入は減少、節電、節水を初め、老朽化に伴う施設、設備の維持管理においては、極力、職員で対応するなど、経費削減に努めてきたところでありますが、実質単年度収支は平成27年度から4年連続してマイナスとなっております。さらには、と畜場を運営する上ではなくてはならない処理士が加入している処理士組合、内臓処理組合においても同様の決算状況であり、食肉センターの運営は大変厳しいものとなっています。

食肉センターの使用料につきましては、平成4年度に処理頭数の減少及び修繕等の経費の増額に伴い、豚のと畜頭数を年間14万頭で想定し改正、平成17年度には豚カット室建設に伴

いカット室使用料を改正しておりますが、それ以後は消費税率の改正のみを経て現在に至っています。

また、食肉センターの再編整備に向け設立された千葉県食肉流通協議会では、平成30年度には新たなと畜場の処理工程や候補地に必要となる条件の検討などが行われ、今年度は候補地、規模、整備費等について検討する予定となっております。

議員ご質問の今後の運営方針についてですが、全国的に見ても地方公共団体が直営で行っていると畜場は数少なく、千葉県内では5と畜場のうち東陽食肉センターのみであります。

公営での使用料のみによる運営は大変厳しい状況ではありますが、と畜場法、食品衛生法の改正によるハサップ制度の導入に伴う施設整備を踏まえた使用料等の見直しの検討を行い、歳入の拡大に努め、これまで以上に経費の削減に取り組んでいく必要があると認識しているところであります。

食肉センターの再編も進められていることから、東陽食肉センター同業組合、千葉県畜産課、千葉県食肉流通協議会など関係者、関係機関と相談、協議をさせていただき、総合的に判断したいと考えております。

〔食肉センター所長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 山崎議員からの大綱4点目、成田空港問題、A滑走路利用時間延長問題についてのうち、まず時間延長に伴う増加便数についてお答えをいたします。

本年10月27日からの成田国際空港A滑走路の夜間飛行制限変更として、午前6時から午後11時までの運用時間を1時間延長し午前0時までに、また午後10時台の便数制限の廃止及び弾力的運用が午前0時から午前0時半までに変更されます。

山崎議員よりご質問いただいた運用時間変更後の増加便数について、国土交通省からは、ダイヤ、便数について、各航空会社において調整段階であり、現時点で具体的な便数は把握できないと聞いております。町といたしましても、できる限り早く情報提供いただけるよう、国、空港会社へ働きかけてまいります。

次に、時間延長に伴う睡眠障害をどのように捉えるのかについてお答えいたします。

成田国際空港株式会社では、成田空港の更なる機能強化に関する確認書に基づき、A滑走路の夜間飛行制限変更に伴い、地域住民の健康に与える影響を調査するため、本年5月に専門的知見及び公平性確保の観点から、学識経験者等で構成する成田国際空港航空機騒音健康

影響調査委員会を設置いたしました。

本年9月より、来年度以降に予定している本調査に先立ち、成田空港離着陸制限、いわゆるカーフェューの弾力的運用に関する確認書に基づいて、平成26年度に実施した航空機騒音健康影響調査時からの経年変化等の検証を目的とした事前調査を、前回調査にご回答いただいた方を対象に実施することとなっております。来年度以降に予定している本調査については、今後、この委員会で具体的な実施時期、調査項目及び調査方法等を審議の上、行うこととなっております。

また、環境対策として、昨年10月からA滑走路に係る騒特法防止地区内に所在する住宅において、寝室内の遮音効果拡大を図るため、寝室への内窓設置工事が行われています。

A滑走路の夜間運航時間延長に係る健康への影響については、当然、町としても重大な関心事ですので、今後、委員会が行う調査内容、結果について注視してまいります。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、通告順に従って再質問させていただきます。

初めに、町長の政治姿勢の中での核兵器禁止条約の件は、2年前と同じ答弁であって、もう一歩進んで答弁をしていただけるのかなということで、ちょっと残念な気持ちであります。

ことしの平和記念式典で、広島松井市長ですが、このように安倍首相の前で言いました。平和宣言ですが、日本政府には唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約への署名・批准を求める被爆者の思いをしっかりと受けとめていただきたい。その上で、日本国憲法の平和主義を体現するためにも、核兵器のない世界の実現にさらに一歩踏み込んでリーダーシップを発揮していただきたいと、このように日本政府に強く、松井市長は求めました。

佐藤町長は、この松井市長が会長を務める平和首長会議の、当然、この町のメンバーと思いますが、松井市長のこの思いに一歩応える形でしていただきたいというのが私の思いなんです。そここのところだけ、一言だけ答弁お願いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私も個人的には、本当にこの世の中に核が根絶していればいいなという思いがあります。しかしながら、現実として今、もう多くの国が保有して、それを向かい合わせて、またそれを威嚇として使っている国も現存する今の現実の中で、国も非常に厳しい状況に置かれているのではないかなというような推測がございますので、このように公人としての答えとしては、国の方向につきましては国の動向を見守りたいというお答えしかで

きませんが、個人的には、やはりこの部分につきましては、そういうようにみんなの思いが1つになってくれればいいなという思いは、もう常日ごろから持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。しかし、町長、やはりこのところは、核兵器をなくすということの一番の近道は核兵器禁止条約、批准国を多くする、条約の発効を、力、要するに実行力のあるものにしていくというのが一番だと思いますので、そのところも意見を、思いだけではなく共有して、もう一步踏み込んだ行動をお願いしたというふうに思います。

次に、平和行政の取り組みのことなんですが、広島に8月6日、長崎に9日に原爆投下がされたというこの事実を知らない若者が非常にふえているというふうに聞いています。このことに対しては町長、どのように感じておられますでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ことしも私、広島に山武郡市の行政視察で広島原爆記念館、ここへ行ってまいりました。本当に多くの若い外国人が非常に目立っておりました。

そうした中で、やはりそういう部分についても、今後、唯一の被爆国として、これはやっぱり学校教育の中でどのような、今、指導がされているかについては、ちょっと今、私、資料がございませんけれども、そうした中で、やはりこれは日本国民としてというか、人類の一人として、やはりこれは知るべきでいなければならないというふうに、今、改めて強く思っているところでございます。

ですので、その部分についても今後、何かしらできることがないかについては、教育長とともに検討させていただければなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。

ちょっと1点、隣町の匝瑳市の例を紹介させていただきたいんですが、8月15日まで、八日市場駅前のところには平和の像というのがあって、そこに折り鶴を飾ってあります。8月15日まで飾ってあるんですが、匝瑳市は8月6日の8時15分に防災のサイレンが鳴って黙禱するというようなことも行っています。

この町は8月15日の1回だけですが、匝瑳市は6日の広島の時にもされている。そういう中で、折り鶴を折ってこれを届けると。広島と長崎に届けるということでやっています。ことしは9万羽以上の折り鶴が届けられたということで、これは匝瑳市の各学校とか中学校とか、それから市役所とか、いろんな企業も含めて協力してもらってそれを届けているということをやっているんですが、やっぱりこういうことの中で、届けるということで、生徒が代表してその思いを話すとかということもやっているというふうに聞きます。

そういう中で、やはり原爆写真展の写真も、当然借りることができると思いますので、匝瑳市はことしは秋に公民館でやると。今までは市役所のロビーでやっていたということなんです、それをちょっと長い期間やるということも聞きました。

ということの中で、やはり学校の児童・生徒にもこのようなことというのを、強制するわけではないんですが、一つの大きな町として取り組むことによって、大きな平和教育になるんじゃないかなというふうにも思います。学校教育に支障がなければ、教育長、どのようにこの部分について考えているんでしょうか。ぜひ学校のほうでも協力してもらえそうな形なのかどうかというのを、ちょっとお答えしていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（押尾良晴君） その件につきましては、中学生の派遣も含めて、今後、他の市町村教育委員会の動向を把握しながら注視していきたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） わかりました。ありがとうございます。ぜひ、いいところは取り入れてほしいというふうに思います。

次に、職員のスキルアップの件なんです、町の職員の、当然、スキルアップというのは必要になってくるかと思えます。地方公務員の果たすべき姿というのは、全体の奉仕者として、公共の利益のために全力を挙げて専念するということでもあります。そういう意味でも、窓口に来られる方に対する対応の教育というのが、もう非常に大事になってくるのかなというふうに思いますので、そこのところは一定に担当課ずつじゃなくて、職員の一つの意識として確立していただきたいというふうに思うんですが、課長、そこら辺のところの教育はどのように考えるんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 職員のスキルアップにつきましては、壇上でも答弁させていただきましたが、やはりあらゆる知識を習得した上で、町民の求めるものを適切な時期に適切な

内容で説明できるという自信が、安定した対応につながるというふうに考えております。

さらには、接遇問題につきましては、これはやはり時代の流れの中で、どうしてもコミュニケーション能力が苦手だという若い世代もございます。これは当然、上の世代でもそういう方もいらっしゃいます。そういう方につきましては、町のほうで接遇研修ですとか、そういう機会を設けまして、町民の負託に応えられる職員の育成ということに、これからも、これは終わりがございませんので、さらに皆様に信頼を得られるような職員がふえてくるような研修を積極的に取り入れてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） わかりました。ぜひ続けてほしいというふうに思いますが、その中で病院事務長にお聞きしたいんですが、東陽病院も当然、町の職員になると思います。窓口の対応も含めて、病院のほうの研修をどのように考えているのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 東陽病院におきましても接遇のほうを進めておりまして、今年度、病院の満足度調査を実施させていただいております。少し病院の病棟改修の関係で、まだ外来でのアンケート調査しか行っておりませんでした。外来では満足度が、前回2年前になるんですが、それより向上しているということでもあります。ただ、新たな新人職員、看護師さんも増員しておりますので、そちらの方々への接遇研修のほうも引き続き進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。

続きまして、産業振興の国連家族農業の10年についてですが、町長はこの家族農業の10年はご存じですか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 恥ずかしながら、今回の質問で初めて知ることができました。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） わかりました。非常に重要な国連決議もありますので、産業課の課長にも尽力してもらって、町民の方にもぜひアピールしていただきたいというふうに思います。

続きまして、豚コレラワクチンですが、先ほど課長の答弁では、全部殺すためのワクチン

だということですが、これじゃなくて、今、マーカーククチンが研究されていると思います。以前は全部マーカーククチン、ほかにもありますので、このところをやっぱり強く求めていくということが必要であるし、千葉のこの北総大地で豚コレが入ってこられたら、もうこの辺の産業、全てパンクというふうに思っていいくらいのことだと思しますので、ぜひその辺の認識を再度強めてほしいというふうに思います。

続きまして、食肉センターの運営の問題について質問をさせていただきます。

食肉センターの再編問題では、町長がと畜場協会の会長であるということで、一番のまとめ役になるのかなというふうに私は思います。県が指導的な立場に立って進めているとは思いますが、このままでは東陽食肉センター、いつ終わりにするのかなというような形かと、報告を受けただけでは思います。

そういう中で、合併協議会の進捗状況というのはなかなか進まないというところがあると思いますが、なぜ進まないのか、ちょっとそこのところを簡潔にお願いします。

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（向後和彦君） まず初めに、と畜場協会の会長は佐藤町長でございますが、再編を進める上では、千葉県食肉流通協議会というものが再編を進めております。その中で会長は千葉県畜産課長、そして副会長がと畜場協会の佐藤町長ということになっております。

再編が進まない理由ということは、ちょっとさまざまな理由があるかと思いますが、やはり千葉県内のと畜場、5つございます。この5と畜場のさまざまないろいろな思いというのがございまして、なかなか一つにならないといったところ。また、候補地を現在、検討しているところでもありますけれども、なかなか条件に合った候補地というところが見当たらないといったところがありますので、なかなか前に進んでこないなといったところがございます。

ただ、平成29年度のちょっと推計値なんですけど、千葉県内の生産のと畜頭数が122万頭あるというふうに言われています。その中で、県内でと畜されている頭数が87万頭、35万頭がどちらかの県外でと畜されているのではないかというような数字が出ておりますので、やはり再編というのは急がなければならないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 今、センター所長から言われましたが、まさにそのとおりであって、

この問題はやはり、食肉センターの経営者は町ですが、運営主体は同業者組合だと思います。そういう中で、やっぱり同業者組合の代表をこの合併協議会の中に入れる必要があるのかなと。それが東陽食肉センターの意見というか、それを強くして、なおかつ合併協議会を早く進めていくことにつながるとは思います。町長、その辺はどのように考えますか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その前の質問の延長になりますけれども、やはり各と畜場の、お互いみんなビジネスベースでの各と蓄場で利益を求めているところがございます。みんな東陽食肉センター以外は全部株式会社でございます。当然のことながら利害があるわけございまして、その関係も非常に大きななかなか進まない要因の一つであるというふうに私も認識しております。

そうした中において、東陽食肉センターにつきましては、町が経営をしているといっても、と畜料を取って場所を提供するという形をとらせていただいておりますので、そうした中で、同業者組合の会長にしろ役員を、その流通協議会の席上に持っていくことについてはなかなか、それを今、東ねている県のほうにしても、なかなか容認できない部分、要するに細かい利害がまた発生してきてしまうという懸念があるということが一番大きな問題ではないかというふうに、今、推測をしています。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 町長、今、推測と言ったんですが、オブザーバーでも何でも、やはり利害関係は当然、合併になれば発生するものなので、この同業者組合の代表は必ず参加させるという、オブザーバーでも参加させる必要があると思います。ぜひそのところは県に強く求めていっていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それについては提案をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 最後に、成田空港問題ですが、N A Aさんのほうからまだ具体的な便数の発表がないと。ここに来てないというのはおかしなものだなというふうには考えるんですが、発表されていない以上、町のほうとしても発表ができないということにはなりますが、やはり12時まで飛行機が飛んだときに、非常に大きな苦情は当然、町に来ると思います。推

測でしか言えませんが。そうなったときの町としての対応もきちんとしていただきたいというふうに思いますが、そのところで一言だけ伺います。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 町としての対応ということで、ちょっと難しい点もございませうけれども、新しく1時間、時間を延長した中では、できるだけ低騒音機、低騒音機の中でも極力、騒音の出ないような飛行機を飛ばしていただくとか、そういう要望はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 睡眠できない、最低でも7時間の睡眠が必要だというふうに言われていますので、12時まで飛んだらとても寝られないということになっては、睡眠障害、健康問題になってくると思いますので、強く求めるものは求めていかなければならないというふうに思いますので、そのところは町長にもきちんとして覚悟を決めて話をさせていただきたいということで、私の質問を終わります。

○議長（鈴木克征君） 以上で山崎義貞議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午後 0時14分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時58分）

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第3、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町長等の給料の特例に関する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第3号 横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第4号 横芝光町ふるさとまちづくり基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第6、議案第5号 横芝光町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 520人を438人に改めるということですが、これによって、今回のような防災、震災があったときの対応ということに対して、大丈夫なのかどうなのかということであらうと心配になるんですが、そのところはどうか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 今、山崎議員のご質問の、今回の消防団員の定数を520名から438名、これにつきましては減数82名なんですけど、まず当町の状況を申し上げますと、本年度4月1日現在の26部あるんですけど、26部中、半数の部の15部が定員を満たない状況でございます。これで、今4月1日現在の団員数が459名、これが現の団員数の実情でございます。また、団員の高齢化についても進行はしているところであります。

今回の見直しにより、ポンプ自動車の部におきましては、20から27の定員を17、それと小型ポンプつき積載車の部におきましては、同じく20から17の部を15ということで、この減数になるわけなんですけれども、今後、消防活動におきまして、多様化する災害対応、また消防力につきましては、常備消防であります匝瑳市横芝光町消防組合との連携により体制整備を充実するとともに、消防団員につきましては、さまざまな訓練活動や教育、訓練により、一人一人のスキルアップをすることにより、消防力の質の向上を通して地域防災力を図ることが肝要だと考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第7、議案第6号 横芝光町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第8、議案第7号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 東陽病院のステーション、10月1日から施行ということで説明を以前受けましたけれども、もう日にちもないことなんですが、周知に関しては万全でしょうか。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 訪問看護ステーションの周知ということでございますが、広報につきましては、10月号の広報に掲載させていただきたいと思っております。

あと、近隣の開業医の皆さんとか医療関係、医療機関等々には、現在お手紙でお知らせし

ているのと、あと一部、訪問して医師に説明をして、訪問看護ステーションの利用を促進していきたいということで考えております。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 24時間の電話相談も応じるということで、非常に心強いことでもありますので、町民に対する周知も、やたらに電話されてもどうかなというところもあるんですけれども、その辺のこともお含み取りいただいて、しっかりお願いをしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 訪問看護ステーションにつきましては、直接は開業医の先生からの指示書をいただいて、訪問看護ステーションに開業医の先生方、もしくはほかの病院から依頼をいただいて、その先生方の依頼に基づいて訪問看護を行う形になっております。

今までは東陽病院だけで、東陽病院の患者さんに対して、訪問看護が必要な患者さんについては訪問看護を行っていたんですが、今後はその近隣の、近くの開業医の先生や医療機関の先生に依頼を受けてからという形になっておりますので、患者様方にも周知は十分図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第9、議案第8号 町道路線の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第10、議案第9号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 3点ほど、再確認を含めて質問させていただきます。

補正予算書の10ページ、真ん中のほうです。A滑走路特別加算金について。こちら、使途の内訳、これは再確認でございます。120万円が固定資産税の軽減、1,880万円、こちらはI-1号線、通称大総新道かと思えますけれども、こちらの修繕でよろしかったか。

2点目が、その大総新道に使われる予算ですけれども、これは全て修繕のみということではよろしかったか。

3点目は、その大総新道2,000万円の約9割以上がその修繕に使われるという認識で、私はいますけれども、そのような話の運びになった理由。

以上3点をお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

○財政課長（椎名富士男君） 1点目のA滑走路に係る特別加算金の2,000万円の充当先でございますが、はい、議員のおっしゃっているとおりでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） それでは、2点目の工事費、I-1号線、通称大総新道ですが、それは修繕のみかということにお答えさせていただきます。

今回の工事の関係ですが、通称大総新道で、カレドニアン・ゴルフクラブの入り口付近から東方向の姥山入り口までの間を舗装修繕工事を行うもので、延長は470メートルということと、あわせて大総新道内で区画線、要は路側線が消えているところが3,400メートルほどありますので、区画線を設置する、この修繕でございます。

なお、大総新道につきましては、大総地区の大動脈と言われる路線、または町が成田方面へ向かう道ということで非常に交通量も多く、こここのところ舗装の老朽化も著しいという状況で、なおかつこの区間については舗装のひび割れで、都度、剥がれているような部分も出てきましたので、今回舗装修繕という形で提案させてもらったものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） ご質問のありました、3点目の大総新道に充当する経緯でございますけれども、今回このA滑走路特別加算金については、当然A滑走路に影響のある地域のために使いたいということでありまして、今、都市建設課長から話があったとおり、大総地区の幹線道路である大総新道に充当することとなりました。

舗装修繕工事については、なかなか単費では投入できない金額ですので、この際ということでご相談させていただいた次第です。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 詳細わかりました。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、19ページ、6款1項1目の企業誘致促進事業（創生）の44万6,000円がありますけれども、そのうちの13節の委託料で航空写真データ作成業務委託料ということなんですけれども、どのようなふうに撮って、それをどのように活用していくのか、その辺をちょっと確認させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 航空写真データ作成業務ということでございますが、今いろいろ

な企業が町内に来ましたり、こちらから売り込みに行ったりしております。その際に、横芝光町の位置がどこにあるのか、例えば成田空港からどの辺の位置にあるのか、あと町内の道路網、それから交通網、それから観光的にいけば海でありますとか、そういうものを詳細に説明するのに、どうしても白図だけではわかりづらい。それから、成田空港からの距離関係につきましても説明がなかなかできないというようなことが多々ございました。

それにつきまして、今回、航空写真図をつくらせていただいて、それでいろいろな各企業さんのほうへ説明に行くとき、あるいは町内においでになられた方に説明をすると。そういうことで、1万5,000分の1とか2万分の1とかということで、1枚は成田空港と横芝光町がわかるもの、それから1枚は町の広域的な部分がわかるものと、例えば、この銚子連絡道の出入り口の付近に企業誘致を、今、一生懸命図っているところなのでございますけれども、そういう説明をするために写真図を5セットつくらせていただきたいと。それから、もちろんそのデータは町のほうのものとしたいというものでございます。

概略的にはそういうものでございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今の説明である程度理解できたんですけども、やっぱり町の位置を知らせるはともかくとしても、企業誘致を図るのであれば、やっぱり人間が定住するためには雇用の場の確保、やっぱりよそに先立って、成田空港というものを抱えている立地を逆に生かした中でやるのには、他人の土地にはなかなか工場、進出してきません。だから、そういうものを明確にして、やっぱりよそよりも先に、町で要するにそういうものを誘致するための段取りができるような、確保できるような、そういうようなものまであわせてやらないと、また後手後手に回る。そうすると、そういうものはなかなか来なくなっちゃうという状況があるもので、ただそれだけじゃなくして、やっぱり具体的に、今後こういうふうに進んでいくんだというものを明確に示した中でやっていかなければ、私はやっても意味がないものだと思っています。

ですから、そういうような形で、やっぱりやるのであれば、このお金を有効に活用するために、そこまで生かして私はやっていただきたいというお願いであります。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） すみません。22ページなんですけど、教育費のところ、学校統合準備事業のところの校歌作成業務委託料22万円ですが、具体的にどういうところに委託するとか

というものが、町内の人に委託するとか、全然関係ないところに委託するののかということが、ある程度わかっていれば教えていただきたい。

それと、その下の教育費の学校管理費のところの、1目のところの小学校施設維持管理事業で、大総小学校だというふうに説明を受けましたが、PCB調査ということであります。

これ大総小学校のどのようなところのPCB調査なのか、具体的に教えていただければというように思います。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） まず1点目の、学校統合準備事業の校歌作成業務委託料の22万円でございますが、これにつきましては、光小学校校歌の録音作業とデータ作成に係る費用の予算でございます。校歌の作成自体は、現在、横芝光町出身の音楽活動をされている方をお願いをしておるところでございます。そちらにつきましてはボランティアでやっていただけるということで、費用のほうは見てございません。

それと、続きまして、PCBの関係ですけれども、先ほど大総小学校というお話がございましたが、今回、全小学校と、あと別途中学校費でも同じように計上があるんですが、光中学校のPCBの調査を委託する予定でございます。

もう少し具体的内容を申し上げますと、町内全小学校にある変圧器やコンデンサー、それから照明用安定器などに高濃度PCBが含まれているかどうかを調査するための費用でございます。この調査は、高濃度PCBを含んだ変圧器、コンデンサーは令和4年の3月31日までに、安定器につきましては令和5年の3月31日までに処分しなければならないということとなったことから実施するもので、調査の結果、高濃度PCB含有が確認された場合には、別途予算を計上して、期限までに処分をすることとなります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 1点だけ確認させてください。9ページに、低所得者介護保険料ということであるんですけれども、これは、消費税10%のあれとは関係ないですか。

〔「関係ありません」と言う人あり〕

○12番（川島富士子君） 関係ありません。じゃ結構です。ありがとうございました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し……

〔「討論」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 私は、この議案第9号の補正予算に対し、反対の立場から討論をさせていただきます。

この補正予算に含まれるA滑走路特別加算金、総額2,000万円の使い道ですが、120万円が固定資産税の軽減、1,880万円が大総新道の修繕工事に充てられることとなっております。

私が以前、議会で確認した内容ですが、この特別加算金の使途については、A滑走路にかかわる環境対策事業に充当するとのことでした。この言葉のとおりを考えるのであれば、NAAや共生財団の助成金ではカバーできない部分の防音対策の拡充や、エアコン補助、また固定資産税についても軽減するためのパーセンテージをもっと上げて、手厚い補助をするなどの事業に充てるのが適切かと考えます。

仮に、この財源を今回のように大総新道に充当していく方向で考えた場合でも、例えば、片側2車線に拡幅するような工事であれば、道路環境が向上し、地域発展につながるのではないかと、わずかながらにも考えることはできますが、傷んだ道路を修繕して環境対策を行ったと考えるのは苦しいものがございます。

損壊した道路を放置して、一たび事故でも起こるようなことがあれば、道路管理者として町がその責任を問われることは当然であり、そのようなことが起こらないように、毎年、道路の維持管理事業費として予算を組んでいるのではないのでしょうか。考え方によっては、今後の計画を立てて修繕していくはずであった大総新道が、1,880万円分、一遍に修繕ができるということになりますので、この金額分は今後の道路維持管理費が浮かせられるため、結果、一般財源化してしまったとも考えられます。

以上の理由により、この一件が含まれるこの補正予算に反対いたします。

○議長（鈴木克征君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 私は、議案第9号について賛成する立場から討論いたします。

本補正予算については、町執行部から説明があったとおり、現計予算額に3億8,986万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を105億3,492万8,000円とするものであります。

内容を見ると、金額的には地方財政法に基づく財政調整基金積立金のほか、空港周辺地域

振興支援金を活用した新横芝光号成田便運行補助金や、ふるさとまちづくり基金積立金が主となりますが、成田国際空港A滑走路の夜間飛行制限変更に伴う環境対策の実施など、きめ細やかで、かつ迅速な予算措置が必要であると判断をいたします。

よって、私は、本補正予算案に賛成をいたします。

○議長（鈴木克征君） これにて討論を終結します。

これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第11、議案第10号 令和元年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第12、議案第11号 令和元年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第13、議案第12号 令和元年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第14、議案第13号 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第15、議案第14号 平成30年度横芝光町一般会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） すみません。それでは、決算書の147ページ。学童保育事務費備品購入費のところでの具体的な購入品を教えてください。147ページの上から4行目になります。

それと、153ページ、保健衛生費、子育て支援事業、上から4行目になります。子育て支援事業、創生事業。これの内容ですね。創生事業、教えてくださいと思います。

それと、9行目ですか、子育て日用品助成金199万9,000円内容と子育て用品リサイクル事業、創生事業。どのような事業をやってきたのかということで、ちょっと内容を教えてくださいというふうに思います。

277ページ、社会教育費。10行目になりますか、文化の森公園用地賃借料。どれくらいの

面積、それから地権者は何人なのか、教えていただきたいと思います。

それと、その12行目になりますか、土地購入費。このところも、どこの土地の購入なのか教えていただきたいというふうに思います。

次に、287ページですね。下から7行目、光スポーツ公園用地賃借料。このところも、平米と、それから地権者が何人なのか教えてください。

289ページ、尾垂野球場用地賃借料。これの104万7,034円の賃借料なのですが、国有地から借りているという認識ではあるんですが、このところを全部国有地から借りているのか。そして、この野球場だけにこの場所を使っているのかどうなのか、ほかのものにも使っているのかどうかを教えてください。

次に、291ページ。同じことになりますが、光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業のところの、ちょうど真ん中辺になりますね。同じく用地賃借料、これも同じように面積と地権者は何人なのかということをお願いしたいと思います。

最後に、293ページ、上から10行目になりますか、使用料及び賃借料のところの用地賃借料、350万3,100円のところの、これも同じように教えていただきたいと思います。

以上。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） それでは、私からは3点ほど回答させていただきます。

まず決算書の147ページ、上から5行目、備品購入費。学童保育事務費の備品購入費ですが、これにつきましては、児童クラブの座卓が経年劣化により破損しておるものについて、26台購入したものであります。横芝小学校児童クラブへ12台、ひかり児童クラブへ14台、新しいものを購入した金額となっております。

続きまして、決算書153ページ、子育て支援事業の内容ということだと思いますが、これにつきましては、ゼロ歳から1歳のお子さんを持つ保護者に対しまして、子育て日用品、紙おむつですとか粉ミルク等の代金を助成するものであります。金額119万9,000円とありますが、1枚1,000円の券を最大で12枚支給しているわけなんですけれども、町内登録している店舗で購入された方の合計額が119万9,000円ということになります。

続いての子育て用品リサイクル事業、こちらの内容ですけれども、こちらについては、子育て用品、ベビーカーですとかチャイルドシート等を譲りたい人、また譲ってもらいたい人の情報をプラムの掲示板に表示していただいて、マッチングすれば交換できるという事業であります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） 山崎議員のご質問の277ページ、文化の森公園用地賃借料につきましては、面積といたしましては2万9,222平方メートル、地権者の人数といたしましては9名となっております。また、土地購入費につきましては、500平方メートルを購入し、これは図書館の用地となります。

続きまして、289ページ、尾垂野球場用地賃借料でございますが、こちらの面積は7,176平方メートルでございます。

続きまして、光しおさい公園用地賃借料になります。291ページになります。こちらにつきましては、光B&G海洋センタープール用地の賃借料、また、しおさい公園テニスコート、光しおさい公園サッカー場の賃借料となりまして、光B&G海洋センタープールの用地の面積は1万4,343平方メートル、光しおさい公園のテニスコートは7,525平方メートル、光しおさい公園サッカー場用地の面積は1万8,844平方メートルでございます。

続きまして、293ページのふれあい坂田池公園野球場の用地賃借料でございます。こちらは、1万1,677平方メートルを賃借しているところでございます。

以上です。

すみません、287ページの光スポーツ公園用地賃借料になります。こちらの面積といたしましては2,382平方メートルをお借りしているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 課長、地権者の数、ちょっと報告されていないんですが、質問したと思います。何名この地権者がいるのか、調べていただきたいというふうに思います。

それと、今、その質問の中で答弁漏れだと思いますが、尾垂野球場の賃借料の中で、野球だけじゃなくてほかのものにも使っているのかどうかということで聞いたんですが、それも。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） すみません、尾垂野球場の賃借料は、野球場のみでございます。地権者につきましては、後ほど調べてご報告させていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、児童クラブのことについて再度質問させていただきます。

備品購入ですが、座卓ということでありました。私、ひかり児童クラブに洗濯機がないと

ということで、ぜひ洗濯機の設置ということで、民文のときにも要望した経緯があるんですが、水道の問題とかということではなかなか、水道の排水の問題でできないということであったんですが、やっぱりどうしても洗濯機は必要なものだと思いますので、このところはなぜ洗濯機を置くことができないのか。一番大きな児童クラブなのに。ちょっとそのところが理解できないので、備品を買うのであればそのところもということで、回答いただければというふうに思います。

それと、リサイクル事業ですが、プラムのほうに掲示してあるということは私も知っております。いろいろ不要になった人から、どうにか使えないものかというようなこととか、それから生活が大変だしということの意見もあるんですが、新しいものでなくても十分だというようにそういう意見もある中で、このところのリサイクルでうまく、再利用と言ったらいいんですかね、回す循環型のそういうことというのを、もっともっと町としても進めてほしいというふうに思いますが、そのところはどのように考えているのかということ、もう一度伺います。

それと、社会教育費の地権者の数、今わからないということではありますが、地代という、この借地代というのが大金になります。町がもう要らないよということで返すということはほとんど、これないと思いますので、どうして町としてこの用地を取得しないのかということがちょっと納得できないので、一気にこれだけのものを取得しろということじゃないんですが、やはり計画的に取得計画とかを立てていく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、そのところは町長はどのように考えますでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 借地の部分の賃借料につきまして、いろいろと随分前から議論があって、社会文化課関係のみならず、役場庁舎の敷地についてもいろいろとあるわけございまして、今の段階では、昨年度1件の売ってもいいという話をいただいたもので、買わせていただいた状況でございますけれども、今後促進できるような施策を財政の許す限り進めていきたいというふうに考えております。

ただ、地権者の皆様方も、ある程度の賃借料、地代をいただいているということの中で、売却することによって税制の優遇策が、途中ですとなかなかとりづらい部分があったりすることによって、不利益を与えてしまう状況にもあるのかなという部分があるかと思っておりますけれども、それについては今後も検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） まず、147ページになろうかと思います。ひかり児童クラブの洗濯機の関係でございますけれども、議員もご承知のとおり、排水の関係が整備しなければならないという状況にもありますので、それについては、再度、調査を進めていきたいと考えております。

続きまして、153ページ。リサイクル事業でありますけれども、当然、子育てで不要になったものというのは発生してこようかと思えます。プラムに掲示してございますが、広報紙、または健診時等々、周知、啓発には努めておりますので、ぜひ皆様方にも積極的にご利用、ご活用いただければと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） すみません、地権者の人数につきましては、光スポーツ公園が3名、しおさい公園が22名、光文化の森公園が9名でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 執行部側に申し上げます。

答弁の途中で着席をした場合には、再度発言の許可を求めて発言をお願いいたします。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時といたします。

（午後 1時50分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時00分）

○議長（鈴木克征君） 議案審議を続けます。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 2点だけ伺いたいと思います。

決算書の153ページ、中段のエンゼルヘルパー派遣事業、創生事業ですね。これの検証と、非常に事業の内容は物すごくいい事業なので、ぜひ周知を頑張って決算の検証をして、次の周知にどのように取り組まれようとお考えか。

それともう一つは、161ページ、中段ちょっと上のメンタルチェックシステム管理委託料

なんですけれども、この成果を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） それでは、決算書の153ページ、中段になります。エンゼルヘルパー派遣事業の検証ということでございますが、こちら創生事業として始まったものであります。妊娠期また子育て期の家庭にヘルパーを派遣し、家事支援を行い、日常生活の負担軽減を図るということで実施しているものであります。30年度の実績はございませんでした。周知には、ホームページ、広報紙等で掲載はしておるところなんです。実際に該当される方がおりませんでした。またその辺も含め、再度、実施に向け検討していきたいと考えています。

続きまして、161ページの自殺対策強化事業のメンタルチェックシステムの関係であります。こちらにつきましては、いわゆるこころの体温計といいまして、町のホームページからご自身の健康をチェックしていただくというシステムでございます。30年度のアクセス数が1万558件ということで、大分伸びている数字となっております。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し……

〔「討論」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、決算に対する反対討論を行います。

学校給食費の無償化が今年度から始まり、子育て支援策が充実していますが、給食費の無償化に伴い、滞納世帯に対しては、支払いの精算が一定程度なくてはならないと考えています。不公平感の払拭のためにも必要ではないでしょうか。

児童クラブの最低限度の設備、施設整備は必要であります。社会教育費の充実のために、予算計上は当然であります。文化の森公園やスポーツ公園、しおさい公園、坂田池公園などの賃借料は、町の財政にとって大きな負担となっております。用地取得の話は見えてきません。

給食費滞納世帯に対する徴収解決問題、学童クラブの施設整備充実なども、利用者の求める決算にないと思います。

以上、本決算に対する反対討論といたします。

○議長（鈴木克征君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 平成30年度横芝光町一般会計決算の認定についてでございますが、私は、議案第14号について賛成する立場から討論をいたします。

提案されました平成30年度一般会計歳入歳出決算額は差し引き3億7,423万円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は3億7,367万円の黒字となっております。

なお、財政の弾力性をあらかず経常収支比率は、前年度より0.5ポイント増の90.8%となっており、厳しい財政状況にありますが、歳入の根幹をなす町税収入が0.7%、1,765万7,000円の増となり、生産年齢人口が減少傾向にあるにもかかわらず、徴収率向上に向けた取り組みなどにより税収が確保されております。

また、町の貯金である基金残高については、取り崩しを最小限に抑えることにより、年度当初より1億8,439万円ほど積み増すとともに、町債残高も昨年度末より1億1,391万円ほどの減額となっており、今後の財政需要に備えることができたものと判断をいたします。

事業内容については、町道I-14号線道路改良事業、北清水・木戸地先などのインフラ整備や、横芝駅前情報交流館管理事業を初めとした地方創生事業のほか、子育て支援や高齢者対策、公共施設の長寿命化の検討など、計画された事業が着実に推進できたと評価をいたします。今後も、第2次横芝光町総合計画に掲げた取り組みを着実に実施し、「人・自然・文化を奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち 横芝光」の実現に向け、まちづくりを進めていきたいと願うところであります。

私は、町の今後の財政運営において、限りある財源を有効に活用し、より一層の住民福祉向上に努めていただくことを望むとともに、行財政改革を進めながら、事務事業の執行とその効果に大きな期待を申し上げ、平成30年度一般会計決算に賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） これにて討論を終結します。

これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第16、議案第15号 平成30年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 国保特別会計決算の歳入のところですか。322ページ。保険徴収率ですが、この前の説明で、93.07%の収納率というふうに説明があったと思いますが、非常に93.07というのが高い収納率というふうに感じます。この改善された理由をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それと、353ページの基金積立金ですね。6款1項の基金積立金。財政調整基金積立金2億1,300万円。この大きな積み立て、昨年度はたしかなかったかなというふうに思うんですが、なぜこれだけの基金が積み上げられたのかというのを、ちょっと説明していただければというふうに思います。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） このたびこの93.7%、こちらは現年分でございます。現年分の徴収率が昨年度よりもふえてございます。こちらにつきましては、執行停止、税務の技術的なものがございます。執行停止を行ってみたりだとか、この滞納整理を強化していること、また国税からのOBをいただきましてこのような徴収に励んでいること、これが主に滞納、この徴収率を上げている原因となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（大木敏江君） それでは、山崎議員ご質問の353ページの基金積立金のご質問についてお答えいたします。

国保の広域化に伴いまして、なぜ30年度で積んだかというご質問だったかと思うんですけども、確かに29年度も繰越額はかなり大きい額でございました。ただ、平成30年度から国保が広域化に伴いまして、新しく予算の枠組みも変更になったりですとか、まだ見えない部

分が多かったもので、その時点で基金積立は様子を見てからということで、30年度1年間状況を見て、歳入と歳出の状況を見た結果、今回初めて2億1,300万円の積み立てが可能ということを確認した上で積み立てをするようにいたしました。

すみません、説明の仕方がちょっとまとまりませんが、29年度の積み立てに関しましては、広域化直前だったもので、その時点で積み立てをしないで、どこでどんな形で予算の支出が、予測つかない部分で支出があるといけないので、一応その積み立ては様子を見たという、そういう状況でございました。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ちょっと補足します。要は、この広域化に伴って、国保財政基盤の弱いところには、ある程度厚いというか、なるべく県全体を安定させようというところの制度になっていた関係で、横芝光町の国保財政が極めて厳しい状況にあった状況の中で、この制度の中で、結果的にこのように、ある意味余剰金ができる、それを基金として積み立てることができたというふうにご理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 何となくわかったようなわからないような感じなんです。最初の93%の収納率、徴収率ですが、県全体では非常に、全国的には八十何%かというふうには思います。その国税のOBの方とかも含めて、入ってもらって徴収の強化ということですが、それでも国保は滞納者が多い、徴収率が悪いというふうなのが今までだと思います。強制的な取り立ても含めて、していないとは思いますが、ちょっとそこところが心配になったもので、これだけ上げるのは大したものだなというふうに感心はしているところですが、そういうふうなことがないかどうかを1点確認させてください。

それと、住民課長が言われたその積立金、町長も言われたことなんです、非常にこれだけの積立金、何かあったときには積立金が必要だということはわからないわけじゃないんですが、やはり国保税が高いというのが現実にありますので、なるべく安い、低いような、おさまるようなそういう税体制、税体系をつくっていただきたいというふうには思いますが、どのようにそこをところを考えるのか。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） 先ほどの徴収の関係で1点補足させていただきます。

税務課のほうでは、滞納されている方とできるだけ面談といいますか、こういうような会

う機会といたしますか、こういうのをふやしております。これを月2回納税相談ということで、日曜日に職員が午前申出てきて、このようなご相談をさせていただいております。

また、今、山崎議員からお話がありました、強制的な徴収手段ばかりじゃないでしょうということで、このようなお話がありました。確かにそのとおりでございます。この税金につきましては執行停止という手段がございます。この強制的な徴収手段を開始することができますが、納税を強制することが適当でない場合がございます。どのような場合かと申しますと、対応する処分する財産がないとき、滞納処分により生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、これと滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明の場合のときなどでございます。このようなときは強制的な徴収手続はしないで、執行停止というこのような手段もとってございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今後、安定した国保財政運営ができるものであれば、当然のことながら、少しでも町民の負担を軽くする施策というのは考えていかなければならないと思いますので、国保運営協議会等々と協議をさせていただいて、なるべく町民の負担は軽くできるように、これは常日ごろから私も思っていることでございますので、そういう方向に進めていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、最後に執行停止の件数だけ教えてください。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） 後ほど、資料のほうを探しまして、ご報告をさせていただきます。すみません。申しわけありません。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第17、議案第16号 平成30年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第18、議案第17号 平成30年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第19、議案第18号 平成30年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第18号について採決します。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第20、議案第19号 平成30年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第19号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第21、議案第20号 平成30年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第20号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第22、議案第21号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） スクールバス4台の値段ということですが、この4台というのは何人

乗りのスクールバスになるのか、ちょっと伺います。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） 財産の取得ということで、財政課が所管でございますが、スクールバスの内容でございますので、私のほうで回答させていただきます。

今回、購入しよういたしますスクールバスにつきましては、運転手込み25人乗りのショートボディーのマイクロバスを予定しております。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第21号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（鈴木克征君） 日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり議員派遣したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認めます。

よって、そのように決定しました。

◎陳情の件

○議長（鈴木克征君） 日程第24、陳情の件を議題とします。

常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長。

〔総務経済常任委員会委員長 川島富士子君登壇〕

○総務経済常任委員会委員長（川島富士子君） それでは、総務経済常任委員会に付託された6月定例会より継続審査となっております、陳情1件の審査経過と結果について、ご報告を申し上げます。

本委員会は、9月3日、午後4時21分から、委員8名全員出席のもと、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定をいたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

陳情第2号の議員報酬の改正に関する陳情書についてであります。議会改革特別委員会を設置し、報酬額、政務活動費及び定数について協議がなされているところで、まだ結論が出ていない段階であります。委員会としても陳情内容を踏まえ、今、議論されていることを引き続き協議する必要があることから、継続審査とすべきであるという意見等があり、採決の結果、陳情第2号を継続審査と決定をいたしました。

以上、審査結果の報告といたします。

〔総務経済常任委員会委員長 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、民生文教常任委員会委員長。

〔民生文教常任委員会委員長 川島 仁君登壇〕

○民生文教常任委員会委員長（川島 仁君） それでは、今期定例会において、民生文教常任委員会に付託された陳情2件の審査経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、9月3日、午後4時20分から、委員8名全員出席のもと、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

陳情第1号 国民健康保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める陳情書に関する陳情書についてであります。国保制度が疲弊しているという考えもありますが、だからこそ今、相互扶助の観点からその形は崩れていると認識しているので、趣旨は理解できますので賛成しますとの意見や、国保税は高いが引き続き下げると国保運営が厳しくなると思うので、引き下げには反対ですという意見が多数あり、採決の結果、陳情第1号は不採択と決定しました。

陳情第2号 生活保護基準引き下げ中止を求める陳情書に関する陳情書についてでありま

すが、国民年金と比較しますと医療費等の負担で優遇されていると思う。また、国では調査して基準を決めていることなので、多少引き下げになってもやむを得ないではないかとの意見が多数あり、採決の結果、陳情第2号は不採択と決定しました。

以上で、審査結果の報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 川島 仁君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま民生文教常任委員会委員長から報告のありました陳情2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより陳情第1号及び陳情第2号について採決します。

採決は分割して行います。

陳情第1号 国民健康保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立少数。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第2号 生活保護基準引き下げ中止を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立少数。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（鈴木克征君） 日程第25、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

民生文教常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則

第74条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

ここでお諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木克征君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和元年9月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時34分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木克征

議員 印 東彦治

議員 鈴木唯夫